

荷役災害防止担当者 教育用テキスト



はじめに

厚生労働省は、陸運業の荷役作業における安全対策を推進するため、平成 25 年 3 月に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」(平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号) (以下「荷役ガイドライン」といいます。) を公表しています。

この荷役ガイドラインは、陸運事業者と荷主等が連携し、陸運業の荷役災害の防止を進めるためのそれぞれの実施事項を示したものです。

荷役ガイドラインでは、荷役災害防止のための管理体制として、陸運事業者及び荷主等のそれぞれの事業場において、「荷役災害防止担当者」の指名とその担当者に対する荷役災害防止のための安全衛生教育の実施を求めています。また、その教育カリキュラムは、厚生労働省の通達として示されています。

このテキストは、荷役ガイドラインを踏まえ、陸運業及び荷主等の荷役災害防止担当者に対して必要な安全衛生教育を行う際に使用するものです。

テキストでは、陸運事業者、荷主等それぞれの実施事項を理解しておくことが重要であることから、できるだけ各項目について、陸運事業者の実施事項と荷主等の実施事項を対比できるように記載していますが、荷主等の実施事項としてまとめた方が理解しやすい事項については、一部まとめて記載しています。

なお、平成 26 年 8 月に災害データ等を刷新し改訂しました。

本テキストにより、荷役災害防止担当者の教育が推進され、荷主等の事業場における陸運業の荷役災害が大幅に減少することを心から祈念いたします。

平成 26 年 8 月

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 会長

川 合 正 矩

目 次

1章 荷役作業における労働災害の現状と事業者等の責務

1節 荷役作業とは

- 1 荷役運搬作業と荷役作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 荷役の機械化の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 荷役運搬作業の機械化、システム化・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2節 荷役作業における労働災害の現状と問題点

- 1 陸運業における労働災害の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 荷役作業における労働災害の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 荷役災害防止の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 4 荷役災害事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

3節 陸運事業者の責務と安全衛生管理体制

- 1 陸運事業者の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 安全衛生管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

4節 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制

- 1 荷主等の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 2 安全衛生管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

2章 荷役作業における労働災害防止対策

1節 基本的な荷役災害防止対策

- 1 荷役作業の有無等の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 2 荷役作業場所等の安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 荷主等の実施事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

2節 荷役作業時の墜落・転落災害の防止

- 1 労働者の遵守事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 2 安全設備及び保護具の使用・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

3節 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止

- 1 フォークリフトによる労働災害の防止対策・・・・・・・・ 29
- 2 クレーン、移動式クレーンによる労働災害の防止対策 30
- 3 コンベヤーによる労働災害の防止対策・・・・・・・・ 32
- 4 ロールボックスパレット、台車等による労働災害の防止対策 33

4節 転倒による労働災害の防止

- 1 安全な作業方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 2 作業環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 3 荷主等の実施事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

5節 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止

- 1 腰痛予防対策指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 2 人力作業による重量物の取扱い・・・・・・・・・・・・ 38
- 3 機械化、省力化による負担の軽減・・・・・・・・・・・・ 40
- 4 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策 40

6 節	その他荷役関係災害防止に必要な事項	
1	ロープ・シート着脱作業の安全対策	41
2	荷崩れ防止対策	46
3	貨物自動車等の逸走防止対策	49
4	その他の労働災害の防止対策	49
3 章	荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚	
1 節	陸運業の荷役作業従事者に対する教育	
1	雇入れ時教育における荷役災害防止教育	52
2	荷役作業従事者に対する安全衛生教育	53
2 節	労働安全衛生法に基づく資格等の取得	54
3 節	作業指揮者等に対する教育	
1	車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育	55
2	積卸し作業指揮者教育	56
3	ヒヤリ・ハット活動及び危険予知訓練	57
4	リスクアセスメント教育	58
5	腰痛予防管理者教育	59
4 節	日常の教育	
1	荷役作業従事労働者の遵守事項の徹底	60
2	災害事例等の活用	62
3	災害事例研究	63
5 節	荷主等の実施事項	
1	改善基準告示の概要	64
2	荷役作業従事者の安全衛生教育	65
4 章	荷主等と陸運事業者との連絡調整	
1 節	荷役作業における役割分担の明確化等	
1	運送契約時における役割分担の明確化	68
2	安全作業連絡書等の活用	68
2 節	陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置	
1	安全衛生協議組織の設置	70
2	協議する事項	70
3 節	自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置	
1	自動車運転者が荷役作業を行うリスク	72
2	自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置	72
3	交通労働災害防止のためのガイドラインにおける荷役災害防止等	72
4 節	陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置	73
5 節	荷主等に求められる連絡調整	
1	役割分担の明確化	74
2	陸運事業者との連絡調整	74
3	協議組織の設置	74

4	自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置	74
5	陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置	74

5章 関係法令

1節	関係法令を学ぶ前に	78
2節	労働安全衛生法関係	80
3節	労働安全衛生規則関係	95
4節	クレーン等安全規則関係	107

(資料)

1	陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン	114
2	「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく 安全衛生教育の推進について	125
3	職場の腰痛予防対策指針（抜すい）	135
4	トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント	147

(用語の説明)

法	労働安全衛生法
安衛令	労働安全衛生法施行令
安衛則	労働安全衛生規則
クレーン則	クレーン等安全規則
荷主等	荷主、配送先、元請事業者等
陸運業	陸上貨物運送事業
陸運事業者	陸運業の事業者
陸災防	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
荷役ガイドライン	陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月25日基発0325第1号）
荷役安全設備マニュアル	荷役作業を安全に（荷役作業における墜落防止のための安全設備マニュアル）（厚生労働省パンフレット）
改善基準告示	自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号）

(注) 次の資料は陸災防ホームページの「パンフレット・リーフレット」または「関係法令・通達等」のページからダウンロードできます。

- ・ 荷役ガイドラインのあらまし（リーフレット）
- ・ 荷役安全設備マニュアル（リーフレット）
- ・ 荷役ガイドライン（通達）

1章 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務

1 節 荷役作業とは

1 荷役運搬作業と荷役作業

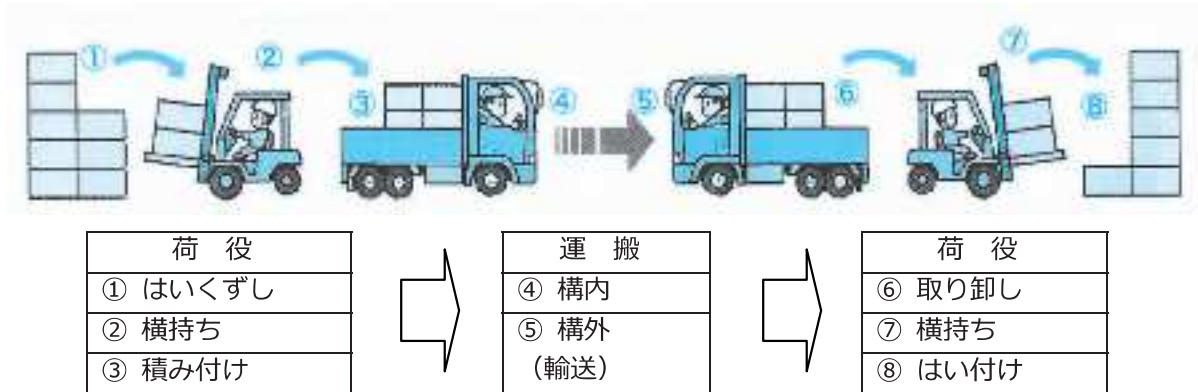
運送事業の基本は、貨物自動車や他の輸送機関（貨車、船、航空機等）を使って A という地点から、B という地点へ荷を運搬することです。その作業には、荷役作業と運搬作業（荷役運搬作業といいます。）があり、付帯する作業として荷の包装、保管、流通加工等があります。

これらの作業は、近年、機械化、省力化が急速に進んでいますが、なお、人の力によらなければならない部分が多いところがあります。

運送事業における各作業の流れは次の図のとおりです。

運搬：荷を A 地点から B 地点に移動すること

荷役：運搬に伴う積卸し作業や横持ち作業等



2 荷役の機械化の歴史

(1) 人力荷役

荷役の歴史は、厳しい環境下で重量物を人力で運ぶという苦役からの解放の歴史であると言われています。

牛馬を使つての運搬も行われましたが、荷の積み込みや積卸しは人力が主であり、輸送技術に比べると荷役技術は遅れて発達しました。はい作業主任者の制定された昭和 40 年代は、高度成長の中、生産分野での機械化、自動化は進みましたが、物流分野では遅れが目立ち、物流システムの近代化、効率化が急がれていました。昭和 48 年当時においてさえ、北海道では貨車の入れ替え作業に馬を活用していたという状況もありました。



トラックから貨車への米俵積込（昭和 35 年頃）
（写真提供 物流博物館）

(2) フォークリフトによる荷役作業のはじまり

荷役関係の機械化は、ローラーコンベアの利用等などにより進められましたが、大きな変化はフォークリフト荷役によることとなります。

国産のフォークリフト第1号は、バッテリー式で昭和14年（1938年）に誕生しています。その当時はパレットがなかった時代であり、今日みられるようなフォークリフトで荷役する作業システム（パレチゼーション）が国産フォークリフトで初めて実現できたのは、昭和24年（1949年）3月でした。

フォークリフトメーカーは、昭和27年（1952年）ごろには続々と登場し、昭和32年（1957年）ごろまでには現在の主要なフォークリフトメーカーが登場しています。

フォークリフトによる荷役は、徐々に普及をしていきましたが、その普及が進んだのは、パレットの利用によるところが大きいです。



(3) パレット利用の促進

昭和32年（1957年）ごろには、フォークリフトの国内保有台数も5,000台前後となり、使用するパレットの種類も数百種類となってパレットの標準規格化の機運が生じてきました。

パレットのJIS規格化は、昭和33年（1958年）にJIS・D662として公布されましたが、今日の主流である1100型ではなく、1200型が主流となっており必ずしも普及をしませんでした。その後、昭和45年（1970年）に今日の主流である1100型の規格である「一貫輸送用平パレットJIS・Z0601」が制定され、流通の流れが大きく変わりました。

さらに、大きな影響を与えたのが、「パレットプールシステム」の誕生です。日本のパレットは長らく自社内だけで使用されていたましたが、それが外に出ていくとパレットの返還で大きな負担が生じました。このため、パレットの規格化とパレットのプール制で、昭和46年（1972年）、昭和47年（1972年）にパレットレンタルの会社が相次いで設立されました。これらは、メーカー、国鉄、陸運事業者などが資本参加して設立されました。

このことにより、フォークリフトによる荷役が急速に進みました。

3 荷役運搬作業の機械化、システム化

近年の荷役運搬作業は、産業の発達に伴い荷の取扱量が大幅に増加するとともに、消費者ニーズの多様化にも対応するため、機械化が急速に進み、フォークリフトや移動式クレーン等が大量に導入され、また大量輸送、高速輸送への対応からユニットロードシステムや複合一貫輸送の普及など輸送形態も著しく変化しています。

「ユニットロードシステム」とは、パレット、スキッド、コンテナ等を用いて荷を一定の単位ごとにまとめて荷役・運搬・保管の一連の作業を行うシステムのことをいい、コンテナを使用する方法をコンテナリゼーション、パレットを使用する方法をパレチゼーションといいます。いずれも一貫輸送を行うための基本的な形態です。

「複合一貫輸送」とは、貨物自動車に積載された荷、パレット荷、コンテナ荷等を船舶、貨車、航空機、貨物自動車等の複数の輸送手段を利用してそのまま目的地まで輸送することをいいます。

また、近年は交通渋滞の解消や地球環境問題への対応から、長距離輸送を比較的二酸化炭素排出量の少ない船舶や鉄道を利用する方法に変えるモーダルシフトやグリーン物流の推進が提唱されています。

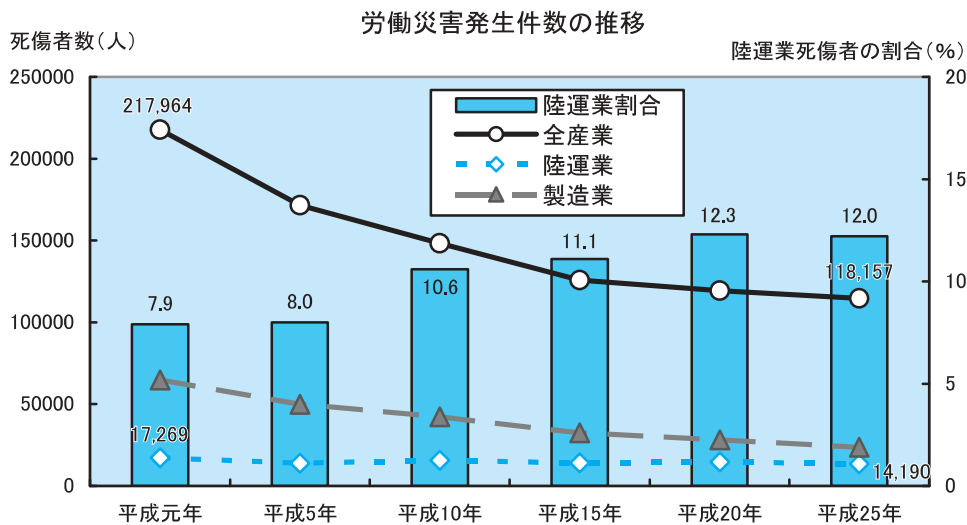
しかし、いまだ人の力によらなければならない荷役運搬作業（かつぎ、かかえ、台車運搬等）も多く残されています。

2 節 荷役作業における労働災害の現状と問題点

1 陸運業における労働災害の現状

労働災害の発生件数は、長期的に減少傾向が続いており、全産業における平成以降の労働災害の推移を見ると、元年の217,964人から25年は118,157人へとほぼ半減しています。

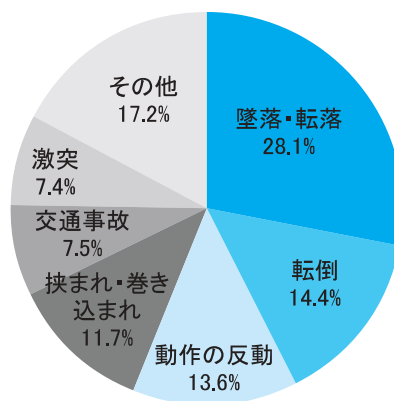
こうした中で、陸運業における労働災害は、同期間において、17,269人から14,190人へと減少したものの、減少率は約18%に留まっています。そのため、全産業に占める陸運業の労働災害の割合は、平成元年の7.9%から平成25年は12.0%へと増加しています。



(注)平成元年～平成20年は労災保険給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)、平成25年は労働者死傷病報告による。

陸運業における労働災害について事故の型別の内訳を見ると、交通事故は全体の約7%であるのに対し、荷台等からの墜落・転落、動作の反動・無理な動作、転倒、フォークリフト等の荷役運搬機械災害といった荷役作業時における労働災害が約70%を占めています。加えて、荷役作業時の労働災害の約70%が荷主先等で発生しているという特徴があります。

陸運業の事故の型別死傷災害(平成25年)



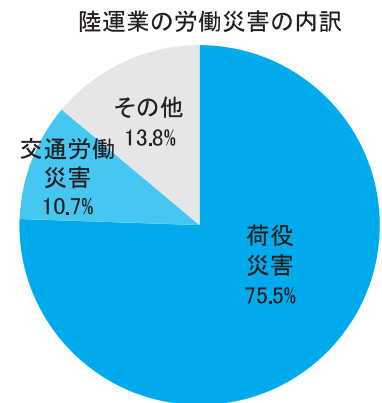
(労働者死傷病報告)

2 荷役作業における労働災害の現状

陸運業における労働災害の発生状況の現状をより詳しく把握するため、厚生労働省が平成23年に全国の陸運業の事業者から提出のあった休業4日以上労働者死傷病報告から無作為に1,000件を抽出して分析した結果は以下のとおりでした。

(1) 陸運業の労働災害の内訳

陸運業の休業4日以上労働災害について、荷役災害とそれ以外の災害について分析したところ、荷役災害が75.5%を占め、交通労働災害は10.7%となっています。また、その他は13.8%となっており、その中には運転席への乗降時の転落や事務所内での転倒等があります。



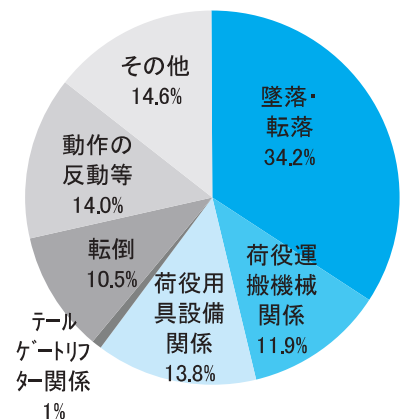
(2) 荷役災害の事故の型別等の分析結果

荷役災害755件についてその内訳を事故の型別等で分析した結果はグラフのとおりです。また各事故の型別等の内容の例としては次のとおりです。

- ① 墜落・転落災害は荷台等からのものが80%です。
- ② 荷役運搬機械関係の災害はフォークリフトによるものが70%です。
- ③ 荷役用具・設備関係の災害はロールボックスパレットによるものが79%です。
- ④ 動作の反動・無理な動作による災害の約半数は腰痛です。

※ 荷役災害の特徴を明らかにするため、いわゆる事故の型別以外に起因物としての項目も含まれています。

荷役災害の事故の型別等の内訳



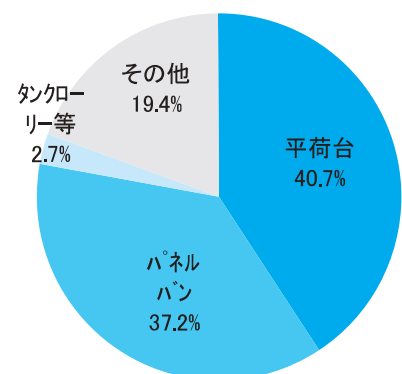
(3) 荷台等からの墜落・転落災害の分析結果

荷台等からの墜落・転落災害258件についてトラックの荷台型式ごとに分析した結果は次の表のとおりです。

ア 平荷台からの墜落・転落災害105件の詳細は次のとおりです。

墜落・転落の分類	件数	割合
シートの掛け外し中	22	20.9%
荷台からの意図的な飛び降りによる負傷	17	16.2%
荷締め荷解き中	11	10.5%
荷の積卸し中	9	8.6%
あおりに乗っての作業中	6	5.7%
その他（不明含む。）	40	38.1%
計	105	100.0%

トラックの荷台型式別の内訳



イ パネルバンからの墜落・転落災害の分析

墜落・転落の分類	件数	割合
荷の積卸し中	31	32.3%
荷台からの意図的な飛び降りによる負傷	30	31.3%
パレットに載った荷を引くためのカギ棒が外れた反動によるもの	6	6.2%
スライドドアからの出入り中	6	6.2%
トラックとプラットホームの間等からの墜落・転落	5	5.2%
その他（不明含む。）	18	18.7%
計	96	100.0%

ウ タンクローリー等からの墜落・転落災害の分析

墜落・転落の分類	件数	割合
タンクローリーが関係するもの	4	57.1%
コンクリートミキサーが関係するもの	2	28.6%
その他（融雪剤の散布車）	1	14.3%
計	7	100.0%

エ その他の墜落・転落災害

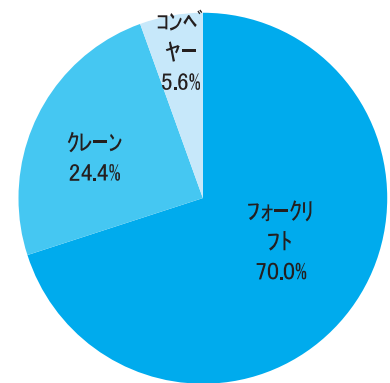
プラットホームからの墜落・転落13件（26.0%）、その他37件（74.0%）でした。

(4) 荷役運搬機械が関係する災害の分析結果

荷役運搬機械関係災害90件の内訳は右のグラフのとおりです。

以下に荷役運搬機械ごとの分析を示しています。ただし、無作為に抽出した1,000件についての分析であるため、「フォークリフトによる荷役災害」63件、「クレーンによる荷役災害」22件、「コンベヤーによる荷役作業」5件とデータが少ないことから分析の精度を高めるため平成23年の死傷病報告から対象データを無作為に追加抽出し、それぞれ100件、50件、50件として分析しています。

荷役運搬機械関係災害の内訳



ア フォークリフトによる荷役災害の分析

フォークリフト災害の分類	件数	割合
後進してきたフォークリフトに接触されたもの	35	35.0%
前進してきたフォークリフトに接触されたもの	35	35.0%
フォークを人の昇降に使用して転落したもの（用途外使用）	4	4.0%
乗降中	4	4.0%
その他	22	22.0%
計	100	100.0%

イ クレーンによる荷役災害の分析

クレーン災害の分類	件数	割合
荷等の振れ	13	26.0%
荷の積卸し時の挟まれ	12	24.0%
フック外れ・荷の落下	6	12.0%
その他	19	38.0%
計	50	100.0%

ウ コンベヤーによる荷役災害

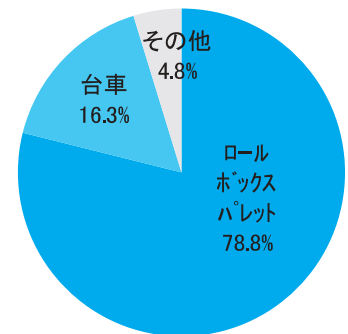
コンベヤー災害の分類	件数	割合
コンベヤーを流れる荷の取扱中	19	38.0%
動いているコンベヤーをまたいだもの	9	18.0%
コンベヤーを停止させずに点検・修理中	6	12.0%
その他	16	32.0%
計	50	100.0%

(5) 荷役用具・設備が関係する災害の分析結果

ロールボックスパレット等の荷役用具・設備が関係する災害104件について分類すると、右のグラフのとおりです。ロールボックスパレットによるもの82件（78.8%）、台車17件（16.3%）、その他5件（4.8%）です。

また、ロールボックスパレットが関係する災害の内訳は次のとおりです。※ロールボックスパレットはかご車、かご台車とも呼ばれています。

荷役用具・設備関係災害の内訳



○ ロールボックスパレット

ロールボックスパレット災害の分類	件数	割合
倒れたロールボックスパレットに巻き込まれたもの	41	50.0%
キャスターに足を轆かれたもの	13	15.9%
ロールボックスパレットを移動していて通路の壁等の間で手を挟んだもの	7	8.5%
その他	21	25.6%
計	82	100.0%

(6) 被災者の属性について

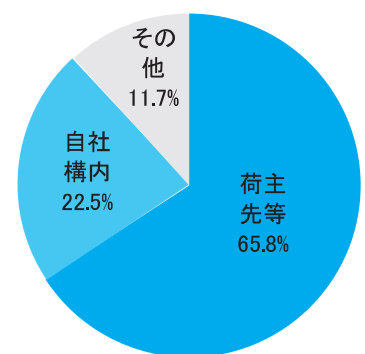
荷役災害755件について被災者の属性を分析すると、貨物自動車の運転者が609人、その他146人であり、被災者の80.7%が貨物自動車の運転者です。（グラフなし）

(7) 被災場所について

荷役災害755件について被災場所を分析すると、荷主先等が497件、陸運業の自社構内が170件、その他88件であり、被災場所の65.8%が荷主先等です（右のグラフ）。

なお、荷主先等について更に分析すると、荷の積込先の事業場が184件（37.0%）、荷卸先の事業場が313件（63.0%）です。荷卸先が多いのは、積込先に比べ荷役作業時の安全対策が十分でないことも一因と考えられます。

被災場所の分析



3 荷役災害防止の課題

ガイドラインの通達では、陸運業の災害及び荷役災害の分析結果及び荷役災害防止の課題を次のようにまとめています。

- (1) 陸運業における休業4日以上之死傷労働災害は、平成元年以降、13,000人台から17,000人台で推移しており、労働災害全体が減少する中、その占める割合は、平成元年の7.9%から平成23年は12.6%へと上昇している。
- (2) 陸運業の労働災害のうち、交通労働災害は全体の約7%であるのに対し、荷役作業時の労働災害は約70%となっていることから、労働災害の発生件数を減少させていくためには、荷役作業の安全対策について、一層の取組が必要になっている。
- (3) 荷役作業時の労働災害の発生場所は、約70%が荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場となっていることから、陸運事業者はもとより、荷主等においても、陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保に協力する必要がある。

こうした点を踏まえ、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」が厚生労働省により新たに策定され、陸運事業者の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主等のそれぞれが実施する事項等が取りまとめられたものです。

次項では、荷役災害とその防止対策の理解を進めるため、災害事例を4例紹介します。

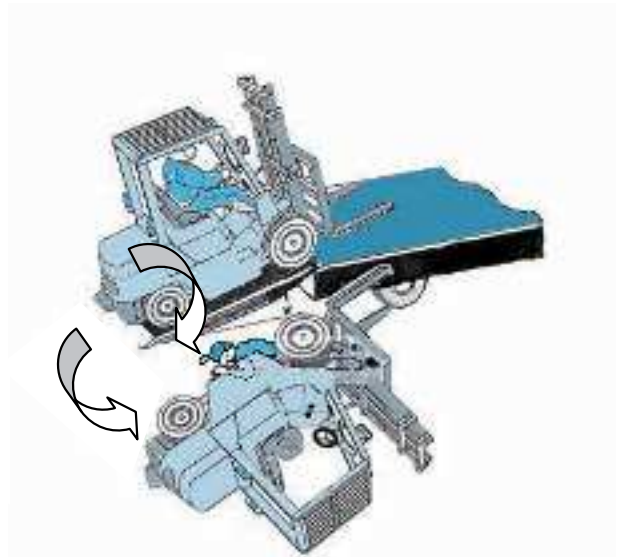
4 荷役災害事例

災害事例1 トラックにフォークリフトを積み込み中、道板が「ずれ」、フォークリフトの車輪が道板より外れ転落

【発生状況】

この災害は大型トラックにフォークリフトを積み込み途中、道板が「ずれ」、道板からフォークリフトの車輪が外れ転落、運転者がフォークリフトの下敷きとなったものである。

- (1) 災害当日被災者は、朝から構内で他のフォークリフト運転者3名とともに、トラックにパレット荷（段ボール箱）を積み込む作業を行っていた。
- (2) そこへ、別の場所での荷役作業依頼を受けたため、移送用のトラックを用意し、それにフォークリフト1台を載せ、別の場所へ向かわせることにした。
- (3) 被災者はフォークリフトをトラックに積み込むための道板を2枚用意し、トラックの荷台後部にそれぞれの道板の片側を架けた。トラック荷台後部には道板を架ける爪の溝があったが2枚の道板には爪がついていなかった。
- (4) 被災者はフォークリフトをトラック荷台に積み込むため、当該2枚の道板の上をフォークリフトを運転しながら前進したところ、フォークリフトが荷台に乗りかかったところで、右側の道板が「ずれ」右前車輪が道板から外れ、フォークリフトは地面に転落した。そのため被災者はフォークリフトの下敷きとなり死亡した。道板は約25度の角度で荷台に架けられていた。



【災害原因】

- (1) フォークリフトをトラックに積み込む際に使用した道板に爪がなかったこと。このため、道板が確実に荷台に取り付けられておらず道板が「ずれ」、車輪が道板から外れた。
- (2) 荷台に架けた道板の角度が急傾斜であった。
- (3) フォークリフトを移送する際、専用の車両を使用しなかった。
- (4) フォークリフト移送の安全作業手順が徹底されていなかった。

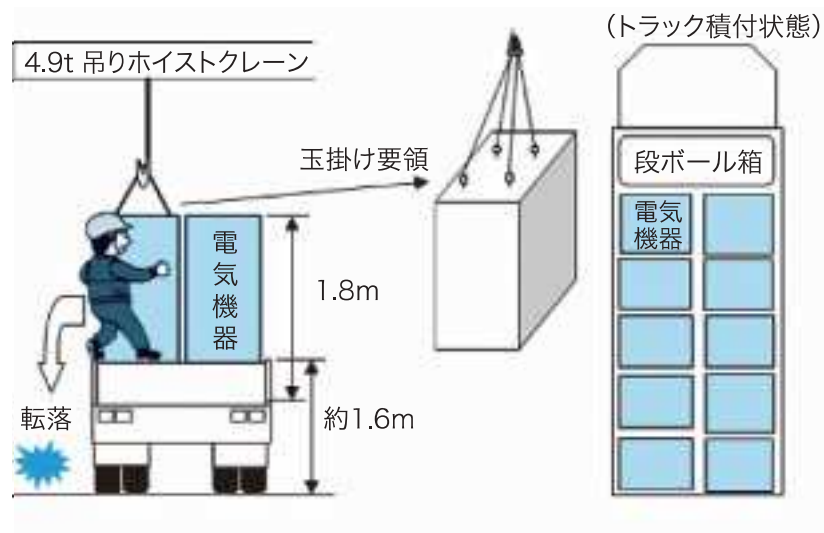
【防止対策】

- (1) フォークリフト等の荷役運搬機械の移送には専用の車両を使用する。
- (2) トラック等に積載して移送する場合の道板は、外れ止めの爪等を有する物を使用し確実に取り付ける。
- (3) 道板の登坂こう配は、フォークリフトの重量、大きさ及び登坂力を勘案し安全な範囲のこう配を決めて使用する。
- (4) フォークリフト等を移送する場合の作業手順を作成し作業者に徹底する。

災害事例2 ホイストクレーンで荷卸し中に荷が振れてトラックから転落

【発生状況】

- (1) 被災者は工場で電気機器（高さ：1.8m、幅：1.1m、奥行き：0.8m、重量：850 kg）10台と関連部品の段ボール箱を10t積みトラックに積み、荷卸し先の設備業者の器材倉庫へ輸送した。
- (2) 荷卸し先での作業は、被災者が車上で玉掛け、設備業者社員が4.9t吊りホイストクレーンの操作、玉掛けワイヤーの取り外しを行うということで作業を開始した。
- (3) 被災者はあおりに乗って玉掛けワイヤーを電気機器上面のアイボルトにシャックルで玉掛けをした。
- (4) 被災者の「巻上げ」合図に従い、設備業者社員は「巻上げ」を開始したが、電気機器が荷台から上がった途端に振れ、電気機器の荷振れ防止のため手を添えていた被災者はバランスを崩し、飛び降りるように左後方に転落した。
転落の際に左手をつき、手首を骨折した。



【災害原因】

- (1) ホイストクレーンを操作した設備業者社員は無資格者であった。
5t未満のクレーンの操作…特別教育修了が必要
- (2) 被災者は玉掛けの「技能講習」を受けていなかった。
つり上げ荷重が1t以上のクレーンの玉掛け作業…技能講習修了が必要
- (3) 運送業者と工場との輸送契約は、「車上受け、車上渡し契約」であった。
- (4) 段ボール箱が前方にあったため、十分な足場を確保できなかった。

【防止対策】

- (1) 資格の必要な作業は、有資格者が行う。
- (2) あおりに乗らず作業ができるように、作業台等を使用する。
- (3) 荷の振れ止めは、ロープ等を使用する。
- (4) 一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車へ積み卸すときは、「積み卸し作業指揮者教育」を受けた者から作業指揮者を決めてその指揮で作業をする。
- (5) 段ボール箱を後方に積み込み、段ボール箱を取り卸し足場を広くして作業する。

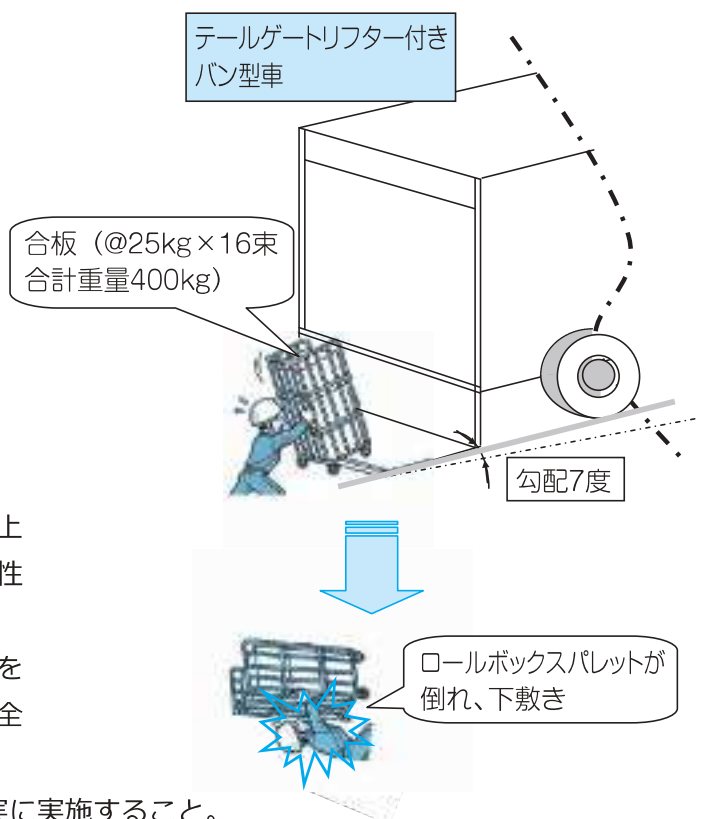
災害事例3 勾配の大きな場所に車を止め、テールゲートリフターを使用してロールボックスパレットを積み込み作業中にロールボックスパレットが倒れ、下敷きとなったトラック運転手が死亡

【発生状況】

- (1) 営業終了後のホームセンター内にてトラック運転手 A が一人で積み込み作業を行った。
- (2) 運転手 A は、テールゲートリフターを使用し、ロールボックスパレットに積載されていた商品（合板@25kg×16束 合計重量 400kg）の積み込み作業を行った。
- (3) テールゲートリフター車の停車位置が悪く、路面勾配（約 7 度）の場所で作業を実施したため、商品が傾き、重心が移動し、運転手 A の方へロールボックスパレットが倒れ、下敷きとなった。

【災害原因】

- (1) ロールボックスパレット内の荷が不安定に動く状態であった。
- (2) テールゲートリフター車の駐車場所の路面勾配が7度（約12%）と大きかった。
- (3) 営業が終了していたので運転手の一人作業となり、また事前に作業内容の詳細を知らされていないかった。



【防止対策】

この種類の事故は、平成19年より毎年1件以上発生しており、人力作業といえども非常に危険性の高い作業である。確実な作業指示が望まれる。

- (1) 「安全作業連絡書」等により事前に作業内容を確認し、作業関係者間において荷役作業の安全ポイントを確認すること。
- (2) 一人作業となる場合は、「一人 KY」等を確実に実施すること。
- (3) テールゲートリフター車の停車位置は地面の状態を十分に確認させるなど、必要な安全衛生教育を行うこと。〔参考図書：陸運業で働く人のはじめての安全と健康（陸災防発行）〕
- (4) ロールボックスパレット内の荷の状態については、重心の移動や倒壊が起きない状態にするよう確認すること。

災害事例4 フレキシブルコンテナを積み込み中、フォークリフトが転倒

【災害状況】

- (1) 被災者 A はフォークリフトにより飼料入りのフレキシブルコンテナ（500kg）を 20 袋、10 t 平ボデー車に積み込む作業に従事していた。
- (2) この作業は、倉庫でフォークリフトの爪にフレキシブルコンテナを 1 度に 2 袋をつり上げて、構内を横持ちし貨物自動車に積み込む作業で、トラック運転者 B はフレキシブルコンテナのつりベルトを外すため、車上に待機していた。
- (3) 積み込み作業は順調に進んでいたが、辺りが次第に暗くなってきたこともあり、作業のスピードも徐々に速くなっていた。
- (4) 最後の2袋を倉庫から取り卸した際、フォークを 3 m の高さに上げたまま、後進で急旋回したところ、バランスをくずしフォークリフトが転倒し、A はその下敷きになり死亡した。



【災害原因】

- (1) フレキシブルコンテナをフォークリフトの爪に 2 袋同時に差して作業した。
- (2) 取卸しから走行に移る際、マストを上げたまま後進させた。
- (3) 後進したときに急旋回した。

【防止対策】

- (1) フォークリフトによるフレキシブルコンテナの作業では、原則としてパレット荷として取り扱う。やむを得ず、つりベルトをフォークに掛ける場合は、専用のアタッチメントを使用するか、2本のフォークを中央に寄せて取扱い、2袋を同時につり上げない。
- (2) フレキシブルコンテナの取卸し後は、袋を地面近くまでマストを下げてから走行する。
- (3) 荷が横振れするので、低速で慎重に走行し、決して急旋回しない。

3節 陸運事業者の責務と安全衛生管理体制

1 陸運事業者の責務

(1) 陸運事業者の責務等

働く人の安全と健康を確保することは、働くことの最も基本のことであり、事業者として最優先で取り組まなければならないことです。

このため、特に災害の発生が多くかつ、重篤な災害となる可能性の高いものについては、その予防を図るため、労働安全衛生法で事業者が災害防止に必要な取組を、罰則をもって義務付けています。

また、発生した労働災害については、労働安全衛生法や刑法の業務上過失致死傷として処罰の対象になるとともに、安全配慮義務の考えで民事上の損害賠償の責任も発生します。さらに、企業として災害を発生させると、被災者とその家族に大きな影響を及ぼすものであり、また従業員を始め、関係会社や社会からの信頼や信用を失うということにもなり、その損失は計りしれません。安全第一という考えもこのようなことに基づくものです。

事業者と従業員は以上のことに十分留意し、ガイドラインを指針として荷役災害防止に取り組まなければなりません。



(2) 労働者の責務

労働者の安全を確保することは事業者の義務ですが、具体的に荷役作業を行う労働者の安全への姿勢も災害防止には大きな影響があります。特に自動車運転者が荷主等の構内で荷役作業を行う場合は、事業者からの監視・指揮を直接受けられないため、労働者の安全に果たす役割は大きいといえます。

このため、荷役作業を行う陸運事業者の労働者は、陸運事業者の指示、荷主等の作業場所における遵守事項を守ることにより、荷役作業における労働災害の防止に努めなければなりません。

(3) 労働安全衛生法等による事業者の義務

ア 労働災害予防としての法律

一般に、事業者（労働基準法では使用者）は、労働安全衛生法等によって、労働者に対する災害防止のための措置を講ずる義務を負っています。労働災害が発生した場合には、労働安全衛生法違反や刑法第 211 条（業務上過失致死傷等）として罰せられることがあります。

特に労働安全衛生法は、労働災害防止を目的とした法律であるため、労働災害が発生していない場合でも違反が成立し処罰の対象となる可能性があること、また、当該違反行為を行った者だけでなく、その事業主に対しても罰金刑が科せられる（両罰規定）ことに注意が必要です。

イ 措置義務者

労働安全衛生法で定められている措置義務は、原則として労働者を直接雇用する事業者には課せられていますが、労働者派遣の役務の提供を受ける者については労働者派遣法第 45 条により、労働者を直接雇用していない場合でも事業者としての措置義務が課せられる場合があります。

また製造業については、同法第 30 条の 2 で「元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所においておこなわれることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。」とされており、直接雇用する労働者以外の者の労働災害防止についても義務が課せられている場合があります。

なお、派遣労働者は直接の雇用関係にありませんが、労働災害防止に関する事項については、原則として派遣先の事業場が安全衛生管理に関する義務を負うこととなっています。

(4) 安全配慮義務

安全配慮義務は、事業者（企業）が労働者に負う雇用契約上の義務であり、「労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し、又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務」（川義事件：最高裁第 3 小法廷判決昭和 59 年 4 月 10 日）です。

また、労働契約法第 5 条は、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮するものとする。」と定めていますが、実際の訴訟では、個別具体的な安全配慮義務の内容が認定されます。その内容は、＜設備・作業環境＞に関する義務、＜人的措置＞に関する義務の 2 つに大体区分されます。

安全配慮義務は、災害の発生を未然に防止するために事業者が尽くす義務で、結果責任ではありません。したがって、労働災害が発生した場合でも、社会通念上の相当手段を尽くしていれば損害賠償責任を免れることとなります。しかしながら、安全配慮義務に関する損害賠償の裁判は、一般的に事業者側に非常に厳しいものとされています。

【安全配慮義務の例】

<設備・作業環境>に関する義務

- ① 施設、機械設備の安全化あるいは作業環境の改善対策を講ずる義務
- ② 安全な機械設備、原材料を選択する義務
- ③ 機械等に安全装置を設置する義務
- ④ 労働者に保護具を使用させる義務

<人的措置>に関する義務

- ① 安全監視人等を配置する義務
- ② 安全衛生教育訓練等を徹底する義務
- ③ 労働災害被災者、健康を害している者等に対して治療を受けさせ、適切な健康管理、労務軽減を行い、必要に応じ、配置換えをする義務
- ④ 危険有害業務には有資格者、特別教育修了者等の適任の者を担当させる義務

【判例】 安全教育とは

「作業者は作業にあたって所定の災害防止対策を知っていたが、知っていたというのは知識として持っていたという程度のことであって、これを体得するまでは至っていなかったため、事業者の義務である安全教育が完全に行われていなかった」（昭和 57 年 7 月 15 日東京高裁判決）

2 安全衛生管理体制

労働災害を防止するためには、多くの安全上の措置や対策を組織として実施しなければなりません。そのため、誰が何を行うのか、その役割、責任及び権限を明確にしておく必要があります。これが安全衛生管理体制です。

安全衛生管理体制では、事業場の業種と規模により法令で定められた、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者等の選任が必要です。また、荷役災害防止に必要な荷役災害防止担当者の指名、荷役作業に関する作業指揮者等の選任、荷役災害防止を確実に進めるための仕組みの構築なども必要です。以下に安全衛生管理体制について陸運事業者が実施する事項を記載します。



(1) 安全衛生の管理者、作業の指揮者の選任等

法令等で定められた次の者を選任します。

ア 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、交通労働災害防止担当管理者

選任すべき管理者等	選任条件（陸運業）	法条文
総括安全衛生管理者	常時 100 人以上の労働者を使用する事業場	法 10 条
安全管理者	常時 50 人以上の労働者を使用する事業場	法 12 条
衛生管理者	常時 50 人以上の労働者を使用する事業場	法 18 条
安全衛生推進者	常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場	法 12 条の 2
交通労働災害防止担当管理者	労働者に自動車及び原動機付き自転車の運転を行わせる事業場	平成20年4月3日 基発第403001号

イ はい作業主任者、車両系荷役運搬機械等作業指揮者、積卸し作業指揮者

選任等すべき管理者等	選任条件	法条文
はい作業主任者	高さが 2 メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）	法 14 条、令 6 条
車両系荷役運搬機械等作業指揮者	車両系荷役運搬機械等を用いての作業	安衛則第 151 条の 4
積卸し作業指揮者	一の荷でその重量が 1 0 0 キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）	安衛則第 151 条の 70

(2) 荷役災害防止担当者の指名

荷役ガイドラインで示された、荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、「荷役災害防止担当者」を指名（選任）します。荷役災害防止担当者は、安全管理者、安全衛生推進者等事業場の労働災害防止に関係する者から指名します。



(3) 荷役災害防止担当者の教育

荷役災害防止担当者がその職務を適正に行うためには、荷役災害防止に関する十分な知識が必要です。この教育については、厚生労働省の通達『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』に基づく安全衛生教育の推進について（平成 25 年 6 月 18 日 基安安発 0618 第 1 号、基安労発 0618 第 1 号）で次のとおりとされています。

荷役災害防止担当者に対する安全衛生教育（陸運事業者向け）のカリキュラム

科目	範囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 事業者の責務と安全衛生管理体制	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 基本的な荷役災害防止対策 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	2.0
3 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚	(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育 (2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得 (3) 作業指揮者等に対する教育 (4) 日常の教育	0.5
4 荷主等との連絡調整	(1) 荷役作業における役割分担の明確化 (2) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置 (3) 荷主等に求められる安全衛生対策	0.5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.5
合計		4.0

(4) 荷役災害防止担当者の職務

事業者から指名された荷役災害防止担当者は、荷役災害防止に必要な対策に取り組むこととされています。その、主な職務はガイドラインで示された次の事項です。

ア 安全衛生管理体制に関する事項

- ① 年間の安全衛生計画に盛り込まれた荷役災害防止に関する事項の実施、評価、改善
- ② 荷役作業におけるリスクアセスメントの実施と、その結果に基づく危険等を防止するための具体的な措置

- ③ 安全衛生委員会等における荷役災害防止の調査審議
- ④ 荷主等との安全衛生協議会における荷役災害防止の協議

イ 荷役作業の労働災害防止措置に関する事項

- ① 安全作業連絡書による荷役作業の確認等ガイドラインの「基本的な対策」に示された事項の実施
- ② 墜落・転落による災害の防止対策
- ③ 荷役運搬機械、荷役用具・設備による災害の防止対策
- ④ 転倒による災害の防止対策
- ⑤ 腰痛等の防止対策等

ウ 荷役作業の安全衛生教育の実施に関する事項

- ① 荷役作業従事者に対する安全衛生教育
- ② 労働安全衛生法に基づく資格等の確認
- ③ 作業指揮者に対する教育
- ④ 荷役作業従事者の危険感受性の向上等の日常的な教育、訓練

(5) 安全衛生方針の表明、目標の設定並びに計画の作成、実施、評価及び改善

荷役災害防止対策を効果的に進めるためには、荷役災害防止対策を事業場の組織全体として着実に実施することが必要です。これらの基本的な取組は、労働安全衛生規則第24条の2で示された「労働安全衛生マネジメントシステム」の仕組みと同じです。

【労働安全衛生規則】

(自主的活動の促進のための指針)

第 24 条 の 2 厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う次に掲げる自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

- 一 安全衛生に関する方針の表明
- 二 法第 28 条 の 2 第 1 項 の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- 三 安全衛生に関する目標の設定
- 四 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

(注)指針は、「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(平成11年労働省告示53号、改正平成18年3月10日)として公表されています。

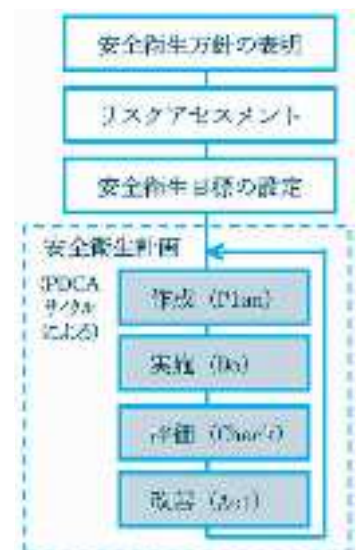
この仕組みは、次の取組を基本としています。

- ・ 安全衛生方針の表明
- ・ 安全衛生目標の設定
- ・ リスクアセスメントの実施
- ・ 安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善

事業者は、率先して事業場における安全衛生方針を表明した上で、効果のある安全衛生管理を行うため、次のことに留意して、各級管理者の役割、責任、権限を明確にし次の取組を行います。

① 安全衛生方針の表明

事業者は、事業場全体の安全衛生意識を高揚させるため、荷役作業における労働災害防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明します。



② 目標の設定

事業者は、安全衛生方針に基づき、荷役作業における労働災害防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生目標を設定し、その目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにし、事業場の労働者及び荷主等に周知します。

③ リスクアセスメントの実施

事業者は、荷役作業についてリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて労働者の危険等を防止するためのリスク低減措置を決定します。なお、リスクアセスメント実施担当者を選任して適切にリスクアセスメントを実施する体制を整備することも望まれます。

④ 安全衛生計画の作成、実施・評価・改善

リスクアセスメントの結果決定したリスク低減措置を含んだ年間の安全衛生計画を作成します。安全衛生計画には次の事項を盛り込むものとしします。

- ア 荷役運搬機械、荷役用具・設備等による労働災害防止に関する事項
- イ 安全衛生教育の実施に関する事項
- ウ 荷役災害防止に関する意識の高揚等に関する事項
- エ 腰痛予防等の健康管理に関する事項



(6) 安全衛生委員会等における調査審議

事業者は、荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため安全衛生委員会等を設置し、調査審議します。

ア 安全衛生委員会等の設置

陸運業の場合、常時使用する労働者が 50 人以上の事業場においては、安全委員会及び衛生委員会（合わせて安全衛生委員会でも可）を設置する義務があります。また、50 人未満の事業場においては安全衛生委員会等を設置する義務はありませんが、例えば安全衛生懇談会等により関係労働者から安全衛生に関することを聴く機会を設けるようにしなければならぬとされています。

事業場の常時使用する労働者数	安全委員会、衛生委員会	労働安全衛生法等
50 人以上	設置する義務がある	法第 17 条,18 条,19 条
50 人未満	関係労働者の意見を聴く機会を設けるようにしなければならない。	労働安全衛生規則第 23 条の 2

イ 安全衛生委員会等における調査審議事項

安全衛生委員会等における調査審議事項は、労働安全衛生法で次のとおり定められていますが、ガイドラインでは、荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置とされています。

【労働安全衛生法第 17 条、18 条及び労働安全衛生規則第 21 条、22 条で示された調査審議事項】

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- ② 労働災害の原因及び再発防止対策に関すること。
- ③ 安全衛生に関する規程の作成に関すること。
- ④ リスクアセスメント及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- ⑤ 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

- ⑥ 安全衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- ⑦ 厚生労働大臣、都道府県労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官又は産業安全専門官から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること。
- ⑧ 上記に掲げるもののほか、労働者の危険若しくは健康障害の防止又は健康の保持増進に関する重要事項

(7) 荷主等との安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場での陸運事業者の労働者が行う荷役作業の安全確保のためには、荷主等と安全な荷役作業について話し合う場を持つことが重要となります。

特に、繰り返し荷の運搬を請け負う荷主等や決まって荷の運搬を請け負う荷主等とは必ず安全衛生協議組織を設置し、次の事項等について協議するようにします。

- ア 荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策
- イ 合同での荷役作業場所の安全パトロールの実施
- ウ 合同でのリスクアセスメントの実施
- エ 荷役作業による身体的負荷を考慮した運行計画の作成と実施
- オ 荷主先における休憩施設等の設置



4 節 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制

1 荷主等の責務

(1) 荷主等の責務

陸運業の荷役災害は、2 節「荷役作業における労働災害の現状と問題点」で見たように、多くが荷主等の事業場で発生していることから、荷主等もガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者の安全な作業の確保に配慮する必要があります。

このため、ガイドラインでは、「荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。」とされ、陸運事業者の労働者の安全確保のため、必要な安全措置への協力や陸運事業者との連携などが求められています。

(2) 労働安全衛生法等による荷主等の義務

荷主等の構内における荷役災害の防止に関しては、労働安全衛生法の次の規定があります。

【労働安全衛生法】

第30条の2 製造業其他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

荷主等の構内で荷役作業を請け負わせている場合などについては、作業間の連絡等が義務付けられています。

(3) 不法行為等による損害賠償責任

荷主等の構内で陸運業の作業者の労働災害が発生すると、荷主等が損害賠償責任を負う場合があります。

荷主等は被災した労働者と雇用関係がありませんので、安全配慮義務違反としての損害賠償責任を問われることは原則としてありませんが、民法の不法行為として損害賠償の責任を負う場合があります。

【民法】（不法行為による損害賠償）

第709条 故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

例えば、荷主等の労働者が、フォークリフトを運転していて、陸運事業者の労働者に接触して怪我をさせた場合などでは、被災者は、不法行為による損害賠償を荷主等に請求することができると考えられます。

なお、安全配慮義務違反による損害賠償の請求は、荷主等と陸運事業者の労働者との間には雇用関係がないことから、原則としてできませんが、荷主等が陸運業の労働者に直接仕事の指揮をしている場合は、事実上の雇用関係があるとして、安全配慮義務違反として損害賠償の責任が荷主等に負われる場合があります。

2 安全衛生管理体制

(1) 荷役災害防止担当者の指名

荷役ガイドラインで示された、陸運事業者の労働者の荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、荷主等も「荷役災害防止担当者」を指名（選任）します。

荷役災害防止担当者は、安全管理者、安全衛生推進者等荷主等の事業場の労働災害防止に係る者から指名します。

(2) 荷役災害防止担当者の教育

荷主等の荷役災害防止担当者がその職務を適正に行うためには、荷役災害防止に関する十分な知識が必要です。この教育については、前出の厚生労働省の通達『「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について』で次のとおりとされています。

表 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止のために実施すべき基本事項 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1.5
3 荷役作業の安全衛生教育	(1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要 (2) 陸運事業者の労働者との混在作業における荷役運搬機械の安全な使用	1.0
4 陸運事業者との連絡調整	(1) 荷役作業（配送先での荷卸し作業を含む。）における役割分担の明確化 (2) 荷役作業実施における陸運事業者との連絡調整 (3) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置	0.5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.5
合 計		4.0

(3) 荷役災害防止担当者の職務

荷主等の事業者から指名された荷役災害防止担当者は、陸運業の荷役災害防止担当者が行う労働災害防止対策に連携し、荷主等の事業場における陸運事業者の労働者の荷役災害防止に必要な対策に取り組むこととされています。その、主な職務はガイドラインで示された次の事項です。

ア 安全衛生管理体制に関する事項

- ① 荷主等の年間の安全衛生計画等に陸運事業者の労働者の荷役災害防止を盛り込むこと（安全衛生方針、目標設定についても同様）
- ② 荷主等の安全衛生委員会等における陸運事業者の労働者の荷役災害防止についての調査審議
- ③ 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者との安全衛生協議会の設置及び陸運事業者

の労働者の荷役災害防止についての協議

イ 荷主等の事業場における陸運事業者の労働者の荷役災害防止に関する事項

- ① 陸運事業者の労働者の荷主等の事業場における荷役作業の有無の通知などガイドラインの「基本的な対策」に示された荷主等の実施事項の実施
- ② 墜落・転落による災害の特に荷主側設備からの防止対策
- ③ 荷役運搬機械、荷役用具・設備による災害の防止対策
- ④ 荷主等の管理する施設における荷役作業場所の整備等による転倒災害の防止対策
- ⑤ 荷主等の作業者の補助等陸運事業場の労働者の負荷軽減による腰痛等の防止対策

ウ 荷役作業従事者等への安全衛生教育の実施に関する事項

- ① 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知
- ② 荷主等の労働者で荷役運搬機械を運転する者に対する安全衛生教育の実施

エ 陸運事業者と荷主等との連絡調整に関する事項

- ① 荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担の明確化
- ② 配送先における役割分担の明確化のための配送先との事前調整
- ③ 陸運事業者の労働者の荷役作業がある場合の安全作業連絡書（P75参照）による陸運事業者の荷役災害防止担当者への連絡

(4) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

荷主等の事業場においても、自社の労働災害防止を図るため、労働安全衛生マネジメントシステムの基本的な取組である、安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善を実施することが求められています。

このような取組を荷主等が行う場合には、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害を防止するために、上記の各取組事項に、この荷役災害防止を盛り込むようにします。

具体的には、例えば荷主等の構内において、陸運事業者の労働者がトラックからの荷の積み卸し等の荷役作業を行っている場合は、陸運事業者と連携してリスクアセスメントを実施し、その結果に基づく措置については、荷主等の年間安全衛生計画に盛り込み、PDCAサイクルにより確実に実施するという事です。

(5) 安全衛生委員会等における調査審議等

製造業等においては、常時使用する労働者が50人以上の事業場では、安全委員会を設置することが義務づけられています。また、50人以上の事業場ではすべての業種で衛生委員会を設置することが義務づけられています。（P83参照）

この安全委員会等で、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止についても調査・審議をするようにします。

(6) 陸運事業者との安全衛生協議組織の設置

反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者がある場合には、その陸運事業者と安全衛生について話し合う場である安全衛生協議会等を設置し、その安全な作業方法の確立等について協議を行うようにします。

協議する内容は、70ページの「陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置」で記載をしています。

2章 荷役作業における労働災害防止対策

1 節 基本的な荷役災害防止対策

陸運業では、自社構内を離れた特定の場所において、少人数で作業をすることが多い上、荷主又は荷送人・荷受人等の作業員との共同作業も多く、また、フォークリフト等の荷役運搬機械を運送業者が準備する場合、荷主側等で準備する場合、その運転を荷主側で行う場合、運送業者が行う場合等があり、さらに輸送形態や荷姿の多様化等もあり、作業条件が複雑多岐にわたっています。

このため、荷役災害の防止では、荷役作業における役割分担の明確化や荷役作業における陸運事業者と荷主等との連絡調整が重要となります。以下、荷役災害防止に共通する基本的な対策について、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を記載します。

1 荷役作業の有無等の確認

- (1) 陸運事業者は、運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか事前に確認します。荷役作業がある場合は、後述の「安全作業連絡書」（75 ページ）を使用し、荷の種類や荷役作業の方法などを荷主等から聴取し、確認します。
- (2) 事前に確認しなかった荷役作業は行わせないようにします。

2 荷役作業場所等の安全の確保

荷役作業がある場合、陸運事業者は次により安全を確保するようにします。

- (1) 荷役作業場所の環境や作業内容に配慮した服装や保護具（保護帽、安全靴等）を着用させること。
- (2) 荷役作業を行う場所の安全の確保
 - ① 荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保
 - ② 床の凹凸や照度の改善。混雑の緩和。荷や資機材の整理整頓
 - ③ できるだけ風雨が当たらない荷役作業場所の確保
 - ④ 安全な通路の確保
 - ⑤ 安全に荷役作業を行える状態の保持
- (3) 不安全な荷役作業への対応

陸運業の従業員が、荷主等の事業場で不安全な荷役作業を求められた場合に、従業員から報告をさせるようにしておくこと。

また、その場合には荷主等に対して安全な作業となるよう改善を求める必要があります。

3 荷主等の実施事項

これらのことについて、荷主等の実施事項は次のとおりです。

項目	陸運事業者の実施事項	荷主等の実施事項
荷主等の事業場での荷役作業の有無	荷主等に事前確認 未確認荷役作業を行わせない	陸運業者に通知 事前通知のない荷役作業を行わせない
荷役作業がある場合	荷役作業の適切な安全衛生対策	—
貨物自動車運転者の着時刻	—	荷役時間、荷待ち時間、運転者の休息期間等に配慮した弾力的な着時刻設定
服装や保護具	荷役作業場所、作業内容に配慮した服装、保護具着用	—
荷役作業場所の環境	安全な荷役作業環境の確保	安全な荷役作業環境の確保
不安全な荷役作業への対応	荷主等の不安全な荷役作業指示の報告と荷主等への改善要請	不安全作業改善要請への対応 不安全作業確認時の改善指導
混在作業への対応	—	作業間の連絡調整

2 節 荷役作業時の墜落・転落災害の防止

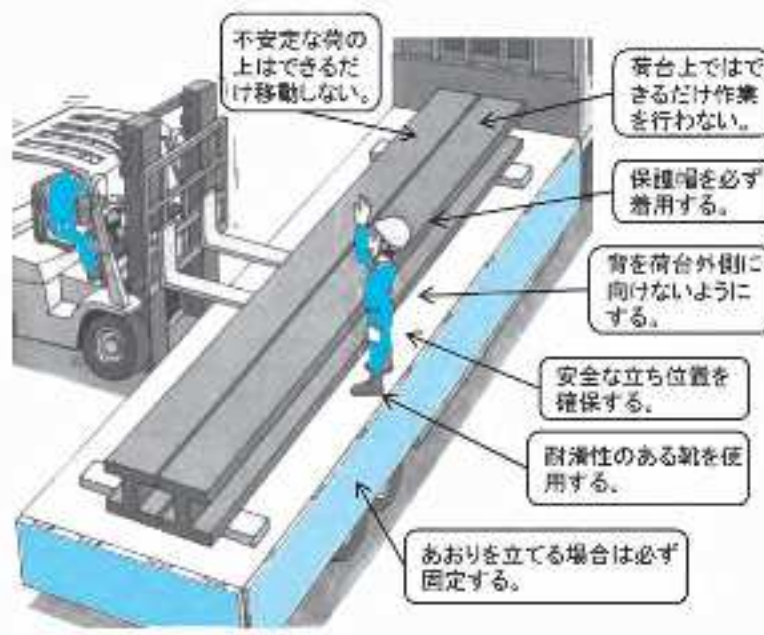
陸運業における荷役災害では、墜落・転落災害が最も多く 34%を占めています。そのうち、荷台等からの墜落・転落が 80% と大部分を占め、重篤な災害になることも多く、その防止は最も重要です。

1 労働者の遵守事項

荷役作業を行う労働者に次の表の事項を遵守させるようにします。

別表1 労働者の遵守事項

- (1) 荷役作業を開始する前に貨物自動車周辺の作業環境（床や地面の凹凸等）、整理整頓の状況等の確認及び不備な場合の改善
- (2) 不安定な荷の上の移動禁止
- (3) 荷締め、ラッピング・ラベル張り等の付帯作業は、荷の上で行わず、出来る限り地上又は地上での作業とする。
- (4) 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用する。
- (5) 墜落・転落の危険のある場所においては、墜落時保護用の保護帽を着用する。
- (6) 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な位置を確保する。
- (7) 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で荷台外側に背を向けないようにし、後ずさりしない。
- (8) 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Fマーク）を使用する。
- (9) あおりを立てる場合には、必ず固定すること。
- (10) 最大積載量が5t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用する。
- (11) 最大積載量が5t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、出来る限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用する。
- (12) 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと）を実施する。



2 安全設備及び保護具の使用

墜落・転落災害の防止は、例えば次のような方法により、できるだけ設備面からの対策を講じるようにします。

- (1) 荷台の上で作業を行う場合は、あおりに乗っての作業を避けるため、例えば次のように、「あおりに取り付ける簡易作業床」や「移動式プラットホーム」等を使用するようにします。

【設備例 1】 あおりに取り付ける簡易作業床の例



(資料出所：荷役安全設備マニュアル（パンフレット）より。以下設備例 4 まで同じ。)

(特徴)

- ① 危険な荷の上での作業を回避することが出来る。
- ② 狭いあおりの上での作業を回避することが出来る。
- ③ 合図者が立つ場所を確保することが出来る。
- ④ 手摺り、安全ネット等がないため墜落防止措置としては必ずしも十分でない。
- ⑤ 荷の上での作業には対応していない。
- ⑥ 貨物自動車の架装メーカーと強度検討が必要。

(参考)



(簡易作業床に安全ネットを取り付けた例。)

【設備例 2】 移動式プラットホーム

キャスター付きのリフターを利用した移動式のプラットホームです。移動にはキャスターを利用します。プラットホームの高さはリフターで調整できるため、4t車や10t車の平ボディーでも利用可能です。但し、プラットホームの置き場所が必要です。



(2) 貨物自動車の荷台への昇降設備を用意するようにします。

【設備例 3】 貨物自動車の荷台への昇降設備の例

荷台からの飛び降り防止として、移動式の昇降設備を屋内の積卸し場所に常設している例です。



(3) 荷台の荷の上等高所での作業については、できるだけ施設側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置するようにします。

【設備例 4】 タンクローリーの上での安全带を使用した作業の例

屋外作業場の建屋天井部分から下がっているロープを作業者の安全带に掛けて使用します。天井からのロープは、巻取り式で伸縮し、墜落時はストッパーが働き固定されます。

また、建屋天井にはレールが設置され、ロープ部分が移動可能で、作業者の移動が容易なものとなっています。



⇨
(拡大)



【設備例 5】 荷台上の荷の上で安全带を使用した作業の例

石膏ボード製造会社の工場で、陸運事業者が石膏ボードを現場に配送するため、トラック荷台の荷にシート掛けをする作業での墜落防止設備の例。

作業床の設置はトラックのサイズがばらばらであり困難なことから安全带を使用しての作業とし、安全带取り付け設備を建屋側に設置したもの。



← シート掛け作業

↓ 安全带取付設備
の上部



(資料出所：厚生労働省「荷主等向け荷役災害防止セミナー～荷主等の構内でのトラックからの墜落・転落災害を防止しましょう～」より)

3 節 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止

1 フォークリフトによる労働災害の防止対策

荷役運搬機械関係の災害は、荷役災害の 12%を占め、墜落・転落災害、荷役用具設備関係災害に次いで多い。荷役運搬機械関係の災害の 70%は、フォークリフトによるもので、かつ重篤な災害になる場合が多く、フォークリフト災害の防止は特に重要です。

また、フォークリフト災害の約 70%は、前進又は後進してきたフォークリフトに接触されたものです。

このような災害状況を踏まえ、フォークリフトによる労働災害の防止対策については、ガイドラインで次の表のように示されていますので、陸運事業者及び荷主等はそれぞれの欄に記載された対策を確実に実施することが必要です。

別表2 フォークリフトによる労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
ア フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。	ア 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認すること。
イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。	イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。
ウ 作業計画を作成すること。	ウ 陸運事業者に対し、作業計画の作成に必要な情報を提供すること。
エ 労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。	エ 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。
オ フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、 別表 2-1 の事項を遵守させること。	オ 荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示すること。
カ 構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。	カ 荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。
キ 通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。	キ 荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。
ク フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。	

別表 2-1 労働者の遵守事項

- ① フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。
- ② 荷崩れ防止措置を行うこと。
- ③ シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用すること。
- ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行うこと。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
- ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
- ⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じること。
- ⑦ 急停止、急旋回を行わないこと。
- ⑧ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
- ⑨ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
- ⑩ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
- ⑪ 構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。



2 クレーン、移動式クレーンによる労働災害の防止対策

荷役運搬機械関係の災害の 24%はクレーン等によるものです。その主なものには、荷等の振れ、荷の積卸し時の挟まれ、フック外れ・荷の落下があり、これらで 60%以上を占めています。

クレーン等による労働災害の防止対策については、ガイドラインで次の表のように示されていますので、陸運事業者及び荷主等は、それぞれの欄に記載された対策を確実に実施することが必要です。

別表3 クレーン等による労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
<p>ア クレーン等の運転は、クレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。</p> <p>イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。</p> <p>ウ クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。</p> <p>エ 移動式クレーンについては、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を運転者に周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。</p> <p>オ 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設すること。</p> <p>(注) クレーン等とは「クレーン、移動式クレーン」のことです。</p>	<p>ア 陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合は、つり上げ荷重に合った資格を有していることを確認すること。</p> <p>イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。</p> <p>ウ 荷主等の労働者が運転するクレーン等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にクレーン等による荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。</p> <p>エ 荷主等が管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正しておくこと。</p> <p>オ 荷主等の管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、転倒防止のための敷鉄板を準備すること。</p>

別表3のアの「クレーン等の運転に必要な資格」は次のとおりです。

規則項目 種類	資 格			
	免許	技能講習	特別教育	関係法令
クレーン	つり上げ荷重5トン以上	—	つり上げ荷重 0.5トン以上5トン未満	安衛令20、安衛則36 クレーン則2,21,22
	—	—	つり上げ荷重 5トン以上の跨線テルハ	安衛則36 クレーン則21,22
	床上運転式	つり上げ荷重5トン以上	つり上げ荷重 0.5トン以上5トン未満	安衛令20、安衛則36 クレーン則2,224の2
床上操作式	—	つり上げ荷重5トン以上	つり上げ荷重 0.5トン以上5トン未満	安衛令20、安衛則36 クレーン則2,22
移動式クレーン	つり上げ荷重5トン以上	つり上げ荷重 1トン以上5トン未満	つり上げ荷重 0.5トン以上1トン未満	安衛令20、安衛則36 安衛則36 クレーン則2,67,68
玉掛け	—	つり上げ荷重1トン以上	つり上げ荷重 0.5トン以上1トン未満	安衛令20、安衛則36 クレーン則2,221,222



3 コンベヤーによる労働災害の防止対策

荷役運搬機械関係の災害の6%はコンベヤーによるものです。その主なものには、コンベヤーを流れる荷の取扱中の災害、動いているコンベヤーをまたいだときの災害、コンベヤーを停止させずに点検・修理中の災害があります。

コンベヤーによる労働災害の防止対策については、ガイドラインで次の表のように示されていますので、陸運事業者及び荷主等は、それぞれの欄に記載された対策を確実に実施することが必要です。

別表4 コンベヤーによる労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
<p>ア コンベヤーを使用して荷役作業を行う労働者に対し、別表4-1の事項を遵守させること。</p> <p>イ 通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場合は、踏切橋等を設けること。</p> <p>ウ ベルトコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。</p> <p>エ コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。</p>	<p>ア 荷主等が管理する施設において、通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場所は、踏切橋等を設けること。</p> <p>イ 荷主等が管理するコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。</p> <p>ウ 荷主等が管理するコンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。</p>

別表4-1 労働者の遵守事項

- ① コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通ること。(コンベヤーをまたがないこと。)
- ② コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直すこと。
- ③ コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行うこと。



4 ロールボックスパレット、台車等による労働災害の防止対策

荷役災害のうち荷役用具・設備関係の災害は14%を占めていますが、その80%近くはロールボックスパレット（かご車、かご台車とも呼ばれています。）によるものです。

ロールボックスパレットは、その特殊性のため、テールゲートリフターによる積卸し作業にともなう労働災害が多くなっていますが、そのほか次のような災害も発生しており、ロールボックスパレットで荷を取り扱うときは、別表5の労働災害防止対策が必要です。

- トラック荷台からロールボックスパレットを人力で取卸し中に、わずかな段差に車輪が引っ掛かり、横転して作業者が下敷きになった。
- ロールボックスパレットを移動中に、キャスターに足をひかれたり、手をはさまれた。

別表5 ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

陸運事業者	荷主等
<p>ア ロールボックスパレット、台車等（以下「ロールボックスパレット等」という。）を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、表5-1の事項を遵守させること。</p> <p>イ ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。</p> <p>ウ ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。</p>	<p>ア 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。</p> <p>イ 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。</p>

別表5-1 労働者の遵守事項

<ol style="list-style-type: none"> ① ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着すること。 ② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かすこと。 ③ トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。 ④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。 ⑤ 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかけること。 ⑥ 停止するときやカーブを曲がる場合は、2m程前から減速すること。 ⑦ 重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押すこと。 ⑧ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。

<ロールボックスパレットの安全な取扱>



移動は前方に押す



押せる位置まで引き出し、
その後押しながら移動



前方注意
(段差・障害物)



・長距離を移動しての停止
・カーブを曲がる時は2 m手前で減速

<テールゲートリフターの安全な作業>

ロールボックスパレットはテールゲートリフターで積卸されることが多く、その操作等に関わつての災害も多いことから、次のことに留意して作業を行いましょよう。

■ テールゲートリフター作業のポイント

- ① 車を水平な場所に駐車して作業を行います。
- ② 最初の荷を昇降板に乗せると荷台が傾斜するので軽い荷から始めます。
- ③ 昇降板で荷を昇降させるときは、昇降板のストッパーを使用します。
- ④ 作業者が昇降板に乗っての昇降は行わないようにします。
- ⑤ ロールボックスパレット入りの荷を昇降させるときは、パレットのキャストーストッパーをかけます。



4節 転倒による労働災害の防止

転倒災害は、荷役災害の約10%を占めており、重点的な労働災害防止対策が必要です。

1 安全な作業方法

転倒による労働災害を防止するため陸運事業者は次のことを実施します。

- ア 荷役作業従事者に次の事項を遵守させること
 - ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。
 - ② 後ろ向きに移動する作業はできるだけしないこと。
- イ 荷役作業場所に合わせた、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用すること。

2 作業環境の整備

陸運事業者は、転倒による労働災害を防止するために次のことを実施します。

- ア 荷役作業場所を整理・整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因を出来るだけなくすこと。
- イ 荷役場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。
- ウ 両手で荷物を持つと転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用すること。

【台車使用の留意点】

- ① 台車の使用前点検を行い、不完全なものは使用しないこと
- ② 台車の荷は前方が見える高さに積むこと
- ③ 台車の積載重量制限を決めること
- ④ 上記の作業手順書を作成すること
- ⑤ 台車の通行帯を区分する
- ⑥ 必要に応じて荷くずれ防止の措置をすること



3 荷主等の実施事項

転倒防止について、荷主等は作業環境面での安全確保に配慮することが求められています。具体的には、上記の「2 作業環境の整備」のア、イを実施するとともに、ウに関し台車等を用意することです。

5節 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止

動作の反動、無理な動作による災害は、平成 23 年の陸運業の死傷病報告分析によると、荷役災害の 14%を占めており、墜落・転落災害について多いものとなっています。その約半数は腰痛です。

腰痛を予防するため厚生労働省は「職場における腰痛予防対策指針」を示していますが、平成 25 年 6 月 18 日基発 0618 第 1 号で改正されています。

なお、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月 3 日基発第 0403001 号）においても「荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用具・設備の車両への備え付け又はフォークリフト等の荷役機械の使用に努めるとともに、安全な荷役作業方法についての教育を行うこと。」とされています。

ここでは、腰痛予防対策指針の概要等について説明するとともに、4で荷役ガイドラインが求める、動作の反動、無理な動作による災害の防止対策についてそれぞれの実施事項を説明します。



1 腰痛予防対策指針

高齢者介護などの社会福祉施設での腰痛発生件数が近年大幅に増加していることなどを踏まえ、「職場における腰痛予防対策指針」が改訂されました。腰痛予防対策指針は、一般的な腰痛の予防対策を示すとともに、腰痛の発生の多い次の5つの作業について腰痛予防対策を示しています。

- ① 重量物取扱い作業
- ② 立ち作業
- ③ 座り作業
- ④ 福祉・医療分野における介護・看護作業
- ⑤ 車両運転等の作業

以下に、陸運業の腰痛予防対策を中心にその概要を紹介します。

(1) 一般的な腰痛予防対策

ア 腰痛の発生要因

腰痛の発生要因には次のものがあります。

- ① 腰部に動的あるいは静的に過度の負担を加える動作要因
- ② 腰部への振動、温度、転倒の原因となる床・階段の状態等の環境要因
- ③ 年齢、性、体格、筋力、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症等の既往歴又は基礎疾患の有無等の個人的要因
- ④ 職場の対人ストレス等に代表される心理・社会的要因

イ 職場における腰痛の効果的な予防

腰痛の発生要因がアで示したように多角的であり、作業態様や労働者等の状況と密接に関連し、変化することから、職場における腰痛を効果的に予防するためには、労働衛生管理体制を整備し、多種多様な発生要因によるリスクに応じて、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育を総合的かつ継続的に、また事業実施に係る管理と一体となって取り組むことが必要です。

このために、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入するとともに、腰痛予防の基本的な対策を進める必要があります。

なお、これらの考え方は基本的には、荷役ガイドラインの安全衛生管理体制の確立等で述べたことと同様です。

ウ 作業管理

- ① 腰部に負担のかかる重量物を取り扱う作業等では、作業の全部又は一部を自動化するか、台車等による省力化を行うようにすること。
- ② 不自然な姿勢等にならない作業姿勢、動作とすること。
- ③ 腰部に負担のかかる作業では複数作業など適切な作業の実施体制とすること。
- ④ 腰痛発生要因の除去又は低減が図られるよう作業標準を策定等すること。
- ⑤ 負担の大きい作業を継続しないよう適切な休憩・作業量、作業の組み合わせ等とすること。
- ⑥ 腰部への負担を増大させないよう適切な靴、服装とすること。

エ 作業環境管理

作業場所の温度、照明、作業床面、作業空間、設備・荷の配置、振動等に配慮すること。

オ 健康管理

- ① 定期的に腰痛に関する健康診断を実施するとともに、その結果に基づく事後措置を適正に行うこと。
- ② 重量物取扱い作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者には腰痛予防体操を実施させること。

カ 労働衛生教育等

- ① 重量物取扱い作業、車両運転作業等に従事する労働者については、当該作業に配置する際及びその後必要に応じ、腰痛予防のための労働衛生教育等を実施すること。
- ② 職場で腰痛に関して精神的ストレスが蓄積しないよう、上司、同僚の支援等の組織的対策を整えること。

キ リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム

- ① 作業の種類ごとあるいは作業場所ごとに腰痛に関するリスクアセスメントを実施すること。
- ② 腰痛予防は総合的、継続的に推進する必要があること、また、事業実施の管理と一体となつて行われる必要があることから、労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することも重要であること。

(2) 作業態様別の対策

5つの作業態様別の対策のうち、次の2つのものについてその対策の項目を紹介します。詳細は巻末の「職場における腰痛予防対策指針」をご覧ください。

ア 重量物取扱い作業

- ① 自動化、省力化
- ② 人力による重量物の取扱い
- ③ 荷姿の改善、重量の明示等
- ④ 作業姿勢、動作



- ⑤ 取扱い時間
- ⑥ その他

イ 車両運転等の作業

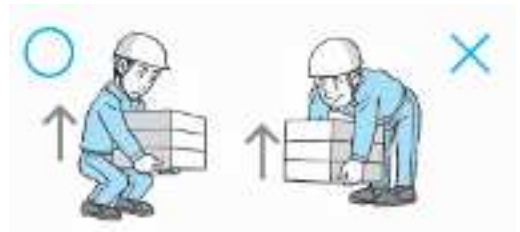
- ① 腰痛の発生に關与する要因の把握
- ② リスクの評価（見積り）
- ③ リスクの回避・低減措置の検討及び実施
- ④ リスクの再評価、対策の見直し及び実施継続

2 人力作業による重量物の取扱い

腰痛予防対策指針に關連し、重量物の安全な取扱方法を作業別に示します。

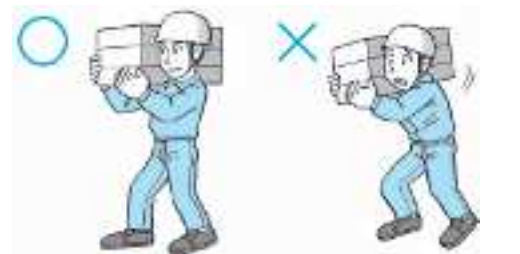
(1) 重量物を持ち上げるとき

- ① 両足を前後に開いて重量物の重心に身体をできるだけ密着させて持ちます。
- ② 膝を曲げて足に仕事をさせる気持ちで持ち上げます。
- ③ 呼吸を合わせて、(腹に力をためて)膝を伸ばします。
- ④ 背を真っ直ぐにして腰をあげます。



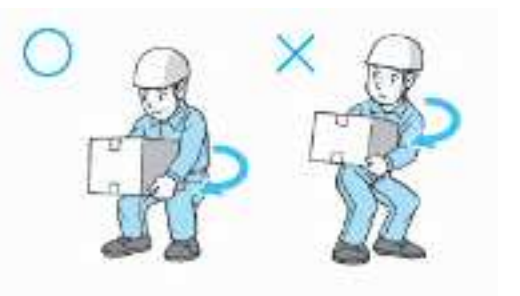
(2) 重量物がかつぐとき

- ① 上体をかがめず、背を真っ直ぐにします。
- ② 腰を落とし、膝のバネを使って歩きます。
- ③ 荷物の重心と腰の軸足が同一線上を保つようにします。



(3) しゃがんで荷物を横に移すとき

- ① 腰から上をひねらない。
- ② 下半身ごと回して、下肢を十分使って膝のバネを生かします。



(4) 重量物を運ぶとき

- ① 重量物に身体をよく密着させ、腰より上の位置で持ちます。
- ② 55kgを超える重量物は原則として2人以上で取り扱います。まず、人力で運搬する場合の限度は、満18歳以上の男性は体重の約40%以下、女性は男性の約60%位の重量を目安として取り扱い、それを超える重量物は2人以上で取り扱い、荷の重量物が均等にかかるようにします。



(5) 高い場所の荷物を持つとき

- ① 棚、はい等、荷物を載せる場所の真下に身体を近づけます。
- ② 無理に身体を伸びさせないよう、十分に余裕をもちます。
- ③ 荷物はできるだけ肩より上に持ち上げず、安全な台を使用します。
- ④ 足で棚やはいに正対しないで身体の重心のバランスを保てる範囲で前後に開きます。特に膝をのびしきっていると、急に力が加わったとき衝撃を緩和することができず、腰をいためやすくなります。(注) はいとは、「倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団」のことです。



(6) 重量物を押すとき

- ① 荷物に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させます。
- ② 前方に開いた足に体重をかけて押します。
- ③ 重い物ほど、足の開きを大きくし、腰を落とします。



(7) 重量物を引くとき

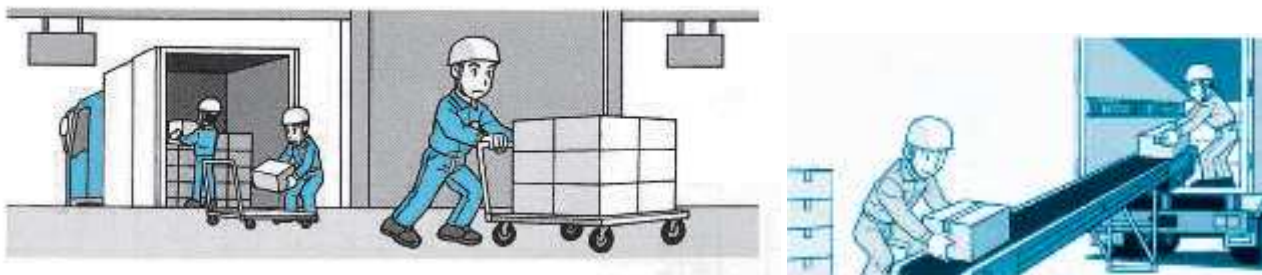
- ① 両足を揃えたままで引っ張らないようにします。
- ② 片手で引っ張ると思わぬ方向に振られたり、重心が片寄って腰をひねることがあります。
- ③ 引くより押したほうが腰部に対する負担は少ないです。



3 機械化、省力化による負担の軽減

未熟練労働者及び女性・高齢者等を考慮して、重量物取扱い作業等の腰部に著しい負担のかかる作業については、作業の全部又は一部の自動化を推進することが望まれます。

自動化が困難な部分は、対象の性状や作業手順等に詳しい現場の労働者等の意見を参考に、運搬物の軽量化を行う、一部機械化する（負担を減らす台車等の適切な補助機器や道具、介護・看護作業等においては福祉用具（機器や道具）を導入する）など、省力化を行うことが必要です。



4 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

(1) 陸運業の事業者の実施事項は次のとおりです。

ア 職場における腰痛予防対策指針で示された各対策を実施すること。

イ 荷役作業を行う労働者に対し、別表6の事項を遵守させること。

別表6 労働者の遵守事項

- ① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと。
- ② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないこと。
- ③ 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すこと。
- ④ 重量の重い荷は、2人以上で扱うこと。
- ⑤ できるだけ台車等を使用すること。

ウ 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。

エ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。

(2) 荷主等の実施事項は次のとおりです。

ア 荷主等が管理する施設において人力荷役をする場合は、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。

イ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。

ウ 陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者に作業を補助させること。

エ 台車等を用意すること。

6節 その他荷役関係災害防止に必要な事項

荷役災害防止に必要なその他の対策を紹介するとともに、4で荷役ガイドラインに基づくそれぞれの実施事項を示します。

1 ロープ・シート着脱作業の安全対策

(1) ロープ掛け、ロープ解き

ア 一般的留意事項

- ① できるだけ荷台上ではなく、地上からの作業とすること。
- ② 荷台上の作業となる場合は、作業床の設置を検討するとともに 足場や脚立等を使用すること。
- ③ 荷の上での作業について、安全带取付設備がある場合は、必ず安全带を使用すること。
- ④ 荷台上への昇降は安全な昇降設備を使用し、飛び乗り、飛び降りはしない。
- ⑤ 荷台上での作業は、墜落時保護用の保護帽を着用する。
- ⑥ すべりやすい履物は着用しない。
- ⑦ くずれやすい荷については、荷崩れ防止の措置をしながら積卸しをする。
- ⑧ 荷の端で背中を荷台の外側に向けて作業しない。
- ⑨ 荷の中抜きをしない。

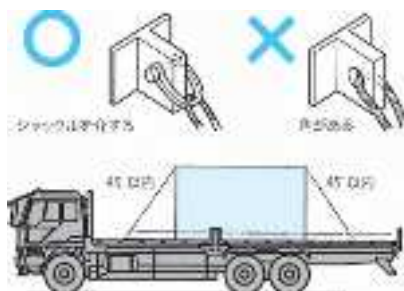
イ ロープ掛け作業

<繊維ロープを使用する場合>

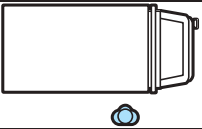

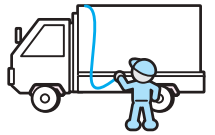

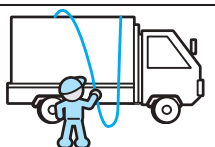
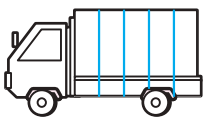
- ① 使用前にロープを点検する。
- ② ロープは乾いたものを使用する。
- ③ 2人作業のときは、相互に確認しながら、呼吸を合わせて行う。
- ④ ロープを締めるときは、足は斜め前後に開く。(積荷の上では体を低くし荷台の中央より前の部分に位置する。)
- ⑤ 荷の角にロープが当たるところには当て物をする。
- ⑥ ロープの掛け方は、両側の相対するロープフックを直線で結ぶようにする。

<ワイヤロープを使用する場合>

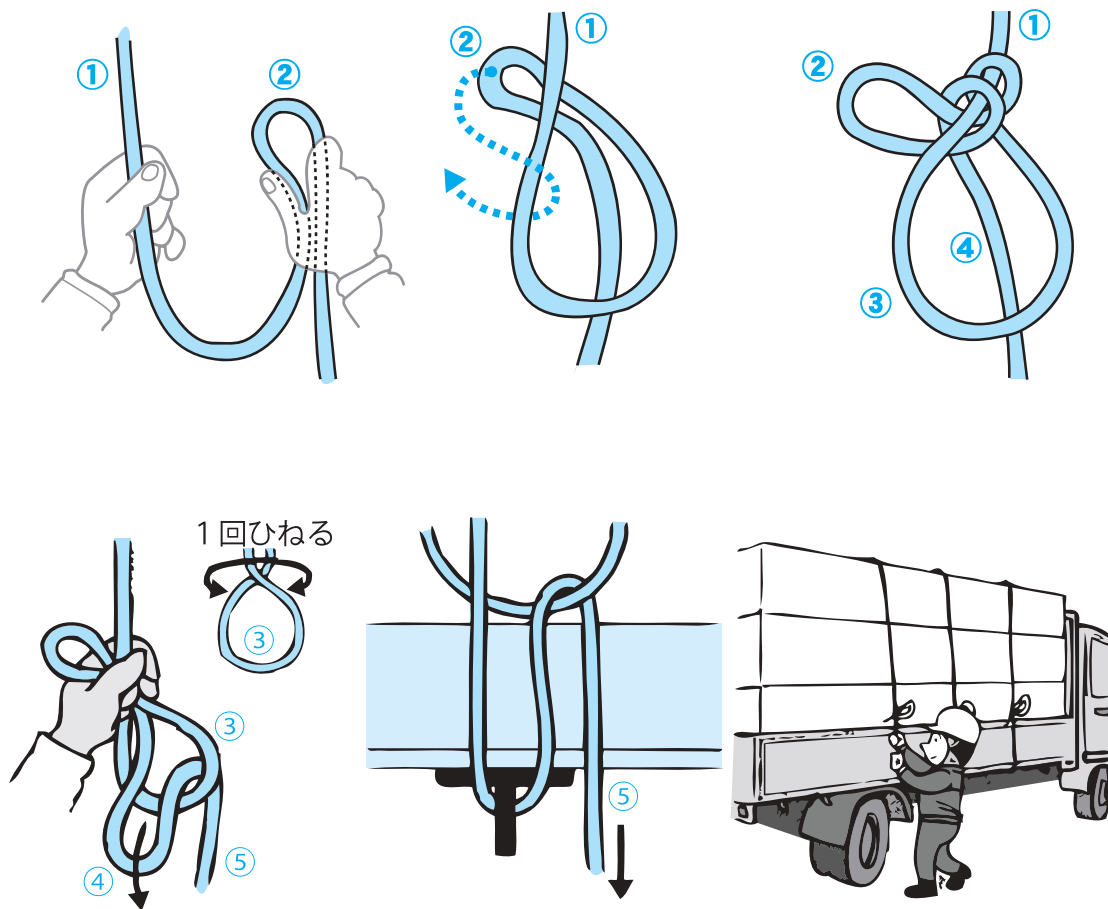
- ① 積荷にロープや荷締器を直接当てないように確実に当て物をする。
- ② 荷締器を使用して、荷の上でワイヤロープを締める場合は、背中を外側に向けないよう体の向きに留意する。
- ③ 積荷とあおりの間にすき間がある場合は、角材などですき間をうめて固縛する。
- ④ 積荷とワイヤロープとの張り角度は45度以内とする。



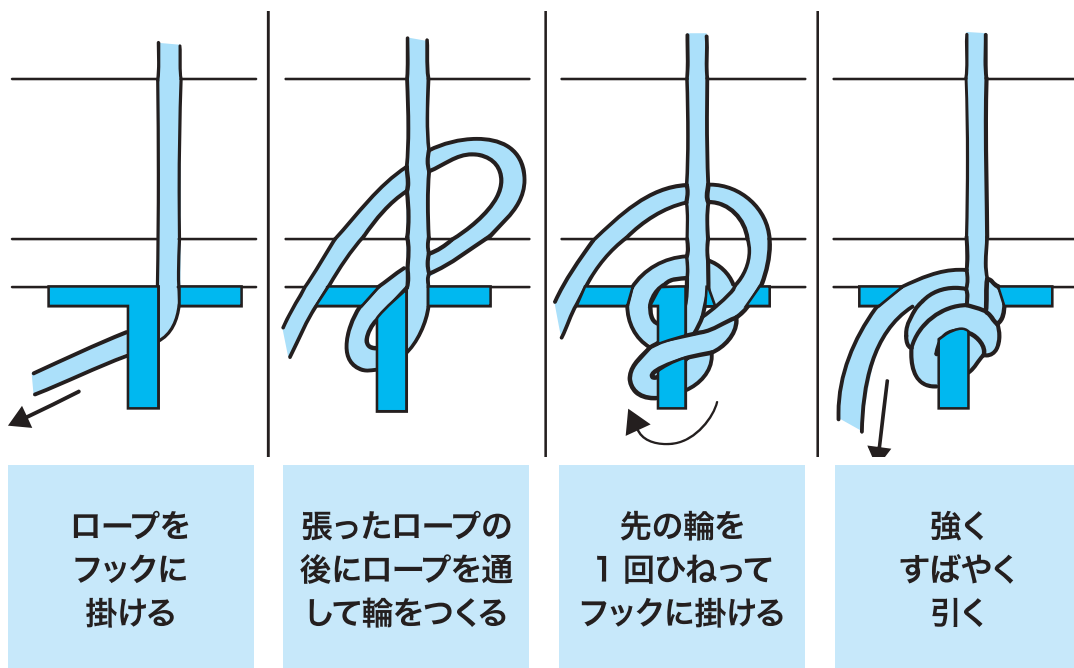
<1人でロープ掛けをする場合> (例)

作業の手順		急 所	理 由
手順の図解			
	位置につく (図の位置)	荷台の前よりで	運転台に近いところからが、掛けやすい
	ロープをほどく	○調べながら ○左腕にかけて	弱った所があると作業中切断する
	ロープの端を反対側に投げる		
	ロープ端の輪をロープフックに掛ける	調節しながら(すり上げたり、引いたり)	手をはなして、反対側で引っ張ったときに外れて、転倒しないため
	反対側に廻りロープを掛け、しめる	○最初少し張ってみて ○重心を低くして	最初から力を入れて引張ると、ロープが外れていたとき転倒する
	ロープをとめる	必要なら2回	1人で作業するため手を放すことが多い。そのときロープがゆるむ
	ロープを反対側に投げる		
	繰り返す		
	後部積荷にロープを掛ける	十文字に	後部中程の荷物は運行中、抜けて転落しやすい
	最後のロープとめをし、残りを整理する	○張ったロープにむすびつけて ○積荷の間、荷台の中に	○ロープがゆるみやすい ○ロープが車外に出るとロープがゆるんだり他の車通行人に危害を及ぼす

ロープのとめ方（その1）



ロープのとめ方（その2）



ウ ロープ解き作業

- ① ロープ解き作業は平坦な場所で行い、エンジンを止めて駐車ブレーキを掛け、必要に応じて輪止めをするなど逸走防止の措置をする。
- ② ロープを解くことで、積荷が落下する危険がないことを確認してから作業にかかる。
- ③ ロープ解き作業は、つとめて床面に位置し、積荷の上に上らないように留意する。
- ④ ロープ解き作業を行う場合、あて物の落下による危険を防止する措置をする。

(2) シート掛け、シート外し

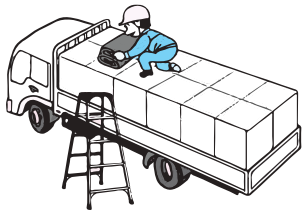
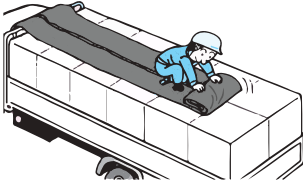
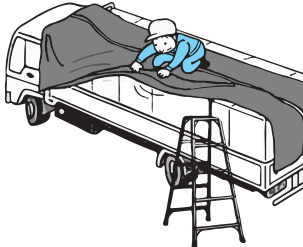
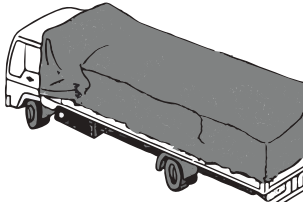
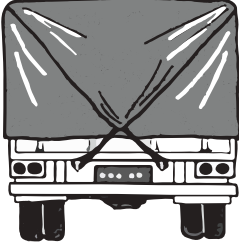
ア シート掛け作業

- ① 積荷に掛けたロープと積荷の状態に異常がないかを確認する。
- ② 鳥居部分に被せるシートの長さを考慮しながら、運転席寄りにたたんだシートの中心を積荷の中心線に合わせて置く。
- ③ 折りたたんだシートを荷台の中心線に合わせて、後方まで広げていく。
- ④ 足もとに注意し、荷台の側面を向き、片膝をついて、体の前方に向かってシートを車両の側面に広げる。
- ⑤ シートのすそを留めるときは、ゴム紐に傷みがないか確認しながら、ゴム紐をロープフックに掛ける。
- ⑥ 鳥居と後部あおり板側は、シートを折り曲げるようにしてゴム紐ロープフックに掛ける。なお積荷の上に上がる場合は、脚立や昇降台など安全に昇降するための設備を使用する。

イ シート外し作業

- ① 積荷の安全を確かめる。
- ② ゴム紐を解き、呼吸を合わせて、シートを引き下ろす。
- ③ シートを広げやすいようにたたむ。
- ④ 運転台の屋上にシートを載せるときは、いったんシートを荷台に載せ、次いで運転台の屋上に載せる。重いシートは2人で作業を行う。

1人でシート掛けをする場合（例）

作業の手順		急所	理由
手順の図解			
	積荷の確認	積荷に掛けたロープと積荷の状態に異常がないか	
	たたんだシートを積荷の上に置く（積荷の上に上がる際は脚立や昇降台を使用）	鳥居部分に被せるシートの長さを考慮して、運転席よりシートの中心を積荷の中心線に合わせて置く	シートを広げた後、位置直しをすることのないように 墜落・転落防止
	折りたたんであるシートを荷台の中心に合わせて、後方まで広げていく	荷台の後方に向かってシートを押し広げる	後ろ向きに引っ張ると荷台から転倒する危険がある 墜落・転落防止のため
	シートを車両の側面に広げる（荷台から降りる際は、脚立や昇降台を使用）	足元に注意し、荷台の側面を向き片膝をついて、体の前方に向かってシートを広げる	墜落・転落防止のため
	シートすそのゴム紐を車両側面のロープフックに掛ける	ゴム紐に痛みがないか確認する	走行中にゴム紐が切れてシートがはがれないように
	鳥居側と後部あおり板側は、シートを折り曲げるようにしてゴム紐をロープフックに掛ける	同上	同上

2 荷崩れ防止対策

(1) パレットへの積み付け等

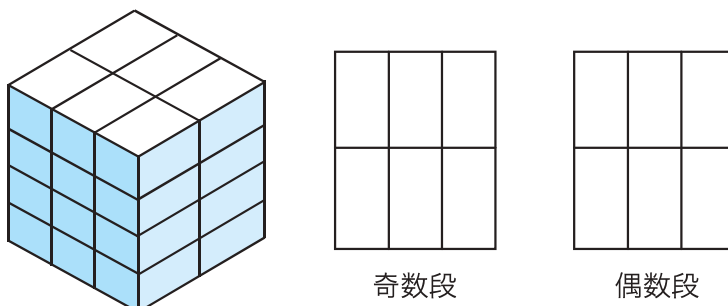
パレットに荷を積載するときは、荷くずれを起こさないように、荷の種類に応じた適切な積み方をしなければなりません。一般に、段ボール箱は運搬中に荷くずれを起こしやすいので、必要に応じ荷くずれ防止の措置を講じなければなりません。また、段ボール箱のはい付けは下段の段ボール箱に過大な荷重がかからないようにすることが大切です。

ア パレットへの積み付け方法

パレットに荷を積み付ける際の配列方式には、通常次の4種類があります。

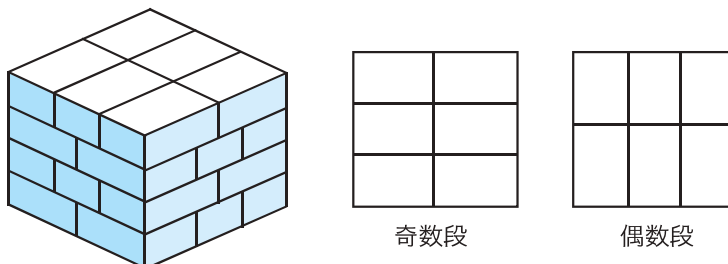
① ブロック積み

荷を各段ともすべて同一方向に並べて積み付ける方法で、棒積みまたは列積みともいいます。非常に荷割れしやすいので、やむを得ずブロック積みにする場合は荷くずれ防止が必要です。



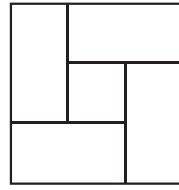
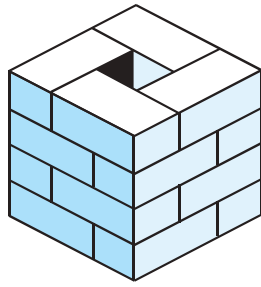
② 交互積み

荷を段ごとに90度方向を変えて積み付ける方法で、荷割れしにくく、積み付けも容易です。

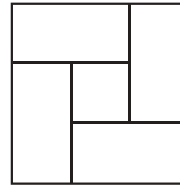


③ ピンホイール積み

荷を縦横に組み合わせ中央に空間を作り風車形に配列し、各段を交互に方向を変えて積み付ける方法で、必ず正方形になります。また通気性に優れ乾燥しやすいので、この方法の応用例もよく採用されています。



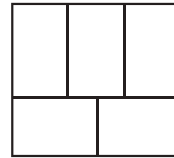
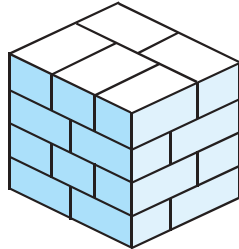
奇数段



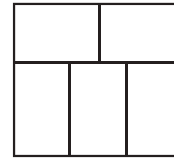
偶数段

④ レンガ積み

荷を縦横に組み合わせて配列し、段ごとに 180 度方向を変えて積み付ける方法で、箱間に空間ができやすく、また荷姿が長方形になるので正方形のパレットには不向きです。



奇数段



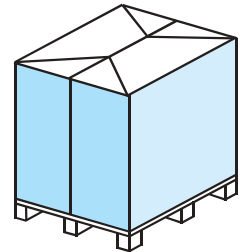
偶数段

イ 荷くずれ防止対策

平パレットの荷については、荷くずれ防止対策がきわめて重要で、次のような方法がとられています。

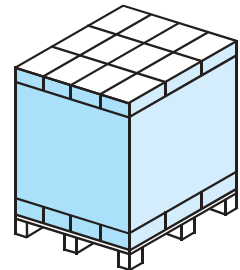
① シュリンク方式

収縮性プラスチックフィルムでパレット荷全体を覆い、これを加熱してフィルムとパレットを一体化させたものです。防じん、防水効果にすぐれ、雨天荷役、野積みが可能です。反面通気性がなくなります。



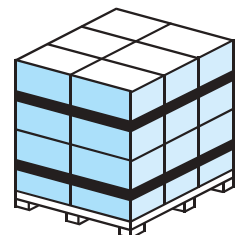
② ストレッチ方式

フィルムをパレットに包装機で巻き付けて固縛する方式ですが、フィルムを使用するため通気性に欠け、青果物のように通気性の必要なものに対しては、ネット状の樹脂をフィルム代わりに用いることもあります。



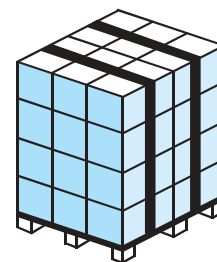
③ 水平バンド方式

バンドを掛けた部分のずれはあまり生じませんが、掛けていない段の荷くずれが起きやすく復元性に欠けます。



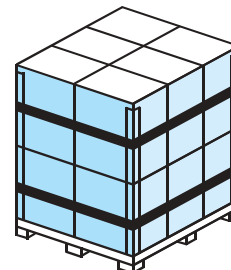
④ 垂直バンド方式

垂直振動による跳ね上がりは抑えますが、水平方向の衝撃には弱く、バンドの数が少ないと間から飛び出したりします。



⑤ 角当て水平バンド方式

垂直振動に効果がありますが、箱数が多いと間から飛び出し、水平方向の抵抗性はあるものの衝撃に対する復元性に欠けます。



この他、上下の段ボール箱を糊付けする方式やネット掛けを行うもの、ベニヤ板にバンドを取り付けたものを使用するなど、種々のものが考案されています。

ウ 段ボール箱のはい付け方法

段ボール箱は荷の内用品（缶やビンなど）の圧縮強度によって支えているものもありますが、箱自体の強度によって上部の荷を支えているものもあります。

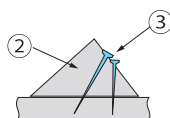
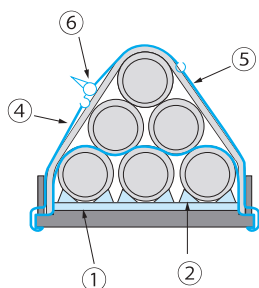
段ボール箱は含水、経年などによる強度低下が著しく、段ボール箱のパレット荷の上に直接他のパレット荷を積み上げると、はいくずれの原因になりますので、ポータブルラックを使用するなどして、下段の荷に過大な荷重がかからないようにすることが大切です。



(2) 貨物自動車への積載

次の事項に留意しなければなりません。

- ① 荷の直径、重さなどに適した枕木を用いる。
- ② 荷を載せる溝のない枕木は、歯止めを用いて荷の移動を防ぐ。
- ③ 2段以上積載するときは、原則として目落とし積みとする。
- ④ 背積みの場合は、段と段の間に枕木を入れる。この場合、上下の枕木の位置をそろえる。
- ⑤ ゴム帯などの当て物を施し、荷締機を用いてワイヤロープで確実に固縛する。



- ① 枕木
- ② 歯止め(三角材)
- ③ 歯止めを枕木に固定するための釘
- ④ ゴム帯
- ⑤ ワイヤロープ
- ⑥ 荷締器

3 貨物自動車等の逸走防止対策

停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実にすること。

万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。

【車から離れる時の措置】

- ① エンジンを止めキーを抜き取る。
- ② 駐車ブレーキをかけ、施錠装置など盗難防止装置があるときはその操作を作動させる。
- ③ 坂道では輪止めをする。
- ④ チェンジレバーを入れるときは平地や下り坂では「バック」上り坂では「ロー」に入れる。
- ⑤ 窓を閉め、ドアをロックする。

4 その他の労働災害の防止対策

(1) 陸運事業者の実施事項

ア 荷役作業を行う労働者に対し、別表7の事項を遵守させること。

イ 崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

別表7 労働者の遵守事項

- ① ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
- ② 荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行うこと。
- ③ あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
- ④ 鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止すること。
- ⑤ 停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実にすること。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。

(2) 荷主等の実施事項

荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

3章 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚

1 節 陸運業の荷役作業従事者に対する教育

荷役作業は、運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化を図りにくい特徴があります。

また、荷役作業は、荷主先等において、単独または荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者については、自社からの直接的な指示・支援を受けにくい特徴もあります。

このような特徴を踏まえると、陸運事業者は、荷役作業を行う労働者に対し、荷役作業の安全衛生教育を確実に実施するとともに、その内容を一人ひとりの労働者が遵守できるよう日ごろから安全衛生意識の醸成に努めなければなりません。

1 節から 4 節は主として陸運事業者の実施事項、5 節が荷主等の実施事項です。

1 雇入れ時教育における荷役災害防止教育

労働安全衛生法では労働者を雇い入れた際又は作業内容を変更したときに、事業者はその労働者に安全衛生教育を実施しなければならないとされています。

このうち、荷役作業を行うことになる労働者に対しては、この雇入れ時教育又は作業内容変更時教育を行う際に、荷役ガイドラインで示された「労働者が遵守しなければならない事項」及び次に掲げる事項について陸運事業者は、安全衛生教育を実施しなければなりません。

- ① 荷役運搬作業における積卸し作業（ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業を含む。）の知識
- ② 荷の種類等
- ③ 荷役運搬機械等の種類
- ④ 使用器具及び工具
- ⑤ 作業箇所の安全確認
- ⑥ 服装及び保護具
- ⑦ 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等の事業場の構内における荷役作業がある場合には、当該構内において留意すべき事項

（参考）P60～62参照

荷役ガイドラインで労働者が遵守しなければならない事項とは次をいいます。

- ① 「別表 1 労働者の遵守事項（墜落・転落災害防止関係）（P25）」
- ② 「別表 2-1 労働者の遵守事項」（フォークリフト災害防止関係）（P30）」
- ③ 「別表 4-1 労働者の遵守事項」（コンベヤー災害関係）（P32）」
- ④ 「別表 5-1 労働者の遵守事項」（ロールボックスパレット災害関係）（P33）」
- ⑤ 「転倒災害防止の 1 のアの労働者の遵守事項」（転倒災害関係）（P35）」
- ⑥ 「別表 6 労働者の遵守事項」（動作の反動・無理な動作による災害関係）（P40）」
- ⑦ 「別表 7 労働者の遵守事項」（その他の労働災害関係）（P49）」

2 荷役作業従事者に対する安全衛生教育

荷役作業に従事している陸運業の労働者に対しては、上記1の荷役災害防止についての教育を実施していない場合は、上記1で示された①～⑦の事項について陸運事業者は安全衛生教育を実施しなければなりません。

荷役ガイドラインに基づく陸運業の荷役作業従事者に対する安全衛生教育のカリキュラムは、厚生労働省の通達で次のとおり定められています。

<荷役作業従事者のための安全衛生教育（陸運事業者向け）カリキュラム>

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と荷役作業等者の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 事業者及び荷役作業者の責務	1.0
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	2.0
3 荷役作業における安全衛生意識の高揚	ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動、リスクアセスメントの実施を通じた安全衛生意識の高揚等	0.5
4 荷主等の構内における荷役作業の安全	(1) 荷主等の構内において荷役作業を行う場合の一般的な留意事項 (2) 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等の構内において留意すべき具体的事項	0.5
合 計		4.0

(注) 労働災害防止団体等が教育を実施する場合は、4(2)については陸運事業者が個別に行うことを前提に省略することができます。



2 節 労働安全衛生法に基づく資格等の取得

荷役運搬機械等の運転業務に必要な資格等については、労働安全衛生関係法令に次のように定められていますので、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取得を推進しなければなりません。

規則項目 種類	資 格			
	免許	技能講習	特別教育	関係法令
フォークリフト	—	最大荷重 1 トン以上	最大荷重 1 トン未満	安衛令 20 安衛則 36
ショベルローダー	—	最大荷重 1 トン以上	最大荷重 1 トン未満	安衛令 20 安衛則 36
フォークローダー	—	最大荷重 1 トン以上	最大荷重 1 トン未満	安衛令 20 安衛則 36
クレーン	つり上げ荷重 5 トン以上	—	つり上げ荷重 0.5 トン以上 5 トン未満	安衛令 20 クレーン則 2,21,22
	—	—	つり上げ荷重 5 トン以上の跨線テルハ	安衛則 36 クレーン則 21,22
	床上運転式 つり上げ荷重 5 トン以上	—	つり上げ荷重 0.5 トン以上 5 トン未満	安衛令 20 クレーン則 2,224 の 2
	床上操作式	—	つり上げ荷重 0.5 トン以上 5 トン未満	安衛令 20 クレーン則 2,22
移動式クレーン	つり上げ荷重 5 トン以上	つり上げ荷重 1 トン以上 5 トン未満	つり上げ荷重 0.5 トン以上 1 トン未満	安衛令 20 安衛則 36 クレーン則 2,67,68
高所作業車	—	作業床の高さ 10m の高所作業車	作業床の高さ 10m 未満の高所作業車	安衛令 20
玉掛け	—	つり上げ荷重 1 トン以上	つり上げ荷重 0.5 トン以上 1 トン未満	安衛令 20 クレーン則 2,221,222

上記のほか、次の教育等も実施する必要があります。

◆ フォークリフト運転業務従事者教育

フォークリフト技能講習を修了した者に対し、おおむね 5 年以内ごとに、実施する安全衛生教育です。法第 60 条の 2 による「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育」として規定されています。

◆ クレーン運転士安全衛生教育（法 60 条の 2 に基づく教育）

◆ 移動式クレーン運転士安全衛生教育（法 60 条の 2 に基づく教育）

3 節 作業指揮者等に対する教育

車両系荷役運搬機械等作業指揮者及び積卸し作業指揮者等に対する教育について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な受講を推進する必要があります。

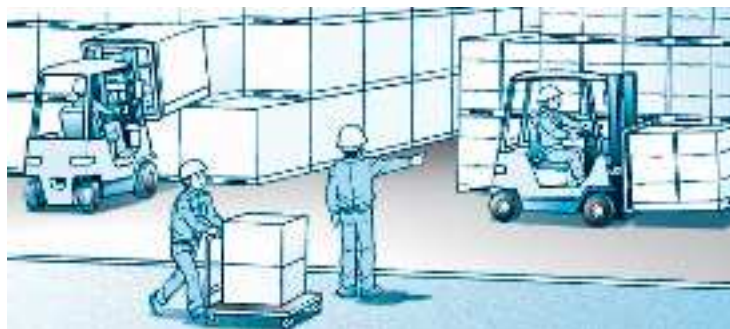
1 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育

フォークリフト等の車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、安衛則第 151 条の 3 で、あらかじめ、その作業に係る場所の広さ及び地形、車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適応する「作業計画」を定め、かつ、その作業計画により作業を行わなければならないと規定されています。

そして、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、その作業の指揮者を定め、その者に作業計画に基づき「作業の指揮」を行わせなければならないとされています。

車両系荷役運搬機械等とは、安衛則第 151 条の 2 で次のものと規定されています。

- ① フォークリフト
- ② ショベルローダー
- ③ フォークローダー
- ④ ストラドルキャリアー
- ⑤ 不整地運搬車
- ⑥ 構内運搬車
- ⑦ 貨物自動車



この作業指揮者については、その職務を行うために必要な知識や経験等が十分であることが必要であることから、厚生労働省では作業指揮者に対する教育のカリキュラムを次のとおり定めています。

車両系荷役運搬機械等作業指揮者に対する教育カリキュラム

科目	範囲	時間
1 作業指揮者の職務等	(1) 荷役運搬作業等に関する知識	1.5
	(2) 作業指揮者の選任及び職務	
	(3) 作業指揮者の心構え	
	(4) 作業計画	
2 車両系荷役運搬機械等による作業	(1) 車両系荷役運搬機械等の種類とその特性	3.5
	(2) 車両系荷役運搬機械等による作業	
	(3) 荷役運搬のための器具、用具	
	(4) 作業者の適性配置	
	(5) 服装及び保護具の確認	
	(6) 力学に関する知識	
3 災害事例等	(1) 異常時の措置	1.0
	(2) 災害事例	
4 関係法令	労働安全衛生法令等の関係条項	1.0
合計		7.0

2 積卸し作業指揮者教育

労働安全衛生規則第 151 条の 62、第 151 条の 70 及び第 420 条には構内運搬車、貨物自動車、貨車に一の荷*でその重量が 100 キログラム以上の物を積む作業*又は卸す作業*を行う場合には、積卸し作業指揮者を選任し、直接*具体的な作業指揮等を行わせなければならないと定められています。

(注 1)「一の荷」とは、貨物取扱い作業において取扱いの対象となる一単位の重量物をいいます。

(注 2)「積む作業」には、ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含みます。

(注 3)「卸す作業」には、ロープ解きの作業およびシート外しの作業を含みます。

(注 4) 貨車への積卸し作業に限っては、直接の指揮でなくてもかまいません。



人力、フォークリフト、クレーン等で、一度に取り扱う荷が 100 キログラム以上となる場合に、積卸し作業、ロープ掛けの作業及びロープ外しの作業、シート掛けの作業及びシート外しの作業を複数の作業員で行うときに、作業指揮者の選任が必要になります。

ただし、フォークリフト等車両系荷役運搬機械等を用いて、積卸しの荷役を行うときは、車両系荷役運搬機械等作業指揮者が、積卸し作業指揮者を兼ねて差し支えないものとされています。この場合、両方の作業指揮を十分行うことができるよう必要な教育を受けている者を作業指揮者とするは当然です。

積卸し作業指揮者に対する教育カリキュラムは次のとおり定められています。

積卸し作業指揮者に対する教育カリキュラム

科目	範囲	時間
1 積卸し作業 指揮者等の職 務	(1) 荷役運搬作業における積卸し作業の知識	1.0
	(2) 災害発生のしくみと災害発生状況	
	(3) 作業指揮者の選任及び職務	
	(4) 作業指揮者の心構え	
2 貨物自動車 等への積卸し 作業	(1) 荷の品目等	4.0
	(2) 構内運搬車、貨物自動車、貨車の種類とその特性	
	(3) 荷役機械等の種類とその対策	
	(4) 使用器具及び工具の点検	
	(5) 作業箇所の安全確認	
	(6) 服装及び保護具の確認	
	(7) 構内運搬車等への積卸し作業	
	(8) ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業	
3 異常時等に おける措置と 災害事例	(1) 異常時の措置	1.0
	(2) 災害発生時の措置	
	(3) 災害事例	
4 関係法令	労働安全衛生法令等の関係条項	1.0
合計		7.0

3 ヒヤリ・ハット活動及び危険予知訓練

ヒヤリ・ハット活動、危険予知訓練等を通じて安全衛生意識の高揚を図ることも大切です。

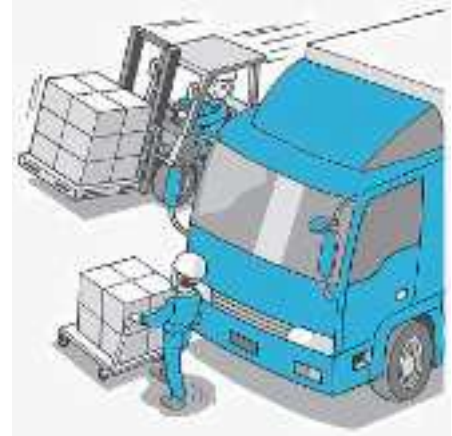
(1) ヒヤリ・ハット活動

荷役運搬作業に従事する作業者は少なからず「ヒヤリ」としたり「ハット」したことがあると思います。統計的には300件のヒヤリ・ハットは29件の軽微な災害、1件の重篤災害に結びつく可能性があるといわれています。つまりヒヤリ・ハットと災害は紙一重の違いに過ぎないということです。

また事故や災害の大部分は過去に発生したものと同一の事故の繰り返しで、この繰り返し事故・災害を防ぐためには過去の災害事例や「ヒヤリ」「ハット」から学ぶことが大切です。

ヒヤリ・ハットを経験した人は、「不安全な状態」や「不安全な行動」に気づき、しばらくの間は注意深い作業をすることが多いと思われます。しかし、経験していない人はそのことに気づきませんので、同じ状況になった場合に同様のヒヤリ・ハットを経験するか、あるいはヒヤリ・ハットで済まず、災害に至る可能性もあります。よって、ヒヤリ・ハットを経験した個人だけのものとせず、全員で共有し災害にあわないようあらかじめ対策をとる必要があります。

ヒヤリ・ハット活動は、作業終了後、作業員全員からヒヤリ・ハット体験を報告させ、その体験を作業員全員に周知し、体験の共有化を図る安全活動です。



(2) 危険予知訓練

危険予知訓練は、危険予知トレーニングあるいはKYTなどとも称され、荷役運搬作業場面等のイラストシートや写真、動画などを使って、作業員に危険のポイントを考えさせ、危険に対する感受性を高める訓練方法です。

瞬時の判断力を養い、荷役運搬作業時における危険を事前に回避する能力を高め、労働災害の防止に役立てるために行うものです。

作業開始前にその日の作業について行う場合は、危険予知活動（KYK）と呼ばれます。KYKは作業指揮者等がリーダーとなって次の手順で行います。

- ① 作業開始前に作業員全員で行います。
- ② 参加員にこだわらずに行います。
- ③ イラストシートなどの事例を使って行います。慣れれば作業手順書で可能です。
- ④ 作業員はどんな危険が潜んでいるのか、危険要因の洗い出しとその対策を発表します。
- ⑤ 作業指揮者はリーダーとして、危険のポイントの絞込みと行動目標の設定を行います。
- ⑥ 最後に作業指揮者と作業員が一緒になって行動目標に対し「指差し呼称」を行います。



4 リスクアセスメント教育

リスクアセスメントを実施するためには、その必要性や取組方法等を作業員に教育することが必要です。

(1) リスクアセスメントとは

リスクアセスメントとは、職場の潜在的な危険性・有害性を見つけ出し、これを除去、低減して、労働災害を未然に防ぐための手法です。

「ヒヤリ・ハット活動」や「危険予知活動」と同様に、災害が起こる前に隠れている危険要因（潜在的な危険性）を見つけ出し、その危険の程度をできるだけ小さくする取組という点では共通する点がありますが、次の点で危険予知活動等とは大きく異なります。

- ① リスクアセスメントは、予想される災害の起こりやすさと災害被害の大きさから災害防止に取り組むべき優先度を明確にできること
- ② リスクを低減する取組みが作業方法や設備の新規導入・改善といった本質的な安全対策であること

(2) 危険予知活動との相違

「危険予知活動」は作業の中に潜む危険をあらかじめ見つけ出し、事前にどのように危険を回避するかを検討し、「私たちはこうする」とみんなで行動目標を決定するものです。その日の作業を対象に、すぐに容易に実施できますが、人の行動面にたよる安全対策ですから、そのとおり行動できなかったり、忘れていたり、うっかりしていたなどのヒューマンエラーが起こると期待する効果が得られないことがあります。

一方、「リスクアセスメント」は見つけ出した潜在的な危険をどの程度の危険なのか数値的に評価し、危険性の高いものから優先的に、作業方法や使用設備・機材について危険性の度合いが小さくなるように改善する対策が主となるので、より本質的な安全活動だといえます。

(3) リスクアセスメントの手順

リスクアセスメントは一般に次の手順で行います。

- ① まず、作業における危険性または有害性を特定します。
- ② 次に、洗い出した危険性・有害性の作業について、労働災害の重篤度とその災害が発生する可能性の度合いを組み合わせ、総合的にリスクを見積もり、そのリスクの大きさに応じて対策の優先順位を決めます。
- ③ その上で、リスクの除去または低減措置を検討し、その結果から再度リスクを見積り、記録します。記録は全社的にノウハウとして蓄積され、類似の危険性・有害性があるリスクの低減策に役立てられます。



5 腰痛予防管理者教育

荷役作業においては、腰部への負担等により腰痛発症の危険性が高く、腰痛の予防は大きな課題です。

このため、荷役ガイドラインでは、事業者には、厚生労働省が平成 25 年 6 月に公表した「職場における腰痛予防対策指針」で示された各対策を講じることを求めています。そして、荷役作業を行う作業者に対しては、40 ページの別表 6 で次の事項を遵守させることとされています。

- ① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと。
- ② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないこと。
- ③ 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すこと。
- ④ 重い荷は、2 人以上で扱うこと。
- ⑤ できるだけ台車等を使用すること。

これらの事項を含め、荷役作業に従事する者については、荷役ガイドラインで実施が求められている「荷役作業従事者のための安全衛生教育」の中で実施する必要があります。

一方、荷役作業に従事する者を直接管理監督する者に対しては、「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月厚生労働省）で示された、作業環境、作業方法、健康管理等における腰痛予防に必要な知識を付与する教育を実施する必要があります。

4 節 日常の教育

陸運事業者は、荷役作業を行う労働者に対し、荷役作業における労働災害を防止するために労働者に遵守させる必要があるとした事項について、繰り返し教育を行い、その徹底を図ることが必要です。

こうした教育においては、災害事例を用いるほか、実際の荷役作業を想定したイラストシート、写真等を用いて、荷役作業を行う労働者に潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる危険予知訓練を行うことが重要です。

これらの教育・訓練によって、荷役作業者はより安全な作業を自然に行うことができるようになりますし、また危険に対する感受性も向上することから、作業において危険を回避する行動をとることができるようになります。

なお、災害事例については厚生労働省のホームページ「職場のあんぜんサイト」が参考になります。 <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

1 荷役作業従事労働者の遵守事項の徹底

荷役作業における安全を確保するためには、作業に従事する労働者自身が安全のため守るべきことも多くあります。

これらの守るべきことは、仕事を離れた安全衛生教育等で教えることも重要ですが、日ごろの作業において安全な作業を実践できるように、仕事を通じての教育（OJT）などでも繰り返し教育し、身に付けさせることが大切です。

荷役ガイドラインでは、労働者の遵守事項として次のことが示されています。

(1) 荷役作業時の墜落・転落災害防止関係（別表 1）

- ① 荷役作業を開始する前に貨物自動車周辺の作業環境（床や地面の凹凸等）、整理整頓の状況等の確認及び不備な場合の改善
- ② 不安定な荷の上の移動禁止
- ③ 荷締め、ラッピング・ラベル張り等の付帯作業は、荷の上で行わず、出来る限り地上又は地上での作業とする。
- ④ 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用する。
- ⑤ 墜落・転落の危険のある場所においては、墜落時保護用の保護帽を着用する。
- ⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な位置を確保する。
- ⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で荷台外側に背を向けないようにし、後ずさりしない。
- ⑧ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（F マーク）を使用する。
- ⑨ あおりを立てる場合には、必ず固定すること。
- ⑩ 最大積載量が 5t 以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用する。
- ⑪ 最大積載量が 5t 未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、出来る限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用する。
- ⑫ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保（手足の 4 点のどれかを動かす時に残り 3 点で確保しておくこと）を実施する。

(2) フォークリフト災害防止関係 (別表 2-1)

- ① フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。
- ② 荷崩れ防止措置を行うこと。
- ③ シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用すること。
- ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行うこと。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
- ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
- ⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全帯の使用等の墜落防止措置を講じること。
- ⑦ 急停止、急旋回を行わないこと。
- ⑧ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
- ⑨ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
- ⑩ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
- ⑪ 構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。

(3) コンベヤー災害防止関係 (別表 4-1)

- ① コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通ること。（コンベヤーをまたがないこと。）
- ② コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直すこと。
- ③ コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行うこと。

(4) ロールボックスパレット災害防止関係 (別表 5-1)

- ① ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着すること。
- ② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押し動かすこと。
- ③ トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。
- ④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。
- ⑤ 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかけること。
- ⑥ 停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程前から減速すること。
- ⑦ 重いロールボックスパレット等は、2人で押すこと。
- ⑧ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。

(5) 転倒災害防止関係

- ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理整頓してから作業を行うこと。
- ② 後ずさりでの作業はできる限りしないこと。

(6) 動作の反動・無理な動作による災害防止関係 (別表 6)

- ① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと。
- ② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないこと。
- ③ 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すこと。
- ④ 重量の重い荷は、2人以上で扱うこと。
- ⑤ できるだけ台車等を使用すること。

(7) その他の労働災害防止関係

- ① ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
- ② 荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行うこと。
- ③ あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
- ④ 鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止すること。
- ⑤ 停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。

2 災害事例等の活用

荷役作業従事者に対する教育において活用する、災害事例、作業のイラストシート、写真等については、次のようにして入手することが考えられます。

(1) 災害事例

自社で発生した災害やヒヤリ・ハット活動で報告のあった事例が参考となります。自社以外では、厚生労働省ホームページにある「職場のあんぜんサイト」の「労働災害事例」や、各種テキストや雑誌に掲載されている災害事例が参考になります。

(2) 荷役作業のイラストシート

職場のあんぜんサイトの「労働災害事例」には災害発生のイラストも掲載されています。また、テキスト等の災害事例にも災害発生のイラストが掲載されていますので、これらを活用します。その他、リスクアセスメントや危険予知訓練用のテキスト等のイラストが活用できます。

(参考：リスクアセスメントイラストシート（第1集、第2集、陸災防発行図書）)

(3) 写真

自社で発生した災害については記録した写真等を活用することができますが、それ以外では災害現場の写真は入手が難しいと思われます。

災害発生以外にも、安全管理者等が職場巡視などで把握した荷役作業について写真をとって、危険予知訓練、リスクアセスメント、災害事例研究の補助教材等として利用することもできます。

3 災害事例研究

(1) 災害事例研究とは

災害事例研究は、同種災害、類似災害の再発防止対策を目的としたものです。災害事例研究は、実際に起きた災害事例を課題とし、その事実と背景を体系的に究明することによって得られた問題点や背景の中から、根本的問題点と考えられる災害原因を決定し、同種災害、類似災害の再発を防止するための適切な対策を立てることを目的としています。

(2) 対象とする災害事例

災害事例研究の対象とする災害事例は、自社で発生した災害だけでなく、例えば厚生労働省の「職場の安全サイト」の「労働災害事例」を活用することも一つの方法です。

例えば、労働災害事例で「業種：運輸交通業」「事故の型：墜落・転落」を指定して検索すると該当する災害事例の一覧が表示されます。

その一つに例えば次のような事例を得ることができます。

なお、この災害事例には、災害発生状況を示すイラストもありますので、災害事例研究の際に活用するとともに、危険予知訓練等の際の事例としても活用することができます。

また、この災害事例には原因、対策も記載されていますので、災害事例の検討を行ったあとの再検討にも活用できます。

【発生状況】

この災害は、フォークリフトによりトラックの荷台から鋼材束を荷卸し中、荷台にいた被災者が荷とともに転落し、荷の下敷きとなり死亡したものである。

災害発生当日、一般貨物自動車運送業に所属する被災者は、4tトラックを運転して荷主先に着き、建材用鋼材束4束を積み込み、荷卸し先のX事業場に到着した。

荷卸し作業は、X事業場の戸外作業場において、被災者がトラックの荷台の上に乗る、X事業場の代表者がフォークリフト(最大積載荷重2t)を運転して行った。

まず、鋼材3束の下にフォークを差し込みまとめて荷卸し、続いて、残り1束(重量1t)を荷卸ししようとしたところ、荷がフォークの先端からずり落ちて、被災者にのしかかり、被災者の両足が荷とトラックの「あおり」との間に挟まれた。

フォークリフトを運転していたX事業場の代表者が助け出そうとして、閉じていた「あおり」を開いたところ、被災者は鋼材束を腹部に受ける形で荷とともに転落し下敷きとなった。作業場所はフォークの前方へやや下り傾斜していた。

(3) 災害事例研究の進め方

災害事例研究は、一般に次の手順を進めます。なお、自社で発生した災害の場合は、災害事例研究で得られた対策は、実施計画を作成し実行に移すようにします。

前提条件・・・災害状況の把握（災害状況の主な項目について把握する）

第1段階・・・事実の確認（事例の解決に必要な情報を正確に把握する）

第2段階・・・問題点の発見（事実から判断して基準からはずれた問題点を洗い出す）

第3段階・・・問題点の決定（第2段階の中で根本的問題点を決定し災害原因とする）

第4段階・・・対策の樹立（災害原因を解決するための対策を立てる）

5 節 荷主等の実施事項

ガイドラインでは「荷役作業従事者等に対する安全衛生教育等」について、荷主等の実施事項が次のように示されています。

(1) 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

貨物自動車運転者については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）により、拘束時間、運転時間の上限等が定められている。

したがって、運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。

(2) 荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育の実施

荷主等の労働者が運転する荷役運搬機械により、陸運事業者の労働者が被災することのないよう、労働者に荷役運搬機械の安全衛生教育を行うこと。

1 改善基準告示の概要

改善基準告示は、自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るため、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準を定めたものです。

トラック、タクシー、バスの運転者ごとに改善基準が定められています。

ここでは、トラック運転者の改善基準について説明します。その内容は、拘束時間、休息期間、運転時間等についての基準から構成されています。



(1) 拘束時間

拘束時間は、トラック運転者の始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間（手待ち時間を含む）と休憩時間（仮眠時間を含む）の合計時間をいいます。その基準は下の表のとおりです。

なお、労働時間には、時間外労働時間と休日労働時間が含まれますので、その時間数・日数をできるだけ少なくして、改善基準告示に定める拘束時間内の運行、休息期間の確保に努める必要があります。

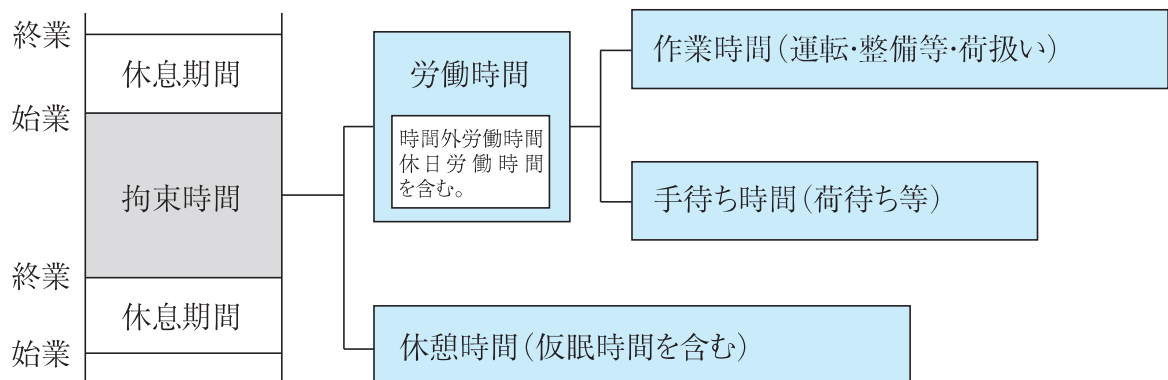
(2) 休息期間

休息期間とは、勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。その基準は下の表のとおりです。

(3) 運転時間

トラックの1日の運転時間や連続運転時間等に関する基準があります。その基準は下の表のとおりです。

これらの関係を図示すると次のとおりです。



【改善基準】

項目	基準
拘束時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 か月 293 時間 (労使協定があるときは、1 年のうち 6 箇月までは、1 年間についての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲内において 320 時間まで延長可) ・ 1 日 原則 13 時間 最大 16 時間 (15 時間超えは 1 週 2 回以内)
休息期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続 8 時間以上 ・ 運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めること。
拘束時間・休息期間の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分割休息期間、2 人乗務、隔日勤務及びフェリー乗船の場合には、特例がある。
運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 日平均で 1 日当たり 9 時間 ・ 2 週平均で 1 週間当たり 44 時間
連続運転時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 時間以内 (運転の中断には、1 回連続 10 分以上、かつ、合計 30 分以上の運転離脱が必要)

(注) 詳細は、巻末の資料をご覧ください。

2 荷役作業従事者の安全衛生教育

荷主等の事業場で荷役作業をする陸運業の労働者が、荷主等の労働者が運転するフォークリフト等と接触するなど被災する場合があります。

このため、上記の荷役ガイドラインの(2)で、荷主等の労働者でフォークリフト等荷役運搬機械を運転する者に対しては、陸運事業者の労働者が被災することのないよう、安全衛生教育を実施する必要があります。

安全衛生教育のカリキュラムは、厚生労働省の通達で次のように示されています。

＜荷役作業従事者のための安全衛生教育（荷主等向け）カリキュラム＞

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷役運搬機械作業者の責務（関係法令を含む。）	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1.5
3 荷主等の構内における荷役作業の安全	(1) 荷主等の荷役運搬機械による陸運事業者の労働者の労働災害防止 (2) 陸運事業者の労働者と共同で荷役作業を行う場合の留意事項 (3) 自社構内において陸運事業者の労働者が被災することのないよう留意すべき具体的な事項	1.0
合 計		3.0



4章 荷主等と陸運事業者との連絡調整

1 節 荷役作業における役割分担の明確化等

陸運業における荷役災害の80%は貨物自動車運転者となっています。貨物自動車を運転していた先で、貨物自動車の運転者が荷の積み卸し等の作業に従事していて被災したり、荷の積卸し先の事業場の従業員の運転するフォークリフト等に挟まれて被災する場合などがあります。

これらの災害は、荷の積卸し先等での荷役作業の有無やその分担などが不明確なままで作業をしたことが要因となっている場合もありますし、荷の積卸し先での荷役作業がないとして行ったところ急遽荷役作業を行ったことが要因となっている場合などがあります。

荷役作業を行うことがあらかじめ明確になっており、またその取扱う荷の状態や作業方法等が事前に把握できていれば、安全な作業についての指示を貨物自動車運転者に行うことも可能で、より安全な作業を行うことができます。

1 節から4 節は陸運事業者及び荷主等に関係する事項です。5 節ではあらためて荷主等の実施事項をまとめて記載しています。

1 運送契約時における役割分担の明確化

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられます。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要です。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進する必要があります。

この書面契約は、国土交通省通達の「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」によることが求められています。

2 安全作業連絡書等の活用

運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるかについて事前に確認するようにします。

確認の結果、荷役作業がある場合には、運搬物の重量、荷役作業の方法等の荷役作業の内容を「安全作業連絡書」(75 ページ)等を使用して把握するとともに、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で使用する荷役運搬機械の運転に必要な資格等を有しているか併せて確認する必要があります。

(注) 安全作業連絡書は荷役ガイドラインに掲載されていますが、陸災防のホームページのリーフレットのページからも入手することができます。

(1) 陸運事業者の活用

トラックの運転者が、安全で効率的な荷の積卸し作業を行うためには、荷主又は配送先の作業環境を把握し、安全上の確認事項として事前に運転者に伝えておくことが望まれます。

「安全作業連絡書」は、トラック運転者の荷役作業に伴う安全上の確認事項（荷役作業の有無、使用する荷役機械など）が容易に記載できるように作成されたものです。

陸運事業者においては、輸送のオーダーを受ける際に、荷主先等へ電話等で確認のうえ、必要事項を記載し、出発前の点呼時に運転者に指示・配布するようにしましょう。「安全作業連絡書」は、1部を運転者に配布し、1部は安全管理の担当者が保管するようにします。

(2) 荷主等の協力

トラックの運転者が荷主等の構内で、安全で効率的な荷役作業等を行うためには、荷主等と荷役作業を行う陸運事業者の間で安全作業を進める上での密接な連絡を図ることが必要です。そのためには、荷主等の構内でトラックの運転者がどのような作業を行うのか、安全上の注意事項はどのようなことなのかなど、少なくとも「安全作業連絡書」に記載された内容を陸運事業者が事前に把握することが大切です。

このため、陸運事業者の担当者から荷主等の担当者に、電話等で「安全作業連絡書」の内容についての確認の連絡があったときには、その内容の通知等に協力するよう荷役ガイドラインでは求めています。



2 節 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設ける必要があります。

荷主等の事業場における作業であっても、陸運事業者はその労働者の安全について確保する義務があります。しかしながら、その場所（施設）の管理は荷主等の側に有りますので、荷役作業の安全対策についても一定の制約のあるところです。

このため、荷主等の事業場における、陸運事業者の労働者の安全確保のためには、陸運事業者と荷主等が荷役作業の安全衛生確保について話し合うことがとりわけ重要です。

1 安全衛生協議組織の設置

安全衛生協議組織の設置については、安全衛生管理体制の確立等として本書の 19 ページ及び 22 ページでも陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項としてそれぞれ記載されています。

陸運業の荷役災害防止については、陸運事業者と荷主等との連携がとりわけ重要ですので、その連携を図るための協議の場を設ける必要があります。これらは、安全衛生協議会、安全衛生協力会会議などの名称で設置されている例があります。

安全衛生協議会等の設置は、荷主等の事業場において陸運事業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には必ず設置するようにします。それ以外の場合にもできるだけ、安全の確保のために話し合いの場を持つことは大切です。

2 協議する事項

安全衛生協議会等で具体的に協議する事項は次のとおりです。それぞれについては、すでに各項目のところで、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項が示されていますので、その内容を踏まえた協議が必要です。

(1) 荷台等からの墜落・転落災害防止対策の協議

最も多くを占める災害であり、安全帯取付設備など荷主等の側での対策がとりわけ効果的なことから特に重要な事項といえます。荷役安全設備マニュアルの対策事例が参考となります。

(2) 荷役運搬機械等による災害防止対策の協議

陸運事業者の労働者が荷主等のフォークリフト等を使用しての災害や、荷主等の作業者が運転するフォークリフト等と接触する災害等があり、荷主等の構内での荷役運搬機械使用時のルールづくりなど、どのように安全を確保するかを検討することが必要です。これらは、使用する荷役運搬機械や荷役用具ごとに安全対策を検討する必要があります。

(3) 転倒による災害の防止

荷役作業場所の床等の凹凸など転倒の原因となる状態等について対策を検討する必要があります。

(4) 動作の反動・無理な動作による災害防止対策の協議

できるだけ人力による作業の軽減について、作業方法や台車の使用などの検討が必要です。

(5) 合同での荷役作業場所の巡視

実際に荷役作業場所を見ることにより、安全のために検討すべき課題等も明らかとなります。合同で作業場所を巡視し協議することは効果的です。

(6) 合同でのリスクアセスメントの実施

労働災害防止において効果的な手法であるリスクアセスメントは、設備面からのリスク低減措置が優先されており、合同でリスクアセスメントを実施することが必要です。

(7) 運行計画のあり方

貨物自動車の運転者が荷役作業に従事する場合は、貨物自動車の運転による疲労等の後の荷役作業における身体的な負荷が増します。また、荷役作業後の貨物自動車運転への安全上の影響も考えられます。このため、無理のない運行計画及びその弾力的な運用について協議することが必要です。

(8) 荷主先における休憩施設の設置

貨物自動車運転者の身体的な負荷を軽減するためには、休憩施設の設置や荷待ちが必要な場合の場所の確保などについて協議することも必要です。



3節 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

1 自動車運転者が荷役作業を行うリスク

陸運業の荷役災害では、被災者の80%が貨物自動車運転者です。長時間の運転の後に荷役作業を行うことは、その疲労等の影響から荷役作業時の労働災害のリスクも高くなることが懸念されます。長時間の運転後に運転席から降りる際に、足や膝を痛めたり、転倒したりする災害も多発していますし、すぐに荷役作業に従事すると腰痛などの危険が大変に大きくなります。

また、荷役作業を行った運転者が、その疲労のまま運転を行うと、交通労働災害の発生も懸念されます。

自動車運転者に荷役作業を行わせる場合にはこのようなリスクをできるだけ小さくするよう、陸運事業者及び荷主等は配慮する必要があります。

2 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

上記の荷役作業にともなうリスクをできるだけ小さくするための措置として、次のことを行うようにします。

- (1) 陸運事業者は、貨物自動車運転者に荷役作業を行わせる場合には、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成するようにすること。
- (2) 上記(1)に関し、荷主等においても、十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。

3 交通労働災害防止のためのガイドラインにおける荷役災害防止等

自動車運転者の荷役作業等に関する配慮等については、厚生労働省の「交通労働災害防止のためのガイドライン」（厚生労働省、平成20年4月）に次の記載があります。

【交通労働災害防止のためのガイドライン】

4 荷役作業を行わせる場合の措置等

(1) 荷役作業を行わせる場合の措置

事業者は、事前に荷役作業の有無を確認し、荷役作業を運転者に実施させる場合にあっては、運搬物の重量等を確認するとともに、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を確保すること。

事業者は、事前に予定していない荷役作業を運転者に行わせる場合は、必要な休憩時間の確保のため、走行計画の変更を行うこと。

荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、台車、テールゲートリフター等適切な荷役用具・設備の車両への備え付け又はフォークリフト等の荷役機械の使用に努めるとともに、安全な荷役作業方法についての教育を行うこと。

【交通労働災害防止のためのガイドライン】

第6 荷主・元請事業者による配慮等

荷主及び運送業の元請の事業者は、次に掲げる事項等、交通労働災害防止を考慮した適切かつ安全な運行の確保のため必要な事項について、実際に荷を運搬する事業者と協働して取り組むよう努めること。

- 1 荷主・元請事業者の事情により走行開始の直前に運送する貨物の増量を行う必要が生じた場合、荷主・元請事業者は、適正な走行計画が確保され、過積載運行にならないよう実際に荷を運搬する事業者と協力すること。
- 2 到着時間の遅延が見込まれる場合、荷主・元請事業者は改善基準告示等を遵守した安全運行が確保されるよう到着時間の再設定、ルート変更等を行うこと。また、到着時間が遅延した結果として、荷主・元請事業者が実際に荷を運搬する事業者に対して、不当に不利益な取扱いを行うことがないようにすること。
- 3 荷主・元請事業者は、実際に荷を運搬する事業者に対して、改善基準告示等に違反し安全な走行が確保できない可能性が高い発注を行わないこと。また、無理な運行となるおそれがある場合、到着時間の見直し等を行うなど協力して安全運行を確保すること。なお、高速道路の利用が交通労働災害防止に効果があることを踏まえ、高速道路の利用について配慮すること。
- 4 荷主・元請事業者は、荷積み・荷卸し作業の遅延により予定時間に出発できない場合、到着時間の再設定を行う等、適正な走行計画を確保するための措置を講ずるとともに、荷役作業が開始されるまでの間、貨物車両が荷主の敷地内で待機できるようにすること。

4 節 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

元請事業場は、荷主等に該当しますので、これまでに記載された荷主等の実施事項を行う必要があります。また、下請け事業場は陸運事業場の実施事項を行う必要があります。ガイドラインでは、あらためてこれらについて確認をしています。

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請け事業場との協議組織を設置及び運営し、次の事項を行うようにする必要があります。

- 1 作業間の連絡調整
- 2 作業場所の巡視
- 3 請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等

上記の、作業者の連絡調整では、元請け事業場は、荷の積込み先、荷卸し先それぞれの事業場における荷役作業の有無等について「安全作業連絡書」を活用して確認し、下請けの陸運事業場に必要な情報を提供する必要があります。

作業場所の巡視では、元請け事業場は、下請けの陸運事業場が荷役作業を行う場所について共同で巡視を行うようにします。

5 節 荷主等に求められる連絡調整

陸運事業者と荷主等との連絡調整として1節～4節で記載した事項について、再度荷主等の実施事項としてまとめました。

1 役割分担の明確化

お互いに書面による運送契約で、その役割分担を明確にします。

また、陸運事業者の配送先は、発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結して役割分担を明確にする関係にない場合が多いところです。このため、発荷主として、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を配送先と事前に調整して、陸運事業者に通知することが求められています。

2 陸運事業者との連絡調整

陸運事業者の労働者が荷主等の構内で荷役作業を行う場合は、陸運事業者としては、荷の状態や作業方法等について事前に把握し、適切な安全対策を荷役作業に従事する貨物自動車運転者等に指示をする必要があります。

このため、安全作業連絡書等を用いて、陸運事業者は事前に荷主等に確認することとなりますので、荷主等は問合せのあった荷役作業について必要な情報の提供を行う必要があります。

この場合、必要により、荷主等の構内でのルールや危険箇所等の情報についても提供することが望めます。

3 協議組織の設置

荷主等として、積極的に安全衛生協議会等を設置し、定期的に2節で示した協議事項について協議し、より安全な作業環境の確保に努める必要があります。

4 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

長時間の自動車運転の後の荷役作業は労働災害のリスクが高まりますので、荷役作業がある場合は、荷役作業を行うことによる疲労に十分配慮した十分な休憩時間の確保や到着時刻に遅れが想定される場合の着時刻の弾力化等についての配慮が求められています。

5 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

元請事業者として、下請け事業場との安全衛生協議会等の設置とその運営において次の事項を行うようにします。

- (1) 作業間の連絡調整
- (2) 作業場所の巡視
- (3) 請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等

安 全 作 業 連 絡 書

- ① この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめドライバーに提供するためのものです。
- ② この安全作業連絡書は、現在使用している作業指示書とあわせて使用します。

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日()	取卸作業月日	月 日()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミル 3. その他()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミル 3. その他()
積 荷	品 名		
	(危険・有害性)	有・無 ()	
	数 量		
	総 重 量	k g (k g /個)	
	積 付	1. バラ 2. パレット [※] 3. その他()	
積 込 作 業	作業の分担	取 卸 作 業	作業の分担
	作業者数		作業者数
	使用荷役機械		使用荷役機械
1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同		1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	
名		名	
有・無 1. フォークリフト 2. その他()		有・無 1. フォークリフト 2. その他()	
免 許 資 格 等		免 許 資 格 等	
1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()	
<u>その他特記事項</u> ※ 「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。			

5章 関係法令

1 節 関係法令を学ぶ前に

1 なぜ関係法令を学ぶのか

(1) 危機管理として

法令を守らないと、従業員の安全が守られません、刑法罰を受けることもあります、社会的責任を問われ、社会からも従業員からも企業への信頼が失われます。このように法令を守らないと企業に重大な危機をもたらします。

法令を知り守ること（法令遵守）は、企業の「危機管理」としても重要なことです。

(2) 過去の重大な災害とその対策を知る

法令に記載されていることは、過去の重大な災害がもとになっていることが多いです。法令で規制の対象となる災害は、災害発生の可能性が高い事例で、かつ重篤な事例のものです。これらに対し法令で罰則を持ってその対策を強制しているわけですので、災害防止として最も重要なものであることがわかります。つまり、法令を学ぶと、危険度が高い作業とその対策がわかります。

このように、関係法令は労働災害防止のノウハウの集まりであり、これらを知ることは労働災害防止の観点からも大変に重要なことです。

2 法令とは

法令とは一般に、法律（国会が制定する法規範）と命令（行政機関が制定する法規範）を合わせて呼ぶ法用語で、法律、政令、省令、告示等の総称です。

- 法律・・・国が企業や国民にその履行、遵守を強制するものです。
- 命令・・・法規制の対象や具体的な義務等を示したものです。

国が企業や国民にその履行、遵守を強制するものが法律です。しかし、法律の条文だけでは、具体的に何をしなければならないかはよくわかりません。このため、その対象は何か、具体的に行うべきことは何かを、政令や省令で明らかにしています。

3 法律、政令、省令、告示、通達とは

- 法律・・・国会が制定します。国が企業等にその遵守を強制するもので、安全衛生関係では、労働基準法、労働安全衛生法、じん肺法などがあります。
例えば労働安全衛生法では、「事業者は○○しなければならない。」などと書かれています。
- 政令・・・内閣が制定します。労働安全衛生法施行令などがあります。
例えば労働安全衛生法では「政令の定めるものについて」などと書かれています。
- 省令・・・各省の大臣が制定します。労働基準法施行規則、労働安全衛生規則、クレーン等安全規則などがあります。
例えば労働安全衛生法では「厚生労働省令で定めるところにより」などと書かれています。

- 告示・・・一定の事項を法令に基づき広く知らせるものです。「安全衛生特別教育規程」などがあります。
例えば労働安全衛生法では「厚生労働大臣の定める規格」などと書かれています。
- 通達・・・行政機関内部の文書。法令の解釈や具体的な行政の運営（指導）等を指示したもの。
例えば「平成25年3月25日基発0325第1号 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」などがあります。

4 労働安全衛生法の特徴

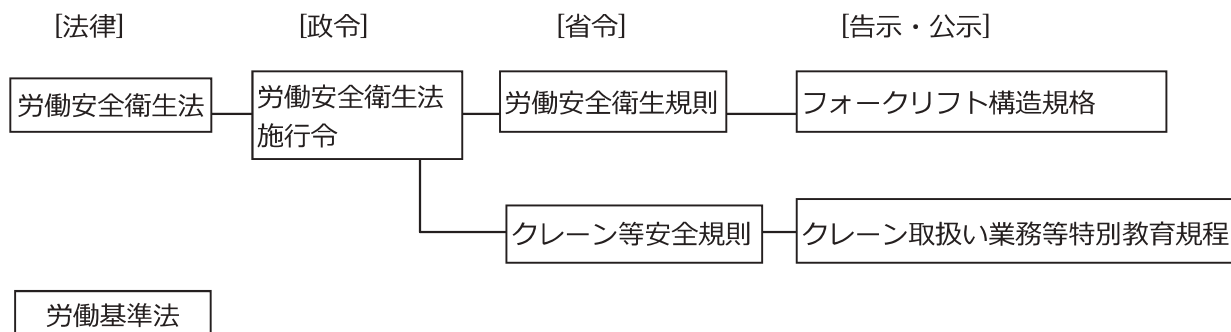
労働災害が発生すると労働安全衛生法違反や刑法の業務上過失致死傷で労働基準監督や警察署から捜査を受け送検される場合があります。

しかし、労働安全衛生法と刑法の業務上過失致死傷ではその趣旨や適用が次の表のように異なります。労働安全衛生法は、労働災害の予防を目的とした法律です。

項目	労働安全衛生法	刑法（業務上過失致死傷）
捜査	労働基準監督署 （特別司法警察員） ※労働基準監督官	警察署 （司法警察員）
被疑者	管理者と会社（作業員）	直接の行為者
要件	故意犯	過失犯
処罰	法律を守らないことに対する処罰 （労災発生は要件でない。予防が目的）	致死傷の結果に対する処罰

5 関係法令の体系

荷役災害防止に関係する法令には例えば次のものがあります。



2 節 労働安全衛生法関係

本節では、荷役ガイドラインに関係する主な法令について、労働安全衛生法を中心に記載しています。労働安全衛生法の条文を枠に入れ、それに関係する政省令等を付記し、労働安全衛生法の各条文の内容が理解できるようにしています。なお、必要により〈解説〉として説明を行っています。

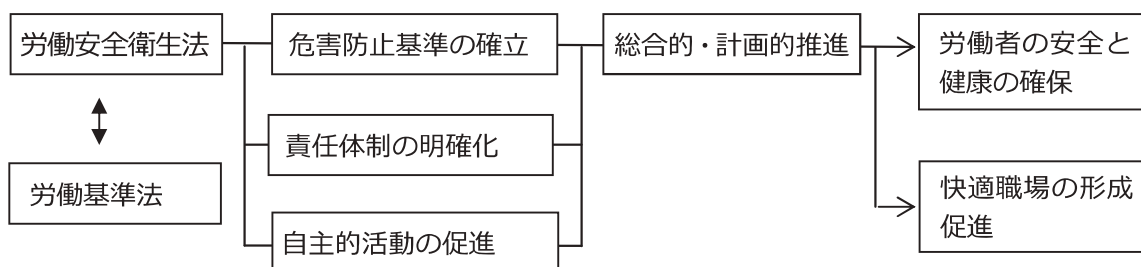
1 総則関係

(目 的)

第 1 条 この法律は、労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

<解説>

この関係を整理すると次のようになります。



(定 義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二 労働者 労働基準法第 9 条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用されている者及び家事使用人を除く。)をいう。

三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

三の 2~四 (省 略)

2 安全衛生管理体制

(総括安全衛生管理者)

第 10 条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、総括安全衛生管理者を選任し、その者に安全管理者、衛生管理者又は第 25 条の 2 第 2 項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、次の業務を統括管理させなければならない。

- 一 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 二 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 三 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 四 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

2 総括安全衛生管理者は、当該事業場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 都道府県労働局長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、総括安全衛生管理者の業務の執行について事業者に勧告することができる。

【安衛令】

(総括安全衛生管理者を選任すべき事業場)

第 2 条 労働安全衛生法（以下「法」という。）第 10 条第 1 項の政令で定める規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業 100 人
- 二 製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業 300 人
- 三 その他の業種 1000 人

【安衛則】

(総括安全衛生管理者が統括管理する業務)

第 3 条の 2 法第 10 条第 1 項第五号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

- 一 安全衛生に関する方針の表明に関すること。
- 二 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 三 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

(安全管理者)

第 11 条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、安全管理者を選任し、その者に前条第一項各号の業務（第 25 条の 2 第 2 項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第 1 項各号の措置に該当するものを除く。）のうち安全に係る技術的事項を管理させなければ

ならない。

2 労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の増員又は解任を命ずることができる。

【安衛令】

(安全管理者を選任すべき事業場)

第3条 法第11条第1項の政令で定める業種及び規模の事業場は、前条第一号又は第二号に掲げる業種の事業場で、常時50人以上の労働者を使用するものとする。

(衛生管理者)

第12条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、都道府県労働局長の免許を受けた者その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業場の業務の区分に応じて、衛生管理者を選任し、その者に第10条第1項各号の業務(第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除く。)のうち衛生に係る技術的事項を管理させなければならない。

2 前条第2項の規定は、衛生管理者について準用する。

【安衛令】

(衛生管理者を選任すべき事業場)

第4条 法第12条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場とする。

(安全衛生推進者等)

第12条の2 事業者は、第11条第1項の事業場及び前条第1項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者(第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者)を選任し、その者に第10条第1項各号の業務(第25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第1項各号の措置に該当するものを除くものとし、第11条第1項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当させなければならない。

【安衛則】

(安全衛生推進者等を選任すべき事業場)

第12条の28 法第12条の2の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場とする。

(作業主任者)

第14条 事業者は、高圧室内作業その他の労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

【安衛令】

(作業主任者を選任すべき作業)

第6条 法第14条の政令で定める作業は、次のとおりとする。

- 十二 高さが2メートル以上のはい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。)のはい付け又ははい崩しの作業(荷役機械の運転者のみによつて行われるものを除く。)

(安全委員会)

第17条 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、安全委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の危険を防止するための基本となるべき対策に関すること。
 - 二 労働災害の原因及び再発防止対策で、安全に係るものに関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の危険の防止に関する重要事項
- 2 安全委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員(以下「第一号の委員」という。)は、1人とする。
- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - 二 安全管理者のうちから事業者が指名した者
 - 三 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- 3 安全委員会の議長は、第一号の委員がなるものとする。
- 4 事業者は、第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。

【安衛令】

(安全委員会を設けるべき事業場)

第8条 法第17条第1項の政令で定める業種及び規模の事業場は、次の各号に掲げる業種の区分に応じ、常時当該各号に掲げる数以上の労働者を使用する事業場とする。

- 一 林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業 50人
- 二 第2条第一号及び第二号に掲げる業種(前号に掲げる業種を除く。) 100人

(衛生委員会)

第18条 事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、次の事項を調査審議させ、事業者に対し意見を述べさせるため、衛生委員会を設けなければならない。

- 一 労働者の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- 二 労働者の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- 三 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。

- 四 前三号に掲げるもののほか、労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項
- 2 衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、1人とする。
- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - 二 衛生管理者のうちから事業者が指名した者
 - 三 産業医のうちから事業者が指名した者
 - 四 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- 3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを衛生委員会の委員として指名することができる。
- 4 衛生委員会の議長は、第18条第2項第一号の委員になるものとする。(読替え)
- 5 事業者は、第18条第2項第一号の委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。(読替え)

【安衛令】

(衛生委員会を設けるべき事業場)

第9条 法第18条第1項の政令で定める規模の事業場は、常時50人以上の労働者を使用する事業場とする。

(安全衛生委員会)

- 第19条 事業者は、第17条及び前条の規定により安全委員会及び衛生委員会を設けなければならないときは、それぞれの委員会の設置に代えて、安全衛生委員会を設置することができる。
- 2 安全衛生委員会の委員は、次の者をもつて構成する。ただし、第一号の者である委員は、1人とする。
- 一 総括安全衛生管理者又は総括安全衛生管理者以外の者で当該事業場においてその事業の実施を統括管理するもの若しくはこれに準ずる者のうちから事業者が指名した者
 - 二 安全管理者及び衛生管理者のうちから事業者が指名した者
 - 三 産業医のうちから事業者が指名した者
 - 四 当該事業場の労働者で、安全に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
 - 五 当該事業場の労働者で、衛生に関し経験を有するものうちから事業者が指名した者
- 3 事業者は、当該事業場の労働者で、作業環境測定を実施している作業環境測定士であるものを安全衛生委員会の委員として指名することができる。
- 4 安全衛生委員会の議長は、第一号の委員になるものとする。(読替え)
- 5 事業者は、第19条第2項第一号の者である委員以外の委員の半数については、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときにおいては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名しなければならない。(読替え)

3 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(事業者の講ずべき措置等)

第 20 条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第 21 条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 22 条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第 23 条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第 24 条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第 25 条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第 26 条 労働者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

第 27 条 第 20 条から第 25 条まで及び第 25 条の 2 第 1 項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

これらに関する荷役関係の労働安全衛生規則は条文数が多いことから、「第 3 節 労働安全衛生規則」(95ページ)でまとめて紹介しています。

主な事項は次のとおりです。

- 荷役運搬機械等関係
- コンベヤー
- 貨物取扱作業等
- 墜落等による危険の防止及び通路等

(事業者の行うべき調査等)

第 28 条の 2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第 1 項及び第 3 項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 (省 略)

<解説>

リスクアセスメントとその結果に基づく措置についての努力義務の規定です。

【労働安全衛生規則】

(危険性又は有害性等の調査)

第 24 条の 11 法第 28 条の 2 第 1 項の危険性又は有害性等の調査は、次に掲げる時期に行うものとする。

一 建設物を設置し、移転し、変更し、又は解体するとき。

二 設備、原材料等を新規に採用し、又は変更するとき。

三 作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき。

四 前三号に掲げるもののほか、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他の業務に起因する危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

2 法第 28 条の 2 第 1 項ただし書の厚生労働省令で定める業種は、令第 2 条第一号に掲げる業種及び同条第二号に掲げる業種（製造業を除く。）とする。 (編注) 令 2 条は P81 参照。

(指針の公表)

第 24 条の 12 第 24 条の規定は、法第 28 条の 2 第 2 項の規定による公表について準用する。

【告示】

危険性又は有害性等の調査等に関する指針（平成 18・3・10 公示第 1 号）

(重量表示)

第 35 条 一の貨物で、重量が 1 トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

<解説>

貨物を取り扱う者が、その重量について誤った認識をもって当該貨物を取り扱うことから生ずる労働災害を防止することを目的として定められたものです。したがって、丸太、石材、鉄骨材等にように外観により重量の推定が可能であるものは特に表示が必要ないとされています。

4 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制

(定期自主検査)

第 45 条 事業者は、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておかなければならない。

2 事業者は、前項の機械等で政令で定めるものについて同項の規定による自主検査のうち厚生労働省令で定める自主検査（以下「特定自主検査」という。）を行うときは、その使用する労働者で厚生労働省令で定める資格を有するもの又は第 54 条の 3 項 1 項に規定する登録を受け、他人の求めに応じて当該機械等について特定自主検査を行う者（以下「検査業者」という。）に実施させなければならない。

3～4 (省 略)

<解説>

第 2 項の特定自主検査は、一定の機械等については、一定の資格を有する者または検査業者に自主検査を行わせる制度です。フォークリフトは特定自主検査が必要です。

【労働安全衛生法施行令】

(定期に自主検査を行うべき機械等)

第 15 条 法第 45 条第 1 項の政令で定める機械等は、次のとおりとする。

- 一 第 12 条第 1 項各号に掲げる機械等、第 13 条第 3 項第五号、第六号、第八号、第九号、第十四号から第十九号まで及び第三十号から第三十四号までに掲げる機械等、第 14 条第二号から第四号までに掲げる機械等並びに第 14 条の 2 第十号及び第十一号に掲げる機械等
- 2 法第 45 条第 2 項の政令で定める機械等は、第 13 条第 3 項第八号、第九号、第三十三号及び第三十四号に掲げる機械等並びに前項第二号に掲げる機械等とする。

(特定機械等)

令 12 条 法第 37 条第 1 項の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 三 つり上げ荷重が 3 トン以上（スタッカー式クレーンにあっては、1 トン以上）のクレーン
- 四 つり上げ荷重が 3 トン以上の移動式クレーン
- 五 つり上げ荷重が 2 トン以上のデリック

(厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械等)

令 13 条

3 法第 42 条の政令で定める機械等は、次に掲げる機械等（本邦の地域内で使用されないことが明らかな場合を除く。）とする。

- 八 フォークリフト
- 十四 つり上げ荷重が 0.5 トン未満（スタッカー式クレーンにあっては 0.5 トン以上 1 トン未満）のクレーン
- 十五 つり上げ荷重が 0.5 トン以上 3 トン未満の指導式クレーン

- 十六 つり上げ荷重が 0.5 トン以上 2 トン未満のデリック
- 三十 ショベルローダー
- 三十一 フォークローダー
- 三十二 ストラドルキャリア

【労働安全衛生規則】

<フォークリフト関係>

(定期自主検査)

第 151 条の 21 事業者は、フォークリフトについては 1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1 年を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 圧縮圧力、弁すき間その他原動機の異常の有無
 - 二 デフアレンシヤル、プロペラシャフトその他動力伝達装置の異常の有無
 - 三 タイヤ、ホイールベアリングその他走行装置の異常の有無
 - 四 かじ取り車輪の左右の回転角度、ナツクル、ロツド、アームその他操縦装置の異常の有無
 - 五 制動能力、ブレーキドラム、ブレーキシユースその他制動装置の異常の有無
 - 六 フォーク、マスト、チエーン、チエーンホイールその他荷役装置の異常の有無
 - 七 油圧ポンプ、油圧モーター、シリンダー、安全弁その他油圧装置の異常の有無
 - 八 電圧、電流その他電気系統の異常の有無
 - 九 車体、ヘッドガード、バツクレスト、警報装置、方向指示器、燈火装置及び計器の異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書のフォークリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第 151 条の 22 事業者は、フォークリフトについては、1 月を超えない期間ごとに 1 回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1 月を超える期間使用しないフォークリフトの当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 制動装置、クラツチ及び操縦装置の異常の有無
 - 二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
 - 三 ヘッドガード及びバツクレストの異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書のフォークリフトについては、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(定期自主検査の記録)

第 151 条の 23 事業者は、前 2 条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(特定自主検査)

第 151 条の 24 フォークリフトに係る特定自主検査は、第 151 条の 21 に規定する自主検査とする。

2 フォークリフトに係る法第 45 条第 2 項の厚生労働省令で定める資格を有する労働者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 次のいずれかに該当する者で、厚生労働大臣が定める研修を修了したもの

イ 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に 2 年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に 5 年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を専攻して卒業した者で、フォークリフトの点検若しくは整備の業務に 4 年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に 7 年以上従事した経験を有するもの

ハ フォークリフトの点検若しくは整備の業務に 7 年以上従事し、又はフォークリフトの設計若しくは工作の業務に 10 年以上従事した経験を有する者

ニ フォークリフトの運転の業務に 10 年以上従事した経験を有する者

二 その他厚生労働大臣が定める者

3 事業者は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 2 条第 5 項に規定する運行(以下「運行」という。)の用に供するフォークリフト(同法第 48 条第 1 項の適用を受けるものに限る。)について、同項の規定に基づいて点検を行った場合には、当該点検を行った部分については第 151 条の 21 の自主検査を行うことを要しない。

4 フォークリフトに係る特定自主検査を検査業者に実施させた場合における前条の規定の適用については、同条第 5 号中「検査を実施した者の氏名」とあるのは、「検査業者の名称」とする。

5 事業者は、フォークリフトに係る自主検査を行ったときは、当該フォークリフトの見やすい箇所に、特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章をはり付けなければならない。

<ショベルローダー関係>

(定期自主検査)

第 151 条の 31 事業者は、ショベルローダー等については、1 年を超えない期間ごとに 1 回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1 年を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 原動機の異常の有無

二 動力伝達装置及び走行装置の異常の有無

三 制動装置及び操縦装置の異常の有無

四 荷役装置及び油圧装置の異常の有無

五 電気系統、安全装置及び計器の異常の有無

2 事業者は、前項ただし書のショベルローダー等については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

第 151 条の 32 事業者は、ショベルローダー等については、1 月を超えない期間ごとに 1 回、定期的に、次の事項について自主検査を行わなければならない。ただし、1 月を超える期間使用しないショベルローダー等の当該使用しない期間においては、この限りでない。

- 一 制動装置、クラッチ及び操縦装置の異常の有無
 - 二 荷役装置及び油圧装置の異常の有無
 - 三 ヘッドガードの異常の有無
- 2 事業者は、前項ただし書のシヨベルローダー等については、その使用を再び開始する際に、同項各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。

(定期自主検査の記録)

第 151 条の 33 事業者は、前 2 条の自主検査を行つたときは、次の事項を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。

- 一 検査年月日
- 二 検査方法
- 三 検査箇所
- 四 検査の結果
- 五 検査を実施した者の氏名
- 六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

5 労働者の就業に当たっての措置

(安全衛生教育)

第 59 条 事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行なわなければならない。

2 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3 事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

<解説>

1 項及び 2 項は、雇入れ時等の教育、3 項は特別教育に関する規定です。

【労働安全衛生規則】

<雇入れ時教育関係>

(雇入れ時等の教育)

第 35 条 事業者は、労働者を雇い入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項のうち当該労働者が従事する業務に関する安全又は衛生のため必要な事項について、教育を行なわなければならない。ただし、令第 2 条第 3 号に掲げる業種の事業場の労働者については、第一号から第四号までの事項についての教育を省略することができる。

- 一 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びそれらの取扱い方法に関すること。
- 二 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。
- 三 作業手順に関すること。
- 四 作業開始時の点検に関すること。
- 五 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。
- 六 整理、整頓及び清潔の保持に関すること。
- 七 事故時等における応急措置及び退避に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

2 事業者は、前項各号に掲げる事項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

<特別教育関係>

(特別教育を必要とする業務)

第 36 条 法第 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

五 最大荷重 1 トン未満のフォークリフトの運転(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 1 号の道路(以下「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務

五の 2 最大荷重 1 トン未満のシヨベルローダー又はフォークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

六 制限荷重 5 トン未満の揚貨装置の運転の業務

七 機械集材装置(取材機、架線、搬器、支柱及びこれらに附属する物により構成され、動力を用いて、原木又は薪炭材を巻き上げ、かつ空中において運搬する設備をいう。以下同じ。)の運転の業務

八 胸高直径が 70 センチメートル以上の立木の伐木、胸高直径が 20 センチメートル以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が 20 センチメートル以上であるものの処理の業務

八の 2 チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(前号に掲げる業務を除く。)

十一 動力により駆動される巻上げ機(電気ホイスト、エヤーホイスト及びこれ以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く。)の運転の業務

十五 次に掲げるクレーン(移動式クレーン(令第 1 条第 8 号の移動式クレーンをいう。以下同じ。))を除く。以下同じ。)の運転の業務

イ つり上げ荷重が 5 トン未満のクレーン

ロ つり上げ荷重が 5 トン以上の跨線テルハ

十六 つり上げ荷重が 1 トン未満の移動式クレーンの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務

十七 つり上げ荷重が 5 トン未満のデリツクの運転の業務

十九 つり上げ荷重が 1 トン未満のクレーン、移動式クレーン又はデリツクの玉掛けの業務

(特別教育の科目の省略)

第 37 条 事業者は、法第 59 条第 3 項の特別の教育(以下「特別教育」という。)の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

(特別教育の記録の保存)

第 38 条 事業者は、特別教育を行なったときは、当該特別教育の受講者、科目等の記録を作成して、これを 3 年間保存しておかなければならない。

(特別教育の細目)

第 39 条 前 2 条及び第 592 条の 7 に定めるもののほか、第 36 条第 1 号から第 13 号まで、第 27 号及び第 30 号から第 33 号までに掲げる業務に係る特別教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(安全衛生教育)

第 60 条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 一 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 二 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 三 前 2 号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの。

<解説>

職長教育の規定です。陸運業は法令上職長教育実施の義務はありませんが、荷役作業の現場監督者等には職長教育に準じた教育を実施することが望ましいです。

【労働安全衛生法施行令】

(職長等の教育を行うべき業種)

第 19 条 法第 6 0 条の政令で定める業種は、次のとおりとする。

- 一 建設業
- 二 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 食料品・たばこ製造業(うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)
 - ロ 繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く。)
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業(セロファン製造業を除く。)
 - ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
- 三 電気業
- 四 ガス業
- 五 自動車整備業
- 六 機械修理業

(就業制限)

第 61 条 事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行なう当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務につかせてはならない。

2 前項の規定により当該業務につくことができる者以外の者は、当該業務を行なつてはならない。

3 第 1 項の規定により当該業務につくことができる者は、当該業務に従事するときは、これに係る免許証その他その資格を証する書面を携帯していなければならない。

4 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 条)第 24 条第 1 項(同法第 27 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)の認定に係る職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、前 3 項の規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。

【労働安全衛生法施行令】

(就業制限に係る業務)

第 20 条 法第 61 条第 1 項の政令で定める業務は次のとおりとする。

- 二 制限荷重が 5 トン以上の揚貨装置の運転の業務
- 六 つり上げ荷重が 5 トン以上のクレーン(跨線テルハを除く。)の運転の業務
- 七 つり上げ荷重が 1 トン以上の移動式クレーンの運転(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路(以下この条において「道路」という。)上を走行させる運転を除く。)の業務
- 八 つり上げ荷重が 5 トン以上のデリツクの運転の業務
- 十一 最大荷重(フオークリフトの構造及び材料に応じて基準荷重中心に負荷させることができる最大の荷重をいう。)が 1 トン以上のフオークリフトの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十三 最大荷重(シヨベルローダー又はフオークローダーの構造及び材料に応じて負荷させることができる最大の荷重をいう。)が 1 トン以上のシヨベルローダー又はフオークローダーの運転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
- 十六 制限荷重が 1 トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリツクの玉掛けの業務

(中高年齢者等についての配慮)

第 62 条 事業者は、中高年齢者その他労働災害の防止上その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうように努めなければならない。

(技能講習)

第 76 条 第 14 条又は第 61 条第 1 項の技能講習(以下「技能講習」という。)は、別表第 18 に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行なう。

- 2 技能講習を行なつた者は、当該技能講習を修了した者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、技能講習修了証を交付しなければならない。
- 3 技能講習の受講資格及び講習手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

【労働安全衛生法別表第 18】

- 十五 はい作業主任者技能講習
- 二十六 床上操作式クレーン運転技能講習
- 二十七 小型移動式クレーン運転技能講習
- 二十九 フオークリフト運転技能講習
- 三十 シヨベルローダー等運転技能講習
- 三十六 玉掛技能講習

3節 労働安全衛生規則関係

ここでは、主に労働者の危険又は健康障害を防止するための措置とされる法20条から27条に關係する労働安全衛生規則を主に記載しています。

1 車両系荷役運搬機械等関係

(1) 共通事項

(定義)

第151条の2 この省令において車両系荷役運搬機械等とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 フォークリフト
- 二 ショベルローダー
- 三 フォークローダー
- 四 ストラドルキャリアー
- 五 不整地運搬車
- 六 構内運搬車(専ら荷を運搬する構造の自動車(長さが4.7メートル以下、幅が1.7メートル以下、高さが2.0メートル以下のものに限る。))のうち、最高速度が毎時15キロメートル以下のもの(前号に該当するものを除く。))をいう。)
- 七 貨物自動車(専ら荷を運搬する構造の自動車(前二号に該当するものを除く。))をいう。)

(作業計画)

第151条の3 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業(不整地運搬車又は貨物自動車を用いて行う道路上の走行の作業を除く。以下第151条の7までにおいて同じ。)を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ及び地形、当該車両系荷役運搬機械等の種類及び能力、荷の種類及び形状等に適應する作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2 前項の作業計画は、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路及び当該車両系荷役運搬機械等による作業の方法が示されているものでなければならない。

3 事業者は、第1項の作業計画を定めたときは、前項の規定により示される事項について関係労働者に周知させなければならない。

(作業指揮者)

第151条の4 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に前条第1項の作業計画に基づき作業の指揮を行わせなければならない。

(制限速度)

第151条の5 事業者は、車両系荷役運搬機械等(最高速度が毎時10キロメートル以下のものを除く。)を用いて作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に係る場所の地形、地盤の状態等に応じた車両系荷役運搬機械等の適正な制限速度を定め、それにより作業を行わなければならない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の制限速度を超えて車両系荷役運搬機械等を運転し

てはならない。

(転落等の防止)

第 151 条の 6 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系荷役運搬機械等の運行経路について必要な幅員を保持すること、地盤の不同沈下を防止すること、路肩の崩壊を防止すること等必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合において、当該車両系荷役運搬機械等の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させなければならない。

3 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(接触の防止)

第 151 条の 7 事業者は、車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りでない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項ただし書の誘導者が行う誘導に従わなければならない。

(合 図)

第 151 条の 8 事業者は、車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行わせなければならない。

2 前項の車両系荷役運搬機械等の運転者は、同項の合図に従わなければならない。

(立入禁止)

第 151 条の 9 事業者は、車両系荷役運搬機械等(構造上、フォーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することを防止する装置が組み込まれているものを除く。)については、そのフォーク、シヨベル、アーム等又はこれらにより支持されている荷の下に労働者を立ち入らせてはならない。ただし、修理、点検等の作業を行う場合において、フォーク、シヨベル、アーム等が不意に降下することによる労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の作業を行う労働者は、同項ただし書の安全支柱、安全ブロック等を使用しなければならない。

(荷の積載)

第 151 条の 10 事業者は、車両系荷役運搬機械等に荷を積載するときは、次に定めるところによらなければならない。

一 偏荷重が生じないように積載すること。

二 不整地運搬車、構内運搬車又は貨物自動車にあつては、荷崩れ又は荷の落下による労働者の危険を防止するため、荷にロープ又はシートを掛ける等必要な措置を講ずること。

(運転位置から離れる場合の措置)

第 151 条の 11 事業者は、車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じさせなければならない。

- 一 フォーク、シヨベル等の荷役装置を最低降下位置に置くこと。
- 二 原動機を止め、かつ、停止の状態を保持するためのブレーキを確実にかける等の車両系荷役運搬機械等の逸走を防止する措置を講ずること。

2 前項の運転者は、車両系荷役運搬機械等の運転位置から離れるときは、同項各号に掲げる措置を講じなければならない。

(車両系荷役運搬機械等の移送)

第 151 条の 12 事業者は、車両系荷役運搬機械等を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系荷役運搬機械等の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

- 一 積卸しは、平たんで堅固な場所において行うこと。
- 二 道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当なこう配で確実に取り付けること。
- 三 盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅及び強度並びに適当なこう配を確保すること。

(搭乗の制限)

第 151 条の 13 事業者は、車両系荷役運搬機械等(不整地運搬車及び貨物自動車を除く。)を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

(主たる用途以外の使用の制限)

第 151 条の 14 事業者は、車両系荷役運搬機械等を荷のつり上げ、労働者の昇降等当該車両系荷役運搬機械等の主たる用途以外の用途に使用してはならない。ただし、労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(修理等)

第 151 条の 15 事業者は、車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着若しくは取外しの作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 第 151 条の 9 第 1 項ただし書に規定する安全支柱、安全ブロック等の使用状況を監視すること。

(2) フォークリフト

(前照燈及び後照燈)

第 151 条の 16 事業者は、フォークリフトについては、前照燈及び後照燈を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うため必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

(ヘッドガード)

第 151 条の 17 事業者は、フォークリフトについては、次に定めるところに適合するヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、荷の落下によりフォークリフトの運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

- 一 強度は、フォークリフトの最大荷重の 2 倍の値(その値が 4 トンを超えるものにあつては、4 トン)の等分布静荷重に耐えるものであること。
- 二 上部わくの各開口の幅又は長さは、16 センチメートル未満であること。
- 三 運転者が座つて操作する方式のフォークリフトにあつては、運転者の座席の上面からヘッドガードの上部わくの下面までの高さは、95 センチメートル以上であること。
- 四 運転者が立つて操作する方式のフォークリフトにあつては、運転者席の床面からヘッドガードの上部わくの下面までの高さは、1.8 メートル以上であること。

(バックレスト)

第 151 条の 18 事業者は、フォークリフトについては、バックレストを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、マストの後方に荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(パレット等)

第 151 条の 19 事業者は、フォークリフトによる荷役運搬の作業に使用するパレット又はスキッドについては、次に定めるところによらなければ使用してはならない。

- 一 積載する荷の重量に応じた十分な強度を有すること。
- 二 著しい損傷、変形又は腐食がないこと。

(使用の制限)

第 151 条の 20 事業者は、フォークリフトについては、許容荷重(フォークリフトの構造及び材料並びにフォーク等(フォーク、ラム等荷を積載する装置をいう。)に積載する荷の重心位置に応じ負荷させることができる最大の荷重をいう。)その他の能力を超えて使用してはならない。

(点 検)

第 151 条の 25 事業者は、フォークリフトを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

(補修等)

第 151 条の 26 事業者は、第 151 条の 21 若しくは第 151 条の 22 の自主検査又は前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(3) シヨベルローダー等

(前照燈及び後照燈)

第 151 条の 27 事業者は、シヨベルローダー又はフォークローダー(以下「シヨベルローダー等」という。)については、前照燈及び後照燈を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、作業を安全に行うために必要な照度が保持されている場所においては、この限りでない。

(ヘッドガード)

第 151 条の 28 事業者は、シヨベルローダー等については、堅固なヘッドガードを備えたものでなければ使用してはならない。ただし、荷の落下によりシヨベルローダー等の運転者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(荷の積載)

第 151 条の 29 事業者は、シヨベルローダー等については、運転者の視野を妨げないように荷を積載しなければならない。

(使用の制限)

第 151 条の 30 事業者は、シヨベルローダー等については、最大荷重その他の能力を超えて使用してはならない。

(点 検)

第 151 条の 34 事業者は、シヨベルローダー等を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照燈、後照燈、方向指示器及び警報装置の機能

(補修等)

第 151 条の 35 事業者は、第 151 条の 31 若しくは第 151 条の 32 の自主検査又は前条の点検を行つた場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(4) 構内運搬車

(制動装置等)

第 151 条の 59 事業者は、構内運搬車(運行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。)については、次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。ただし、第 4 号の規定は、作業を安全に行うために必要な照度が保持されている場所で使用する構内運搬車については、適用しない。

- 一 走行を制動し、及び停止の状態を保持するため、有効な制動装置を備えていること。
- 二 警音器を備えていること。
- 三 かじ取りハンドルの中心から車体の最外側までの距離が 65 センチメートル以上あるもの又は運転者

席が車室内にあるものにあつては、左右に1個ずつ方向指示器を備えていること。

四 前照燈及び尾燈を備えていること。

(連結装置)

第151条の60 事業者は、構内運搬車に被けん引車を連結するときは、確実な連結装置を用いなければならない。

(使用の制限)

第151条の61 事業者は、構内運搬車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。

(積卸し)

第151条の62 事業者は、一の荷でその重量が100キログラム以上のものを構内運搬車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は構内運搬車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後、当該作業の着手を指示すること。

(点検)

第151条の63 事業者は、構内運搬車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照燈、尾燈、方向指示器及び警音器の機能

(補修等)

第151条の64 事業者は、前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

(5) 貨物自動車

(制動装置等)

第151条の65 事業者は、貨物自動車(運行の用に供するものを除く。以下この条において同じ。)については、次に定めるところに適合するものでなければ、使用してはならない。ただし、第8号の規定は、最高速度が毎時20キロメートル以下の貨物自動車については、適用しない。

- 一 走行を制動し、及び停止の状態を保持するため、有効な制動装置を備えていること。

- 二 運転者席は、運転者が安全な運転を行うことができる視界を有し、かつ、透明で運転者の視野を妨げるようなひずみのない安全ガラスを前面に使用していること。
- 三 空気入りゴムタイヤは、き裂、コード層の露出その他の著しい損傷のないものであること。
- 四 前照灯及び尾灯を備えていること。
- 五 かじ取りハンドルの中心から車体の最外側までの距離が 65 センチメートル以上あるもの又は運転者席が車室内にあるものにあつては、当該貨物自動車の車両中心線上の前方及び後方 30 メートルの距離から指示部が見通すことのできる位置に左右に 1 個ずつ方向指示器を備えていること。
- 六 警音器を備えていること。
- 七 運転者が安全に運転することができる後写鏡及び当該貨物自動車の直前にある障害物を確認することができる鏡を備えていること。
- 八 速度計を備えていること。

(使用の制限)

第 151 条の 66 事業者は、貨物自動車については、最大積載量その他の能力を超えて使用してはならない。

(昇降設備)

第 151 条の 67 事業者は、最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者が床面と荷台上の荷の上面との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、床面と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

(不適格な繊維ロープの使用禁止)

第 151 条の 68 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを貨物自動車の荷掛けに使用してはならない。

- 一 スtrandが切断しているもの
- 二 著しい損傷又は腐食があるもの

(繊維ロープの点検)

第 151 条の 69 事業者は、繊維ロープを貨物自動車の荷掛けに使用するときは、その日の使用を開始する前に、当該繊維ロープを点検し、異常を認めるときは、直ちに取り替えなければならない。

(積卸し)

第 151 条の 70 事業者は、一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業手順及び作業手順ごとの作業方法を決定し、作業を直接指揮すること。

- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後、当該作業の着手を指示すること。
- 五 第 151 条の 67 第 1 項の昇降するための設備及び保護帽の使用状況を監視すること。

(中抜き禁止)

第 151 条の 71 事業者は、貨物自動車から荷を卸す作業を行うときは、当該作業に従事する労働者に中抜きをさせてはならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、中抜きをしてはならない。

(荷台への乗車制限)

第 151 条の 72 事業者は、荷台にあおりのない貨物自動車を走行させるときは、当該荷台に労働者を乗車させてはならない。

2 労働者は、前項の場合において同項の荷台に乗車してはならない。

第 151 条の 73 事業者は、荷台にあおりのある貨物自動車を走行させる場合において、当該荷台に労働者を乗車させるときは、次に定めるところによらなければならない。

- 一 荷の移動による労働者の危険を防止するため、移動により労働者に危険を及ぼすおそれのある荷について、歯止め、滑止め等の措置を講ずること。
- 二 荷台に乗車させる労働者に次の事項を行わせること。
 - イ あおりを確実に閉じること。
 - ロ あおりその他貨物自動車の動揺により労働者が墜落するおそれのある箇所に乗らないこと。
- ハ 労働者の身体の最高部が運転者席の屋根の高さ(荷台上の荷の最高部が運転者席の屋根の高さを超えるときは、当該荷の最高部)を超えて乗らないこと。

2 前項第 2 号の労働者は、同号に掲げる事項を行わなければならない。

(保護帽の着用)

第 151 条の 74 事業者は、最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車に荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は最大積載量が 5 トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

(点 検)

第 151 条の 75 事業者は、貨物自動車を用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 制動装置及び操縦装置の機能
- 二 荷役装置及び油圧装置の機能
- 三 車輪の異常の有無
- 四 前照燈、尾燈、方向指示器及び警音器の機能

(補修等)

第 151 条の 76 事業者は、前条の点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

2 コンベヤー

(逸走等の防止)

第 151 条の 77 事業者は、コンベヤー(フローコンベヤー、スクリューコンベヤー、流体コンベヤー及び空気スライドを除く。以下同じ。)については、停電、電圧降下等による荷又は搬器の逸走及び逆走を防止するための装置(第 151 条の 82 において「逸走等防止装置」という。)を備えたものでなければ使用してはならない。ただし、専ら水平の状態で使用するときその他労働者に危険を及ぼすおそれのないときは、この限りでない。

(非常停止装置)

第 151 条の 78 事業者は、コンベヤーについては、労働者の身体の一部が巻き込まれる等労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、非常の場合に直ちにコンベヤーの運転を停止することができる装置(第 151 条の 82 において「非常停止装置」という。)を備えなければならない。

(荷の落下防止)

第 151 条の 79 事業者は、コンベヤーから荷が落下することにより労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、当該コンベヤーに覆い又は囲いを設ける等荷の落下を防止するための措置を講じなければならない。

(トロリーコンベヤー)

第 151 条の 80 事業者は、トロリーコンベヤーについては、トロリーとチェーン及びハンガーとが容易に外れないよう相互に確実に接続されているものでなければ使用してはならない。

(搭乗の制限)

第 151 条の 81 事業者は、運転中のコンベヤーに労働者を乗せてはならない。ただし、労働者を運搬する構造のコンベヤーについて、墜落、接触等による労働者の危険を防止するための措置を講じた場合は、この限りでない。

2 労働者は、前項ただし書の場合を除き、運転中のコンベヤーに乗ってはならない。

(点 検)

第 151 条の 82 事業者は、コンベヤーを用いて作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行わなければならない。

- 一 原動機及びプーリーの機能
- 二 逸走等防止装置の機能
- 三 非常停止装置の機能
- 四 原動機、回転軸、歯車、プーリー等の覆い、囲い等の異常の有無

(補修等)

第 151 条の 83 事業者は、前条の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。

3 貨物取扱作業等

(1) 積卸し等

(不適格な繊維ロープの使用禁止)

第 418 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープを貨車の荷掛けに使用してはならない。

- 一 ストランドが切断しているもの
- 二 著しい損傷又は腐食があるもの

(点 検)

第 419 条 事業者は、繊維ロープを貨車の荷掛けに使用するとき、その日の使用を開始する前に、当該繊維ロープを点検し、異常を認めるときは、直ちに取替えなければならない。

(作業指揮者の選任及び職務)

第 420 条 事業者は、一の荷でその重量が 100 キログラム以上のものを貨車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業の指揮者を定め、その者に次の事項を行わせなければならない。

- 一 作業の方法及び順序を決定し、作業を指揮すること。
- 二 器具及び工具を点検し、不良品を取り除くこと。
- 三 当該作業を行う箇所には、関係労働者以外の労働者を立ち入らせないこと。
- 四 ロープ解きの作業及びシート外しの作業を行うときは、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後、当該作業の着手を指示すること。

(2) はい付け、はいくずし等

(はいの昇降設備)

第 427 条 事業者は、はい(倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。)の集団をいう。以下同じ。)の上で作業を行なう場合において、作業箇所の高さが床面から 1.5 メートルをこえるときは、当該作業に従事する労働者が床面と当該作業箇所との間を安全に昇降するための設備を設けなければならない。ただし、当該はいを構成する荷によって安全に昇降できる場合は、この限りでない。

2 前項の作業に従事する労働者は、床面と当該作業箇所との間を昇降するときは、同項のただし書に該当する場合を除き、同項の昇降するための設備を使用しなければならない。

(はいの間隔)

第 430 条 事業者は、床面からの高さが 2 メートル以上のはい(容器が袋、かます又は俵である荷により構成されるものに限る。)については、当該はいと隣接のはいとの間隔を、はいの下端において 10

センチメートル以上としなければならない。

(はいくずし作業)

第 431 条 事業者は、床面からの高さが 2 メートル以上のはいについて、はいくずしの作業を行なうときは、当該作業に従事する労働者に次の事項を行なわせなければならない。

- 一 中抜きをしないこと。
- 二 容器が袋、かます又は俵である荷により構成されるはいについては、ひな段状にくずし、ひな段の各段(最下段を除く。)の高さは 1.5 メートル以下とすること。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項各号に掲げる事項を行なわなければならない。

(はいの崩壊等の危険の防止)

第 432 条 事業者は、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該はいについて、ロープで縛り、網を張り、くい止めを施し、はい替えを行なう等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

(立入禁止)

第 433 条 事業者は、はい付け又ははいくずしの作業が行なわれている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに、関係労働者以外の労働者を立ち入らせてはならない。

(照度の保持)

第 434 条 事業者は、はい付け又ははいくずしの作業を行なう場所については、当該作業を安全に行なうため必要な照度を保持しなければならない。

(保護帽の着用)

第 435 条 事業者は、はいの上における作業(作業箇所の高さが床面から 2 メートル以上のものに限る。)を行なうときは、墜落による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

2 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。

4 墜落等による危険の防止及び通路等

<墜落等による危険の防止>

(悪天候時の作業禁止)

第 522 条 事業者は、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行なう場合において、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、当該作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業に労働者を従事させてはならない。

(照度の保持)

第 523 条 事業者は、高さが 2 メートル以上の箇所で作業を行なうときは、当該作業を安全に行なうた

め必要な照度を保持しなければならない。

(移動はしご)

第 527 条 事業者は、移動はしごについては、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 幅は、30 センチメートル以上とすること。
- 四 すべり止め装置の取付けその他転位を防止するために必要な措置を講ずること。

(脚 立)

第 528 条 事業者は、脚立については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

- 一 丈夫な構造とすること。
- 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 三 脚と水平面との角度を 75 度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること。
- 四 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

<通路等>

(屋内に設ける通路)

第 542 条 事業者は、屋内に設ける通路については、次に定めるところによらなければならない。

- 一 用途に応じた幅を有すること。
- 二 通路面は、つまずき、すべり、踏抜等の危険のない状態に保持すること。
- 三 通路面から高さ 1.8 メートル以内に障害物を置かないこと。

4節 クレーン等安全規則関係

ここでは、主に労働者の危険又は健康障害を防止するための措置とされる法20条から27条に関するクレーン等安全規則を主に記載しています。

1 クレーン関係

(過負荷の制限)

第23条 事業者は、クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

2~3 (省 略)

(傾斜角の制限)

第24条 事業者は、ジブクレーンについては、クレーン明細書に記載されているジブの傾斜角(つり上げ荷重が3トン未満のジブクレーンにあっては、これを製造した者が指定したジブの傾斜角)の範囲をこえて使用してはならない。

(定格荷重の表示等)

第24条の2 事業者は、クレーンを用いて作業を行うときは、クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。

(運転の合図)

第25条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

3 第1項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

(搭乗の制限)

第26条 事業者は、クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。

第27条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。

2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行なわなければならない。

- 一 とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。
- 二 労働者に安全带(令第13条第3項第28号の安全带をいう。)その他の命綱(以下「安全带等」という。)を使用させること。
- 三 とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。

3 労働者は、前項の場合において安全带等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

(暴風時における逸走の防止)

第 31 条 事業者は、瞬間風速が毎秒 30 メートルをこえる風が吹くおそれのあるときは、屋外に設置されている走行クレーンについて、逸走防止装置を作用させる等その逸走を防止するための措置を講じなければならない。

(強風時の作業中止)

第 31 条の 2 事業者は、強風のため、クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止しなければならない。

(強風時における損壊の防止)

第 31 条の 3 事業者は、前条の規定により作業を中止した場合であってジブクレーンのジブが損壊するおそれのあるときは、当該ジブの位置を固定させる等によりジブの損壊による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(運転位置からの離脱の禁止)

第 32 条 事業者は、クレーンの運転者を、荷をつつたままで、運転位置から離れさせてはならない。

2 前項の運転者は、荷をつつたままで、運転位置を離れては、ならない。

(作業開始前の点検)

第 36 条 事業者は、クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、次の事項について点検を行なわなければならない。

- 一 巻過防止装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能
- 二 ランウェイの上及びトロリが横行するレールの状態
- 三 ワイヤロープが通っている箇所の状態

(暴風後等の点検)

第 37 条 事業者は、屋外に設置されているクレーンを用いて瞬間風速が毎秒 30 メートルをこえる風が吹いた後に作業を行なうとき、又はクレーンを用いて中震以上の震度の地震の後に作業を行なうときは、あらかじめ、クレーンの各部分の異常の有無について点検を行なわなければならない。

(自主検査等の記録)

第 38 条 事業者は、この節に定める自主検査及び点検(第 36 条の点検を除く。)の結果を記録し、これを 3 年間保存しなければならない。(根拠 法第 20 条、第 45 条)

(補 修)

第 39 条 事業者は、この節に定める自主検査又は点検を行なった場合において、異常を認めたときは、直ちに補修しなければならない。

2 移動式クレーン

(作業方法等の決定等)

第 66 条の 2 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。

- 一 移動式クレーンによる作業の方法
- 二 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
- 三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統)

2 事業者は、前項各号の事項を定めたときは、当該事項について、作業の開始前に、関係労働者に周知させなければならない。

(外れ止め装置の使用)

第 66 条の 3 事業者は、移動式クレーンを用いて荷をつり上げるときは、外れ止め装置を使用しなければならない。

(過負荷の制限)

第 69 条 事業者は、移動式クレーンにその定格荷重をこえる荷重をかけて使用してはならない。

(傾斜角の制限)

第 70 条 事業者は、移動式クレーンについては、移動式クレーン明細書に記載されているジブの傾斜角(つり上げ荷重が 3 トン未満の移動式クレーンにあつては、これを製造した者が指定したジブの傾斜角)の範囲をこえて使用してはならない。

(定格荷重の表示等)

第 70 条の 2 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの運転者及び玉掛けをする者が当該移動式クレーンの定格荷重を常時知ることができるよう、表示その他の措置を講じなければならない。

(使用の禁止)

第 70 条の 3 事業者は、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、移動式クレーンを用いて作業を行つてはならない。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りでない。

(アウトリガーの位置)

第 70 条の 4 事業者は、前条ただし書の場合において、アウトリガーを使用する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガーを当該鉄板等の上で当該移動式クレーンが転倒するおそれのない位置に設置しなければならない。

(アウトリガー等の張り出し)

第 70 条の 5 事業者は、アウトリガーを有する移動式クレーン又は拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガー又はクローラを最大限に張り出さなければならない。ただし、アウトリガー又はクローラを最大限に張り出すことができない場合であって、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガー又はクローラの張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときは、この限りでない。

(運転の合図)

第 71 条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、移動式クレーンの運転について一定の合図を定め、合図を行なう者を指名して、その者に合図を行なわせなければならない。ただし、移動式クレーンの運転者に単独で作業を行なわせるときは、この限りでない。(根拠 法第 20 条)

2 前項の指名を受けた者は、同項の作業に従事するときは、同項の合図を行なわなければならない。

3 第 1 項の作業に従事する労働者は、同項の合図に従わなければならない。

(塔乗の制限)

第 72 条 事業者は、移動式クレーンにより、労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて、作業させてはならない。

(立入禁止)

第 74 条 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

第 74 条の 2 事業者は、移動式クレーンに係る作業を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷(第 6 号の場合にあつては、つり具を含む。)の下に労働者を立ち入らせてはならない。

一 ハッカーを用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

二 つりクランプ 1 個を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

三 ワイヤロープ等を用いて 1 箇所に玉掛けをした荷がつり上げられているとき(当該荷に設けられた穴又は、アイボルトにワイヤロープ等を通して玉掛けをしている場合を除く。)

四 複数の荷が一度につり上げられている場合であって、当該複数の荷が結束され、箱に入れられる等により固定されていないとき。

五 磁力又は陰圧により吸着させるつり具又は玉掛用具を用いて玉掛けをした荷がつり上げられているとき。

六 動力下降以外の方法により荷又はつり具を下降させるとき。

(強風時の作業中止)

第 74 条の 3 事業者は、強風のため、移動式クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるときは、当該作業を中止しなければならない。

(強風時における転倒の防止)

第 74 条の 4 事業者は、前条の規定により作業を中止した場合であって移動式クレーンが転倒するお

そのあるときは、当該移動式クレーンのジブの位置を固定させる等により移動式クレーンの転倒による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

(運転位置からの離脱の禁止)

第 75 条 事業者は、移動式クレーンの運転者を、荷をつつたままで、運転位置から離れさせてはならない。

2 前項の運転者は、荷をつつたままで、運転位置を離れてはならない。

(作業開始前の点検)

第 78 条 事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、巻過防止装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ、クラッチ及びコントローラーの機能について点検を行なわなければならない。

3 玉掛け

(不適格なワイヤロープの使用禁止)

第 215 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するワイヤロープをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

- 一 ワイヤロープーよりの間において素線(フィラ線を除く。以下本号において同じ。)の数の 10 パーセント以上の素線が切断しているもの
- 二 直径の減少が公称径の 7 パーセントをこえるもの
- 三 キンクしたもの
- 四 著しい形くずれ又は腐食があるもの

(不適格なつりチエーンの使用禁止)

第 216 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するつりチエーンをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

- 一 伸びが、当該つりチエーンが製造されたときの長さの 5 パーセントをこえるもの
- 二 リンクの断面の直径の減少が、当該つりチエーンが製造されたときの当該リンクの断面の直径の 10 パーセントをこえるもの
- 三 き裂があるもの

(不適格なフック、シャツクル等の使用禁止)

第 217 条 事業者は、フック、シャツクル、リング等の金具で、変形しているもの又はき裂があるものを、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

(不適格な繊維ロープ等の使用禁止)

第 218 条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する繊維ロープ又は繊維ベルトをクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

- 一 ストランドが切断しているもの
- 二 著しい損傷又は腐食があるもの

(リングの具備等)

第 219 条 事業者は、エンドレスでないワイヤロープ又はつりチェーンについては、その両端にフック、シャツクル、リング又はアイを備えているものでなければクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具として使用してはならない。

2 前項のアイは、アイスプライス若しくは圧縮どめ又はこれらと同等以上の強さを保持する方法によるものでなければならない。この場合において、アイスプライスは、ワイヤロープのすべてのストランドを 3 回以上編み込んだ後、それぞれのストランドの素線の半数の素線を切り、残された素線をさらに 2 回以上(すべてのストランドを 4 回以上編み込んだ場合には 1 回以上)編み込むものとする。

(使用範囲の制限)

第 219 条の 2 事業者は、磁力若しくは陰圧により吸着させる玉掛用具、チェーンブロック又はチェーンレバーホイスト(以下この項において「玉掛用具」という。)を用いて玉掛けの作業を行うときは、当該玉掛用具について定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。

2 事業者は、つりクランプを用いて玉掛けの作業を行うときは、当該つりクランプの用途に応じて玉掛けの作業を行うとともに、当該つりクランプについて定められた使用荷重等の範囲で使用しなければならない。

(作業開始前の点検)

第 220 条 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャツクル、リング等の金具(以下この条において「ワイヤロープ等」という。)を用いて玉掛けの作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行なわなければならない。

2 事業者は、前項の点検を行なった場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

参 考 資 料

- 資料1 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン
- 資料2 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく安全衛生教育の推進について
- 資料3 職場の腰痛予防対策指針（抜すい）
- 資料4 トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号

第 1 目的**1 目的**

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令等とあいまって、陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）の事業者（以下「陸運事業者」という。）の労働者が行う荷役作業における労働災害を防止するために、陸運事業者及び荷主・配送先・元請事業者等（以下「荷主等」という。）がそれぞれ取り組むべき事項を具体的に示すことを目的とする。

2 関係者の責務

陸運事業者は、本ガイドラインを指針として、荷役作業における労働災害防止対策の積極的な推進に努めるものとする。

荷主等は、本ガイドラインを指針として、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止のために必要な事項の実施に協力するものとする。

荷役作業を行う陸運事業者の労働者は、陸運事業者の指示、荷主等の作業場所における遵守事項等を守ることにより、荷役作業における労働災害の防止に努めるものとする。

第 2 陸運事業者の実施事項**1 安全衛生管理体制の確立等****(1) 荷役災害防止のための担当者の指名**

荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

ア 安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名し、荷役作業における労働災害防止のために果たすべき役割、責任及び権限を定め、必要な対策に取り組みさせること。また、それらを労働者に周知すること。

イ 指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役災害防止に必要な教育を実施すること。

(2) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

荷役作業における労働災害を防止するための措置を組織的かつ継続的に実施するため、次の事項を実施すること。

ア 事業場全体の安全意識を高めるため、事業を統括管理する者は、荷役作業における労働災害防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生方針を表明すること。

イ 安全衛生方針に基づき、荷役作業における労働災害防止に関する事項を盛り込んだ安全衛生目標を設定し、当該目標において一定期間に達成すべき到達点を明らかにするとともに、陸運事業者の労働者及び荷主等に周知すること。

ウ 荷役作業について、危険性又は有害性等の調査（以下「リスクアセスメント」という。）を実施し、その結果に基づいて労働者の危険等を防止するため必要な措置を講ずること。

エ 安全衛生目標を達成するための具体的な方策として、一定の期間を区切り、次の事項を含む安全衛生計画を作成するとともに、その計画の実施、評価及び改善を適切に行うこと。

① 荷役運搬機械、荷役用具・設備等による労働災害防止に関する事項

- ② 安全衛生教育の実施に関する事項
 - ③ 荷役災害防止に関する意識の高揚等に関する事項
 - ④ 腰痛予防等の健康管理に関する事項
- (3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置
荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。
- ア 安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会等」という。）において、荷役作業における労働災害防止について調査審議すること。
 - イ 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置し、下記4(3)に例示する事項等について協議すること。

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

- ア 運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるか事前に確認すること。また、事前に確認しなかった荷役作業は行わせないこと。
- イ 荷主等に確認した荷役作業の内容に応じた適切な安全衛生対策を講ずること。
- ウ 荷役作業を行う場所の作業環境や作業内容にも配慮した服装や保護具（保護帽、安全靴等）を着用させること。
- エ 荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ風雨が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業を行える状態を保持すること。
- オ 陸運業の労働者が荷役作業を行う際に、荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合には報告させ、荷主等に対し改善を求めること。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

- ア 荷役作業を行う労働者に次の事項を遵守させること。
 - ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理・整頓してから作業を行うこと。
 - ② 不安定な荷の上ではできる限り移動しないこと（一度地面に降りて移動すること。）。
 - ③ 荷締め、ラッピング、ラベル貼り等の作業は、荷や荷台の上で行わず、出来る限り地上から又は地上での作業とすること。
 - ④ 安全帯を取り付ける設備がある場合は、安全帯を使用すること。
 - ⑤ 墜落・転落の危険のある作業においては、墜落時保護用の保護帽を着用すること。
 - ⑥ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保すること。
 - ⑦ 荷や荷台の上で作業を行う場合は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないこと。
 - ⑧ 雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には、耐滑性のある靴（Fマーク）を使用すること。
 - ⑨ あおりを立てる場合には、必ず固定すること。

- ⑩ 最大積載量が5 t以上の貨物自動車の荷台への昇降は、昇降設備を使用すること。最大積載量が5 t未満の貨物自動車の荷台への昇降についても、できる限り昇降設備（踏み台等の簡易なものでもよい。）を使用すること。
- ⑪ 荷や荷台、貨物自動車の運転席への昇降（乗降）については、三点確保（手足の4点のどれかを動かす時に残り3点で確保しておくこと）を実行すること。
- イ 荷台の上での作業については、できるだけあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用するなどし、荷台のあおりに乗っての作業を避けること。
- ウ 貨物自動車の荷台への昇降設備を用意すること。
- エ タンクローリーへの給油作業のようにタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフトによる労働災害の防止対策】

- ア フォークリフトの運転は、最大荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。
- イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。
- ウ 作業計画を作成すること。
- エ 労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること。
- オ フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者に、次の事項を遵守させること。
 - ① フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしないこと。
 - ② 荷崩れ防止措置を行うこと。
 - ③ シートベルトを装備しているフォークリフトの運転時にはシートベルトを着用すること。
 - ④ フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行うこと。万一、フォークリフトが動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
 - ⑤ マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さないこと。
 - ⑥ 運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全带の使用等の墜落防止措置を講じること。
 - ⑦ 急停止、急旋回を行わないこと。
 - ⑧ 荷役作業場の制限速度を遵守すること。
 - ⑨ バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底すること。
 - ⑩ フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底すること。
 - ⑪ 構内を通行する時は、他者が運転するフォークリフトとの接触を防ぐため、安全通路を歩行するとともに、荷の陰等から飛び出さないこと。
- カ 構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、荷役作業を行う労働者の見やすい場所に掲示すること。
- キ 通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。
- ク フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

【クレーン等による労働災害の防止対策】

- ア クレーン、移動式クレーン（以下「クレーン等」という。）の運転は、クレーン等のつり上げ荷重に合った資格を有している労働者に行わせること。

- イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。
- ウ クレーン等を用いて荷役作業を行う労働者に、定格荷重を超えて使用させないこと。
- エ 移動式クレーンについては、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を運転者に周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正すること。
- オ 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設すること。

【コンベヤーによる労働災害の防止対策】

- ア コンベヤーを使用して荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。
 - ① コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通ること。(コンベヤーをまたがないこと。)
 - ② コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直すこと。
 - ③ コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行うこと。
- イ 通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場合は、踏切橋等を設けること。
- ウ ベルトコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。
- エ コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。

【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】

- ア ロールボックスパレット、台車等(以下「ロールボックスパレット等」という。)を使用して人力で荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。
 - ① ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着すること。
 - ② ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かすこと。
 - ③ トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業すること。
 - ④ ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認すること。
 - ⑤ 見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかけること。
 - ⑥ 停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程前から減速すること。
 - ⑦ 重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押すこと。
 - ⑧ 荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定すること。
- イ ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。
- ウ ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

(4) 転倒による労働災害の防止対策

- ア 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。
 - ① 荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認すること。また、資材等が置かれている場合には整理整頓してから作業を行うこと。
 - ② 後ずさりでの作業はできる限りしないこと。

- イ 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用させること。
- ウ 荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。
- エ 荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。
- オ 持った荷で両手を塞がれると僅かなつまずきでも転倒しやすくなるため、できるだけ台車等を使用させること。

(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

- ア 職場における腰痛予防対策指針（平成6年9月6日付け基発第547号）で示された各対策を講じること。
- イ 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。
 - ① 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと。特に、長時間の貨物自動車の運転の後は、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと。
 - ② 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないこと。
 - ③ 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すこと。
 - ④ 重量の重い荷は、2人以上で扱うこと。
 - ⑤ できるだけ台車等を使用すること。
- ウ 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。
- エ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。

(6) その他の労働災害の防止対策

- ア 荷役作業を行う労働者に対し、次の事項を遵守させること。
 - ① ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
 - ② 荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行うこと。
 - ③ あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行うこと。
 - ④ 鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止すること。
 - ⑤ 停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしないこと。
- イ 崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業は、運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化を図りにくい特徴がある。

また、荷役作業は、荷主先等において、単独又は荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者については、自社からの直接的な指示・支援を受けにくい特徴もある。

このような特徴を踏まえると、荷役作業を行う労働者に対し、労働災害防止のための知識を付与するとともに、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むように安全衛生教育を実施することは、荷役作業における労働災害を防止する上で極めて重要である。

したがって、荷役作業を行う労働者に対し、荷役作業の安全衛生教育を確実に実施するとともに、その内容を一人ひとりの労働者が遵守できるよう日頃から安全衛生意識の醸成に努めること。

(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育

陸運事業者は、荷役作業を行うことになる労働者に対し、雇入れ時教育又は作業内容変更時教育を行う際に、上記2において陸運事業者の労働者に遵守させる必要があるとした事項を含め、次に掲げる事項について安全衛生教育を実施すること。

なお、既に荷役作業に従事している陸運業の労働者であって、これらの教育を受けていない労働者についても同様であること。

- ア 荷役運搬作業における積卸し作業（ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業を含む。）の知識
- イ 荷の種類等
- ウ 荷役運搬機械等の種類
- エ 使用器具及び工具
- オ 作業箇所の安全確認
- カ 服装及び保護具
- キ 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等の事業場の構内における荷役作業がある場合には、当該構内において留意すべき事項

(2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得

以下の資格等について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な取得を推進すること。

- ア フォークリフト
 - (ア) 最大荷重1トン以上のフォークリフト（技能講習）
 - (イ) 最大荷重1トン未満のフォークリフト（特別教育）
 - (ウ) フォークリフト運転業務従事者教育（危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（以下「安全衛生教育指針公示」という。）に基づく教育）
- イ フォークローダー
 - (ア) 最大荷重1トン以上のフォークローダー（技能講習）
 - (イ) 最大荷重1トン未満のフォークローダー（特別教育）
- ウ クレーン等
 - (ア) つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転（免許）
 - (イ) つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転（特別教育）
 - (ウ) つり上げ荷重5トン以上の移動式クレーンの運転（免許）
 - (エ) つり上げ荷重1トン以上5トン未満の移動式クレーンの運転（技能講習）
 - (オ) つり上げ荷重0.5トン以上1トン未満の移動式クレーンの運転（特別教育）
 - (カ) つり上げ荷重1トン以上の移動式クレーンの玉掛け業務（技能講習）
 - (キ) クレーン運転士安全衛生教育（安全衛生教育指針公示に基づく教育）
 - (ク) 移動式クレーン運転士安全衛生教育（安全衛生教育指針公示に基づく教育）

(3) 作業指揮者等に対する教育

以下の作業指揮者等に対する教育について、それぞれの労働者の職務の内容に応じ、対象者、実施時期、教育内容等を適切に定め、計画的な受講を推進すること。

ア 車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育

イ 積卸し作業指揮者教育

ウ 危険予知訓練

エ リスクアセスメント教育

オ 腰痛予防管理者教育

(4) 日常の教育

陸運事業者は、荷役作業を行う労働者に対し、上記2において労働者に遵守させる必要があるとした事項について、繰り返し教育を行い、その徹底を求めること。

また、こうした教育においては、災害事例（厚生労働省ホームページ：職場のあんぜんサイト等）を用いるほか、実際の荷役作業を想定したイラストシート、写真等を用いて、荷役作業を行う労働者に潜在的危険性を予知させ、その防止対策を立てさせることにより、安全を確保する能力を身につけさせる危険予知訓練を行うこと。

4 陸運事業者と荷主等との連絡調整

(1) 荷役作業における役割分担の明確化

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっていることがあることが挙げられる。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

(2) 荷役作業実施における陸運事業者と荷主等との連絡調整

上記2(1)アのとおり、運送の都度、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において荷役作業を行う必要があるかについて事前に確認すること。

確認の結果、荷役作業がある場合には、運搬物の重量、荷役作業の方法等の荷役作業の内容を安全作業連絡書（参考例を参照）等を使用して把握するとともに、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で使用する荷役運搬機械の運転に必要な資格等を有しているか併せて確認すること。

(3) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設けること。

具体的には、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。

また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先における休憩施設の設置等についても併せて協議すること。

5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

貨物自動車運転者に荷役作業を行わせる場合には、運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間を考慮した運行計画を作成すること。

6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うこと。

第3 荷主等の実施事項

1 安全衛生管理体制の確立等

(1) 荷役災害防止のための担当者の指名

陸運事業者と連携して、荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、次の事項を実施すること。

ア 安全管理者、安全衛生推進者等の中から荷役災害防止の担当者を指名し、陸運事業者の荷役災害防止担当者が行う労働災害防止のための措置に連携して取り組ませること。

イ 指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役災害防止のために必要な教育を実施すること。

(2) 安全衛生方針の表明、目標の設定及び計画の作成、実施、評価及び改善

荷主等による安全衛生方針の表明や目標の設定、安全衛生計画の策定に当たっては、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について盛り込むこと。

(3) 安全衛生委員会等における調査審議、陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害を防止するための具体的な措置を調査審議するため、次の事項を実施すること。

ア 安全委員会等において、陸運事業者の労働者が荷主等の事業場で行う荷役作業における労働災害の防止について調査審議すること。

イ 反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と安全衛生協議組織を設置し、下記5(4)に例示する事項等について協議すること。

2 荷役作業における労働災害防止措置

(1) 基本的な対策

ア 陸運事業者の労働者が荷主等の事業場において行う必要がある荷役作業について、陸運事業者に通知すること。また、事前に通知しなかった荷役作業は陸運業の労働者に行わせないこと。

イ 荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者（以下「貨物自動車運転者」という。）の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、荷役作業の安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については余裕を持った設定（弾力的な設定）とすること。

ウ 荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業

を行える状況に保持すること。

エ 陸運事業者からの不安全な作業指示等に対する改善要望があった場合は、適切に対応すること。また、陸運事業者の労働者が不安全な方法で荷役作業を行っていることを確認した場合には、速やかに改善を求めること。

オ 陸運事業者の労働者と荷主等の労働者が、荷主等の事業場において混在して作業を行う場合には、作業間の連絡調整を行うこと。

(2) 墜落・転落による労働災害の防止対策

ア 荷主等が管理する施設において、できるだけプラットホーム（移動式のものを含む。）、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意すること。

イ 荷主等が管理する施設において、タンクローリー上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できるだけ施設側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

(3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止対策

【フォークリフトによる労働災害の防止対策】

ア 陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は、最大荷重に合った資格を有していることを確認すること。

イ 所有するフォークリフトの定期自主検査を実施すること。

ウ 陸運事業者に対し、作業計画の作成に必要な情報を提供すること。

エ 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。

オ 荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、労働者の見やすい場所に掲示すること。

カ 荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知すること。

キ 荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分すること。

【クレーン等による労働災害の防止対策】

ア 陸運事業者の労働者にクレーン等を貸与する場合は、つり上げ荷重に合った資格を有していることを確認すること。

イ 所有するクレーン等の定期自主検査を実施すること。

ウ 荷主等の労働者が運転するクレーン等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にクレーン等による荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。

エ 荷主等が管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知すること。また、移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正しておくこと。

オ 荷主等の管理する施設において、陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、転倒防止のための敷鉄板を準備すること。

【コンベヤーによる労働災害の防止対策】

- ア 荷主等が管理する施設において、通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場所は、踏切橋等を設けること。
- イ 荷主等が管理するコンベヤーの駆動ローラとフレーム又はベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設けること。
- ウ 荷主等が管理するコンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設けること。

【ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策】

- ア 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓しておくこと。
- イ 荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

(4) 転倒による労働災害の防止対策

- ア 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所を整理整頓し、床・地面の凹凸等のつまずきの原因をできるだけなくすこと。
- イ 荷主等が管理する施設において、荷役作業場所の段差をなくす、手すりを設置する、床面の防滑対策を講じる等、設備改善を行うこと。
- ウ 台車等を用意すること。

(5) 動作の反動、無理な動作による労働災害の防止対策

- ア 荷主等が管理する施設において人力荷役をする場合は、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善すること。
- イ 職場における腰痛予防対策指針を踏まえ、荷姿、荷の重量等について、作業者の負担が軽減されるように配慮すること。
- ウ 陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者に作業を補助させること。
- エ 台車等を用意すること。

(6) その他の労働災害の防止対策

荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換すること。

3 荷役作業の安全衛生教育の実施

(1) 運送発注担当者等への改善基準告示の概要の周知

貨物自動車運転者については、自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）により、拘束時間、運転時間の上限等が定められている。

したがって、運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。

(2) 荷主等の労働者への荷役運搬機械に関する安全衛生教育の実施

荷主等の労働者が運転する荷役運搬機械により、陸運事業者の労働者が被災することのないよ

う、労働者に荷役運搬機械の安全衛生教育を行うこと。

4 陸運事業者と荷主等との連絡調整

(1) 荷役作業における役割分担の明確化

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられる。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

(2) 配送先における荷卸しの役割分担の明確化

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にならない場合が多い。この場合、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知すること。

(3) 荷役作業実施における荷主等と陸運事業者との連絡調整

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、陸運事業者の荷役災害防止の担当者に対し、安全作業連絡書（参考例を参照）の内容を通知すること。

(4) 陸運事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置

荷主等の事業場において、陸運事業者の労働者が反復定例的に荷役作業を行う場合には、安全な作業方法の確立等について、陸運事業者と荷主等で協議する場を設けること。

具体的には、荷台等からの墜落・転落災害、荷役運搬機械等による災害、転倒や動作の反動・無理な動作による災害の防止対策等について協議するほか、合同で荷役作業場所の巡視、リスクアセスメントの実施等を行うこと。

また、荷役作業を行うことによる身体的な負荷を考慮して、運行計画のあり方や荷主先への休憩施設の設置等についても併せて協議すること。

5 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、荷役作業を行うことによる疲労に配慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。

6 陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む。）を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、下請事業場との協議組織を設置及び運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行うことが適当である。

基安安発0618第1号

基安労発0618第1号

平成 25 年 6 月 18 日

都道府県労働局労働基準部長 あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長

労 働 衛 生 課 長

(契 印 省 略)

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく
安全衛生教育の推進について

陸上貨物運送事業（以下「陸運事業」という。）の労働者が行う荷役作業における労働災害の防止対策については、平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の策定について」（以下「荷役ガイドライン」という。）により、陸運事業者及び荷主等が取り組むべき事項が具体的に示されたところである。

荷役ガイドラインにおいては、陸運事業者と荷主等のそれぞれの事業場において、荷役災害防止の担当者を指名し、職務の遂行に必要な知識を付与するための教育を行うこととされている。

また、荷役作業に従事する陸運事業者や荷主等の労働者に対しても、荷役作業を安全に行うための教育を行うこととされている。

については、これらの教育の実施要領を別添 1 から 4 のとおり定め、対象者ごとに、科目、範囲、時間等を示すこととしたので、陸運事業者及び荷主等による上記教育の実施について、必要な指導及び援助をお願いします。

なお、教育カリキュラム中の「腰痛予防対策」については、平成 25 年 6 月 18 日付け基発 0618 第 1 号「職場における腰痛予防対策の推進について」により改訂した職場における腰痛予防対策指針及びその解説の内容とするよう留意されたい。

おって、陸上貨物運送事業労働災害防止協会に対し、別紙のとおり通知したので、了知されたい。

荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（陸運事業者向け）実施要領
（荷役ガイドライン第2の1（1）イ関係）

1 目的

荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、安全管理者、安全衛生推進者等から指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役作業における労働災害の現状、荷役作業における労働災害防止対策、荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚、荷主等との連絡調整、関係法令等の知識を付与することを目的とする。

2 対象者

陸運事業者から荷役災害防止の担当者に指名された者とする。

3 実施者

上記2の対象者を使用する陸運事業者又は陸運事業者に代わって当該教育を行う労働災害防止団体等とする。

4 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、下表の「荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（陸運事業者向け）カリキュラム」によること。
- (2) 労働災害防止団体等が実施するものにあつては、1回の教育対象人員は概ね100人以内とする。
- (3) 講師については、教育カリキュラムの各科目について十分な知識、経験を有する者を充てること。

5 実施結果の記録等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果を記録し、保存しておくこと。
- (2) 労働災害防止団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、教育修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存しておくこと。

荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（陸運事業者向け）カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 事業者の責務と安全衛生管理体制	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 基本的な荷役災害防止対策 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	2.0
3 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚	(1) 荷役作業従事者に対する安全衛生教育 (2) 労働安全衛生法に基づく資格等の取得 (3) 作業指揮者等に対する教育 (4) 日常の教育	0.5
4 荷主等との連絡調整	(1) 荷役作業における役割分担の明確化 (2) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置 (3) 荷主等に求められる安全衛生対策	0.5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0.5
合 計		4.0

荷役作業従事者のための安全衛生教育（陸運事業者向け）実施要領
（荷役ガイドライン第2の3（1）関係）

1 目的

荷役作業は、荷主先等において、単独又は荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運業の労働者については、自社からの直接的な指示・支援を受けにくい特徴があるため、荷役作業を行う労働者に対し、荷役作業における労働災害の現状、荷役作業における労働災害防止対策、安全衛生意識の高揚、荷主等の構内における荷役作業での留意事項等について必要な知識を付与することを目的とする。

2 対象者

陸運事業において荷役作業に従事する者（貨物自動車運転者で荷役作業に従事する者を含む。）とする。

3 実施者

上記2の対象者を使用する陸運事業者又は陸運事業者に代わって当該教育を行う労働災害防止団体等とする。

4 実施方法

- （1）教育カリキュラムは、下表の「荷役作業従事者のための安全衛生教育（陸運事業者向け）カリキュラム」によること。
- （2）労働災害防止団体等が実施するものにあつては、1回の教育対象人員は概ね100人以内とすること。
- （3）講師については、教育カリキュラムの科目について十分な知識、経験を有する者を充てること。

5 実施結果の記録等

- （1）事業者は、当該教育を実施した結果を記録し、保存しておくこと。
- （2）労働災害防止団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、教育修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存しておくこと。

荷役作業従事者のための安全衛生教育（陸運事業者向け）カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と荷役作業等者の責務	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 事業者及び荷役作業者の責務	1. 0
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	2. 0
3 荷役作業における安全衛生意識の高揚	ヒヤリ・ハット活動、危険予知活動、リスクアセスメントの実施を通じた安全衛生意識の高揚等	0. 5
4 荷主等の構内における荷役作業の安全	(1) 荷主等の構内において荷役作業を行う場合の一般的な留意事項 (2) 反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等の構内において留意すべき具体的事項	0. 5
合 計		4. 0

(注) 労働災害防止団体等が教育を実施する場合は、4(2)については陸運事業者が個別に行うことを前提に省略することができる。

(別添3)

荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）実施要領
（荷役ガイドライン第3の1（1）イ関係）

1 目的

荷役作業における労働災害を防止するための措置を適切に実施する体制を構築するため、荷主等の事業場の安全管理者、安全衛生推進者等から指名した荷役災害防止の担当者に対し、荷役作業における労働災害の現状、陸運事業者との連絡調整、荷役作業における労働災害防止対策、関係法令等の知識を付与することを目的とする。

2 対象者

荷主等から荷役災害防止の担当者に指名された者。

3 実施者

上記2の対象者を使用する荷主等の事業者又は荷主等の事業者に代わって当該教育を行う労働災害防止団体等とする。

4 実施方法

- (1) 教育カリキュラムは、下表の「荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）カリキュラム」によること。
- (2) 労働災害防止団体等が実施するものにあつては、1回の教育対象人員は概ね100人以内とする。
- (3) 講師については、教育カリキュラムの科目について十分な知識、経験を有する者を充てること。

5 実施結果の記録等

- (1) 事業者は、当該教育を実施した結果を記録し、保存しておくこと。
- (2) 労働災害防止団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、教育修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存しておくこと。

荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育（荷主等向け）カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状と荷主等に求められる役割	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷主等に求められる役割と安全衛生管理体制	0. 5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止のために実施すべき基本事項 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1. 5
3 荷役作業の安全衛生教育	(1) 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準の概要 (2) 陸運事業者の労働者との混在作業における荷役運搬機械の安全な使用	1. 0
4 陸運事業者との連絡調整	(1) 荷役作業（配送先での荷卸し作業を含む。）における役割分担の明確化 (2) 荷役作業実施における陸運事業者との連絡調整 (3) 陸運業の事業者と荷主等による安全衛生協議組織の設置	0. 5
5 関係法令	労働安全衛生関係法令	0. 5
合 計		4. 0

荷役作業従事者のための安全衛生教育（荷主等向け）実施要領
（荷役ガイドライン第3の3（2）関係）

1 目的

荷主等の労働者と陸運事業者の労働者が同一又は隣接した場所で荷役運搬機械を用いて作業を行うことによる労働災害を防止するため、荷主等の労働者に対し、荷役作業における労働災害の現状、荷役作業における労働災害防止対策等の知識を付与することを目的とする。

2 対象者

荷主等の労働者であって、荷役作業場所又は荷役作業場所に隣接した場所で荷役運搬機械を使用する者。

なお、上記場所で作業する荷役運搬機械を使用する者以外の者についても対象とすることが望ましいこと。

3 実施者

上記2の対象者を使用する荷主等の事業者又は荷主等の事業者に代わって当該教育を行う労働災害防止団体等とする。

4 実施方法

(1) 教育カリキュラムは、下表の「荷役作業従事者のための安全衛生教育（荷主等の荷役運搬機械作業向け）カリキュラム」によること。

(2) 労働災害防止団体等が実施するものにあつては、1回の教育対象人員は概ね100人以内とすること。

(3) 講師については、教育カリキュラムの科目について十分な知識、経験を有する者を充てること。

5 実施結果の記録等

(1) 事業者は、当該教育を実施した結果を記録し、保存しておくこと。

(2) 労働災害防止団体等が事業者に代わって当該教育を実施した場合は、教育修了者に対して、その修了を証する書面を交付する等の方法により、所定の教育を受けたことを証明するとともに、教育修了者名簿を作成し、保存しておくこと。

荷役作業従事者のための安全衛生教育（荷主等向け）カリキュラム

科 目	範 囲	時間
1 荷役作業における労働災害の現状	(1) 荷役作業における労働災害の現状と問題点（荷役災害の事例を含む。） (2) 荷役運搬機械作業者の責務（関係法令を含む。）	0.5
2 荷役作業における労働災害防止対策	(1) 荷役災害防止の基礎知識 (2) 荷役作業時の墜落・転落災害の防止 (3) 荷役運搬機械、荷役用具・設備による労働災害の防止 (4) 転倒による労働災害の防止 (5) 腰痛予防対策 (6) その他荷役災害防止に必要な事項	1.5
3 荷主等の構内における荷役作業の安全	(1) 荷主等の荷役運搬機械による陸運事業者の労働者の労働災害防止 (2) 陸運事業者の労働者と共同で荷役作業を行う場合の留意事項 (3) 自社構内において陸運事業者の労働者が被災することのないよう留意すべき具体的な事項	1.0
合 計		3.0

職場の腰痛予防対策指針 (抜すい)

平成25年6月18日

基発0618第1号

1 はじめに

職場における腰痛は、特定の業種のみならず多くの業種及び作業において見られる。

腰痛の発生要因には、腰部に動的あるいは静的に過度の負担を加える動作要因、腰部への振動、温度、転倒の原因となる床・階段の状態等の環境要因、年齢、性、体格、筋力、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症等の既往症又は基礎疾患の有無等の個人的要因、職場の対人ストレス等に代表される心理・社会的要因がある。

腰痛の発生要因は、このように多面的であるほか、作業様態や労働者等の状況と密接に関連し、変化することから、職場における腰痛を効果的に予防するには、労働衛生管理体制を整備し、多種多様な発生要因によるリスクに応じて、作業管理、作業環境管理、健康管理及び労働衛生教育を総合的かつ継続的に、また事業実施に係る管理と一体となって取り組むことが必要である。

本指針は、このような腰痛予防対策に求められる特性を踏まえ、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入しつつ、労働者の健康保持増進の対策を含め、腰痛予防対策の基本的な進め方について具体的に示すものである。

事業者は、労働者の健康を確保する責務を有しており、トップとして腰痛予防対策に取り組む方針を表明した上で、安全衛生担当者の役割、責任及び権限を明確にしつつ、本指針を踏まえ、各事業場の作業の実態に即した対策を講ずる必要がある。

なお、本指針では、一般的な腰痛の予防対策を示した上で、腰痛の発生が比較的多い次に掲げる(1)から(5)までの5つの作業における腰痛の予防対策を別紙に示した。

- (1) 重量物取扱い作業
- (2) 立ち作業
- (3) 座り作業
- (4) 福祉・医療分野等における介護・看護作業
- (5) 車両運転等の作業

2 作業管理

(1) 自動化、省力化

腰部に負担のかかる重量物を取り扱う作業、人を抱え上げる作業、不自然な姿勢を伴う作業では、作業の全部又は一部を自動化することが望ましい。それが困難な場合には、負担を減らす台車等の適切な補助機器や道具、介護・看護等においては福祉用具を導入するなどの省力化を行い、労働者の腰部への負担を軽減すること。

(2) 作業姿勢、動作

労働者に対し、次の事項に留意させること。

イ 前屈、中腰、ひねり、後屈ねん転等の不自然な姿勢を取らないようにすること。適宜、前屈や中腰姿勢は膝を着いた姿勢に置き換え、ひねりや後屈ねん転は体ごと向きを変え、正面を向いて作業することで不自然な姿勢を避けるように心がける。また、作業時は、作業対象にできるだ

け身体を近づけて作業すること。

- ロ 不自然な姿勢を取らざるを得ない場合には、前屈やひねり等の程度をできるだけ小さくし、その頻度と時間を減らすようにすること。また、適宜、台に寄りかかり、壁に手を着き、床に膝を着く等をして身体を支えること。
- ハ 作業台や椅子は適切な高さに調節すること。具体的には、立位、椅座位に関わらず、作業台の高さは肘の曲げ角度がおおよそ 90 度になる高さとする。また、椅子座面の高さは、足裏全体が着く高さとする。
- ニ 立位、椅座位等において、同一姿勢を長時間取らないようにすること。具体的には、長時間の立位作業では、片足を乗せておくことのできる足台や立位のまま腰部を乗せておくことのできる座面の高い椅子等を利用し、長時間の座位作業では、適宜、立位姿勢を取るよう心がける。
- ホ 腰部に負担のかかる動作では、姿勢を整え、かつ、腰部の不意なひねり等の急激な動作を避けること。また、持ち上げる、引く、押す等の動作では、膝を軽く曲げ、呼吸を整え、下腹部に力を入れながら行うこと。
- ヘ 転倒やすべり等の防止のために、足もとや周囲の安全を確認するとともに、不安定な姿勢や動作は取らないようにすること。また、大きな物や重い物を持つての移動距離は短くし、人力での階段昇降は避け、省力化を図ること。

(3) 作業の実施体制

- イ 作業時間、作業量等の設定に際しては、作業に従事する労働者の数、作業内容、作業時間、取り扱う重量、自動化等の状況、補助機器や道具の有無等が適切に割り当てられているか検討すること。
- ロ 特に、腰部に過度の負担のかかる作業では、無理に 1 人で作業するのではなく、複数人で作業できるようにすること。また、人員配置は、労働者個人の健康状態（腰痛の有無を含む。）、特性（年齢、性別、体格、体力、等）、技能・経験等を考慮して行うこと。健康状態は、例えば、4 の(1)の健康診断等により把握すること。

(4) 作業標準

イ 作業標準の策定

腰痛の発生要因を排除又は低減できるよう、作業動作、作業姿勢、作業手順、作業時間等について、作業標準を策定すること。

ロ 作業標準の見直し

作業標準は、個々の労働者の健康状態・特性・技能レベル等を考慮して個別の作業内容に応じたものにしていく必要があるため、定期的に確認し、また新しい機器、設備等を導入した場合にも、その都度見直すこと。

(5) 休憩・作業量、作業の組合せ等

- イ 適宜、休憩時間を設け、その時間には姿勢を変えるようにすること。作業時間中にも、小休止・休息が取れるようにすること。また、横になって安静を保てるよう十分な広さを有し、適切な温度に調節できる休憩設備を設けるよう努めること。
- ロ 不自然な姿勢を取らざるを得ない作業や反復作業等を行う場合には、他の作業と組み合わせる等により、当該作業ができるだけ連続しないようにすること。
- ハ 夜勤、交代勤務及び不規則勤務にあつては、作業量が昼間時における同一作業の作業量を下回

るよう配慮し、適宜、休憩や仮眠が取れるようにすること。

ニ 過労を引き起こすような長時間勤務は避けること。

(6) 靴、服装等

イ 作業時の靴は、足に適合したものを使用すること。腰部に著しい負担のかかる作業を行う場合には、ハイヒールやサンダルを使用しないこと。

ロ 作業服は、重量物の取扱い動作や適切な姿勢の保持を妨げないよう、伸縮性、保温性、吸湿性のあるものとする。

ハ 腰部保護ベルトは、個人により効果が異なるため、一律に使用するのではなく、個人毎に効果を確認してから使用の適否を判断すること。

3 作業環境管理

(1) 温度

寒冷ばく露は腰痛を悪化させ、又は発生させやすくするので、屋内作業場において作業を行わせる場合には、作業場内の温度を適切に保つこと。また、冬季の屋外のように低温環境下で作業させざるを得ない場合には、保温のための衣服の着用や暖房設備の設置に配慮すること。

(2) 照明

作業場所、通路、階段等で、足もとや周囲の安全が確認できるように適切な照度を保つこと。

(3) 作業床面

労働者の転倒、つまずきや滑りなどを防止するため、作業床面はできるだけ凹凸がなく、防滑性、弾力性、耐衝撃性及び耐へこみ性に優れたものとするのが望ましい。

(4) 作業空間や設備、荷の配置等

作業そのものや動作に支障をきたすような機器や設備の配置や整理整頓が不十分で雑然とした作業空間、狭い作業空間は、腰痛の発生や症状の悪化につながりやすいことから、作業そのものや動作に支障がないよう十分に広い作業空間を確保し、2の(2)のように作業姿勢、動作が不自然にならないよう、機器・設備、荷の配置、作業台や椅子の高さ等に配慮を行うこと。

(5) 振動

車両系建設機械の操作・運転等により腰部と全身に著しく粗大な振動、あるいは、車両運転等により腰部と全身に長時間振動を受ける場合、腰痛の発生が懸念されることから、座席等について振動ばく露の軽減対策をとること。

4 健康管理

(1) 健康診断

重量物取扱い作業、介護・看護作業等腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対しては、当該作業に配置する際及びその後6月以内ごとに1回、定期的に、次のとおり医師による腰痛の健康診断を実施すること。

イ 配置前の健康診断

配置前の労働者の健康状態を把握し、その後の健康管理の基礎資料とするため、配置前の健康診断の項目は、次のとおりとすること。

(イ) 既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査

- (ロ) 自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無の検査
- (ハ) 脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査
- (ニ) 神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、筋萎縮等の検査
- (ホ) 脊柱機能検査：クラウス・ウェーバーテスト又はその変法（腹筋力、背筋力等の機能のテスト）

なお、医師が必要と認める者については、画像診断と運動機能テスト等を行うこと。

ロ 定期健康診断

- (イ) 定期に行う腰痛の健康診断の項目は、次のとおりとすること。
 - ア 既往歴（腰痛に関する病歴及びその経過）及び業務歴の調査
 - イ 自覚症状（腰痛、下肢痛、下肢筋力減退、知覚障害等）の有無の検査
 - (ロ) (イ)の健康診断の結果、医師が必要と認める者については、次の項目についての健康診断を追加して行うこと。
 - ア 脊柱の検査：姿勢異常、脊柱の変形、脊柱の可動性及び疼痛、腰背筋の緊張及び圧痛、脊椎棘突起の圧痛等の検査
 - イ 神経学的検査：神経伸展試験、深部腱反射、知覚検査、徒手筋力テスト、筋萎縮等の検査
- なお、医師が必要と認める者については、画像診断と運動機能テスト等を行うこと。

ハ 事後措置

事業者は、腰痛の健康診断の結果について医師から意見を聴取し、労働者の腰痛を予防するため必要があると認めるときは、2の(3)の作業の実施体制を始め、作業方法等の改善、作業時間の短縮等、就労上必要な措置を講ずること。また、睡眠改善や保温対策、運動習慣の獲得、禁煙、健康的なストレスコントロール等の日常生活における腰痛予防に効果的な内容を助言することも重要である。

(2) 腰痛予防体操

重量物取扱い作業、介護・看護作業等の腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する労働者に対し、適宜、筋疲労回復、柔軟性、リラクゼーションを高めることを目的として、腰痛予防体操を実施させること。なお、腰痛予防体操を行う時期は作業開始前、作業中、作業終了後等が考えられるが、疲労の蓄積度合い等に応じて適宜、腰痛予防体操を実施する時間・場所が確保できるよう配慮すること。

(3) 職場復帰時の措置

腰痛は再発する可能性が高いため、休業者等が職場に復帰する際には、事業者は、産業医等の意見を十分に尊重し、腰痛の発生に関与する重量物取扱い等の作業方法、作業時間等について就労上必要な措置を講じ、休業者等が復帰時に抱く不安を十分に解消すること。

5 労働衛生教育等

(1) 労働衛生教育

重量物取扱い作業、同一姿勢での長時間作業、不自然な姿勢を伴う作業、介護・看護作業、車両運転作業等に従事する労働者については、当該作業に配置する際及びその後必要に応じ、腰痛予防のための労働衛生教育を実施すること。

教育は、次の項目について労働者の従事する業務に即した内容で行う。また、受講者の経験、知識等を踏まえ、それぞれのレベルに合わせて行うこと。

- ① 腰痛の発生状況及び原因
- ② 腰痛発生要因の特定及びリスクの見積り方法③ 腰痛発生要因の低減措置
- ④ 腰痛予防体操

なお、当該教育の講師としては、腰痛予防について十分な知識と経験を有する者が適切であること。

(2) 心理・社会的要因に関する留意点

職場では、腰痛に関して労働者が精神的ストレスを蓄積しないよう、上司や同僚の支援や相談窓口をつくる等の組織的な対策を整えること。

(3) 健康の保持増進のための措置

腰痛を予防するためには、職場内における対策を進めるのみならず、労働者の日常生活における健康の保持増進が重要である。このため、労働者の体力や健康状態を把握した上で、睡眠、禁煙、運動習慣、バランスのとれた食事、休日の過ごし方に関して産業医等による保健指導を行うことが望ましい。

6 リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステム

職場における腰痛の発生には動作要因、環境要因、個人的要因、心理・社会的要因といった多様な要因が関与するとともに、それぞれの事業場によって作業は様々であることから、腰痛予防対策は、一律かつ網羅的に各種取組を行うのではなく、費用対効果を検討し、的確な優先順位設定の下、各作業におけるリスクに応じて、合理的に実行可能かつ効果的な対策を講じることが必要である。こうしたことを志向した安全衛生活動を実施していくためには、それぞれの作業の種類ごとに、場合によっては作業場所ごとに、腰痛の発生に関与する要因のリスクアセスメントを実施し、その結果に基づいて適切な予防対策を実施していくという手法を導入することが重要である。

また、職場で腰痛を予防するには、作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育を的確に組み合わせて総合的に推進していくことが求められる。そうした予防対策は、腰痛の発生要因が作業様態や労働者等の状況によって変化すること等から継続性を確保しつつ、また、業務の進め方と密接な関係にあることや人材や予算が必要になることから、事業実施に係る管理と一体となっていく必要がある。こうしたことを志向した安全衛生活動を実施していくためには、事業場に労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入することが重要となる。

作業態様別の対策

I 重量物取扱い作業

重量物を取り扱う作業を行わせる場合には、事業者は、単に重量制限のみを厳守させるのではなく、取扱い回数等の作業密度を考慮し、適切な作業時間、人員配置等に留意しつつ、次の対策を講ずること。

なお、重量物とは製品、材料、荷物等のことを指し、人を対象とした抱上げ等の作業は含まない。

1 自動化、省力化

重量物の取扱い作業については、適切な動力装置等により自動化し、それが困難な場合は、台車、補助機器の使用等により人力の負担を軽減することを原則とすること。例えば、倉庫の荷役作業においては、リフターなどの昇降装置や自動搬送装置等を有する貨物自動車を採用したり、ローラーコンベヤーや台車・二輪台車などの補助機器や道具を用いるなど、省力化を図ること。

2 人力による重量物の取扱い

- (1) 人力による重量物取扱い作業が残る場合には、作業速度、取扱い物の重量の調整等により、腰部に負担がかからないようにすること。
- (2) 満 18 歳以上の男子労働者が人力のみにより取り扱う物の重量は、体重のおおむね 40%以下となるように努めること。満 18 歳以上の女子労働者では、さらに男性が取り扱うことのできる重量の 60%位までとすること。
- (3) (2)の重量を超える重量物を取り扱わせる場合、適切な姿勢にて身長差の少ない労働者 2 人以上にて行わせるように努めること。この場合、各々の労働者に重量が均一にかかるようにすること。

3 荷姿の改善、重量の明示等

- (1) 荷物はかさばらないようにし、かつ、適切な材料で包装し、できるだけ確実に把握することのできる手段を講じて、取扱いを容易にすること。
- (2) 取り扱う物の重量は、できるだけ明示すること。
- (3) 著しく重心の偏っている荷物は、その旨を明示すること。
- (4) 荷物の持上げや運搬等では、手カギ、吸盤等の補助具の活用を図り、持ちやすくすること。
- (5) 荷姿が大きい場合や重量がかさむ場合は、小分けにして、小さく、軽量化すること。

4 作業姿勢、動作

労働者に対し、次の事項に留意させること。

重量物を取り扱うときは、急激な身体の移動をなくし、前屈やひねり等の不自然な姿勢はとらず、かつ、身体の重心の移動を少なくする等できるだけ腰部に負担をかけない姿勢で行うこと。具体的には、次の事項にも留意させること。

- (1) 重量物を持ち上げたり、押したりする動作をするときは、できるだけ身体を対象物に近づけ、

重心を低くするような姿勢を取ること。

- (2) はい付け又ははいくずし作業においては、できるだけ、はいを肩より上で取り扱わないこと。
- (3) 床面等から荷物を持ち上げる場合には、片足を少し前に出し、膝を曲げ、腰を十分に降ろして当該荷物をかかえ、膝を伸ばすことによって立ち上がるようにすること。
- (4) 腰をかがめて行う作業を排除するため、適切な高さの作業台等を利用すること。
- (5) 荷物を持ち上げるときは呼吸を整え、腹圧を加えて行うこと。
- (6) 荷物を持った場合には、背を伸ばした状態で腰部のひねりが少なくなるようにすること。
- (7) 2人以上での作業の場合、可能な範囲で、身長差の大きな労働者同士を組み合わせないようにすること。

5 取扱い時間

- (1) 取り扱う物の重量、取り扱う頻度、運搬距離、運搬速度など、作業による負荷に応じて、小休止・休息をとり、また他の軽作業と組み合わせる等により、連続した重量物取扱い時間を軽減すること。
- (2) 単位時間内における取扱い量を、労働者に過度の負担とならないよう適切に定めること。

6 その他

- (1) 必要に応じて腰部保護ベルトの使用を考えること。腰部保護ベルトについては、一律に使用させるのではなく、労働者ごとに効果を確認してから使用の適否を判断すること。
- (2) 長時間車両を運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止・休息及びストレッチを行った後に作業を行わせること。
- (3) 指針本文「4 健康管理」や「5 労働衛生教育等」により、腰部への負担に応じて適切に健康管理、労働衛生教育等を行うこと。

II 立ち作業

機械・各種製品の組立工程やサービス業等に見られるような立ち作業においては、拘束性の強い静的姿勢を伴う立位姿勢、前屈姿勢や過伸展姿勢など、腰部に過度の負担のかかる姿勢となる場合がある。

このような立位姿勢をできるだけ少なくするため、事業者は次の対策を講ずること。

1 作業機器及び作業台の配置

作業機器及び作業台の配置は、前屈、過伸展等の不自然な姿勢での作業を避けるため、労働者の上肢長、下肢長等の体型を考慮したものとする。

2 他作業との組合せ

長時間の連続した立位姿勢保持を避けるため、腰掛け作業等、他の作業を組み合わせる。

3 椅子の配置

- (1) 他作業との組合せが困難であるなど、立ち作業が長時間継続する場合には、椅子を配置し、作業の途中で腰掛けて小休止・休息が取れるようにすること。また、座面の高い椅子等を配置し、立位に加え、椅座位でも作業ができるようにすること。
- (2) 椅子は座面の高さ、背もたれの角度等を調整できる背当て付きの椅子を用いることが望ましい。それができない場合には、適当な腰当て等を使用させること。また、椅子の座面等を考慮して作業台の下方の空間を十分に取り、膝や足先を自由に動かせる空間を取ること。

4 片足置き台の使用

両下肢をあまり使用しない作業では、作業動作や作業位置に応じた適当な高さの片足置き台を使用させること。

5 小休止・休息

立ち作業を行う場合には、おおむね1時間につき、1、2回程度小休止・休息を取らせ、下肢の屈伸運動やマッサージ等を行わせることが望ましい。

6 その他

- (1) 床面が硬い場合は、立っているだけでも腰部への衝撃が大きいため、クッション性のある作業靴やマットを利用して、衝撃を緩和すること。
- (2) 寒冷下では筋が緊張しやすくなるため、冬期は足もとの温度に配慮すること。
- (3) 指針本文「4 健康管理」や「5 労働衛生教育等」により、腰部への負担に応じて適切に健康管理、労働衛生教育等を行うこと。

Ⅲ 座り作業

座り姿勢は、立位姿勢に比べて、身体全体への負担は軽いですが、腰椎にかかる力学的負荷は大きい。一般事務、VDT 作業、窓口業務、コンベヤー作業等のように椅子に腰掛ける椅座位作業や直接床に座る座作業において、拘束性の強い静的姿勢で作業を行わせる場合、また腰掛けて身体の可動性が制限された状態にて、物を曲げる、引く、ねじる等の体幹の動作を伴う作業など、腰部に過度の負担のかかる作業を行わせる場合には、事業者は次の対策を講ずること。また、指針本文「4 健康管理」や「5 労働衛生教育等」により、腰部への負担に応じて、健康管理、労働衛生教育等を行うこと。

1 腰掛け作業

(1) 椅子の改善

座面の高さ、奥行き寸法、背もたれの寸法と角度及び肘掛けの高さが労働者の体格等に合った椅子、又はそれらを調節できる椅子を使用させること。椅子座面の体圧分布及び硬さについても配慮すること。

(2) 机・作業台の改善

机・作業台の高さや角度、机・作業台と椅子との距離は、調節できるように配慮すること。

(3) 作業姿勢等

労働者に対し、次の事項に留意させること。

イ 椅子に深く腰を掛けて、背もたれで体幹を支え、履物の足裏全体が床に接する姿勢を基本とすること。また、必要に応じて、滑りにくい足台を使用すること。

ロ 椅子と大腿下部との間には、手指が押し入る程度のゆとりがあり、大腿部に無理な圧力が加わらないようにすること。

ハ 膝や足先を自由に動かせる空間を取ること。

ニ 前傾姿勢を避けること。また、適宜、立ち上がって腰を伸ばす等姿勢を変えること。

(4) 作業域

腰掛け作業における作業域は、労働者が不自然な姿勢を強いられない範囲とすること。肘を起点として円弧を描いた範囲内に作業対象物を配置すること。

2 座作業

直接床に座る座作業は、仙腸関節、股関節等に負担がかかるため、できる限り避けるよう配慮すること。やむを得ず座作業を行わせる場合は、労働者に対し、次の事項に留意させること。

(1) 同一姿勢を保持しないようにするとともに、適宜、立ち上がって腰を伸ばすようにすること。

(2) あぐらをかく姿勢を取るときは、適宜、臀部が高い位置となった姿勢が取れるよう、座ぶとん等を折り曲げて臀部をその上に載せて座ること。

Ⅳ 福祉・医療分野等における介護・看護作業

(省略)

V 車両運転等の作業

車両系建設機械、フォークリフト、乗用型農業機械の操作・運転作業等によって粗大な振動にばく露し、又はトラック等の貨物自動車やバス・タクシー等の旅客自動車の運転作業等によって長時間の姿勢拘束下で振動にばく露すると、腰部に過度の負担がかかり腰痛が発生しやすくなる。

そのため、事業者は次の対策を講ずること。

1 腰痛の発生に関与する要因の把握

長時間の車両運転等に従事する労働者の腰痛の発生には、「作業姿勢・動作」「振動ばく露及びばく露時間」「座席及び操作装置等の配置」「荷物の積み卸し作業」「作業場の環境」「組織体制」「心理・社会的要因」等の様々な要因が関与していることから、これらを的確に把握すること。

2 リスクの評価（見積り）

具体的な車両運転等の作業を想定して、労働者の腰痛の発生に関与する要因ごとにリスクを見積もる。リスクの見積りに関しては、1で指摘した腰痛に関連する要因がどの程度のリスクに相当するか、「高い」「中程度」「低い」の定性的な評価を行い、当該運転労働等の作業のリスクを評価する。リスクの見積りからリスクの回避・低減措置の実施につなげるに当たっては、「アクション・チェックリスト」も参考になる。3 リスクの回避・低減措置の検討及び実施2で評価したリスクの重大性や緊急性などを考慮して、リスク低減措置の優先度を判断しつつ、次に掲げるような、要因に的確に対処できる対策の内容を決定する。

(1) 運転座席の改善等

運転座席は、座面・背もたれ角度が調整可能、腰背部の安定した支持、運転に伴う振動の減衰効果に優れたものに改善されることが望ましい。このような運転座席を導入することで、運転に伴う拘束姿勢や不安定な姿勢・動作や振動のリスクを低減することが可能となる。また、運転作業開始前に操作性を配慮し、座面角度、背もたれ角度、座席の位置等の適正な調整を行わせることも重要となる。振動減衰に優れた運転座席への改善やこうした構造を有する車両の採用ができない場合には、クッション等を用いて振動の軽減に努めること。

(2) 車両運転等の時間管理

運転座席への拘束姿勢を強いられ、振動にばく露する長時間の車両運転等の作業は腰痛を発生させる懸念があるため、総走行距離や一連続運転時間等の時間管理を適切に行い、適宜、小休止・休息を取らせるようにすること。小休止・休息の際は車両から降りてストレッチング等を行い、筋疲労からの回復を十分図ること。また、車両運転が深夜等に及ぶ際には、仮眠の確保等についても配慮する必要がある。仮眠の確保等は腰痛予防だけでなく、安全運転という観点からも極めて重要である。

(3) 荷物の積み卸し作業

人力による荷物の取扱い作業の要領は「I 重量物取扱い作業」によること。

なお、長時間車両を運転した後に重量物を取り扱う場合は、小休止・休息及びストレッチングを行った後に作業を行わせること。

(4) 構内作業場の環境の改善

不要な振動ばく露の軽減や労働者の転倒やつまずきを防止するため、床面の凹凸をなくし、作業の安全が確保できる程度の照明を確保し、さらには、労働者が寒冷にさらされることのないよう、温湿度の管理にも心がけること。

(5) その他

車両運転等の作業に従事する際は、動きやすい作業服や滑りにくい靴、必要な保護具を着用させること。

指針本文「4 健康管理」や「5 労働衛生教育等」により、腰部への負担に応じて適切に健康管理、労働衛生教育等を実施すること。

4 リスクの再評価、対策の見直し及び実施継続

事業者は、定期的な職場巡視、聞き取り調査、健診、衛生委員会等を通じて、職場に新たな負担や腰痛が発生していないかを確認する体制を整備すること。問題がある場合には、速やかにリスクを再評価し、リスク要因の回避・低減措置を図るため、作業方法や作業環境等の再検討や見直しを行い、新たな対策の実施又は検討を担当部署や衛生委員会に指示すること。特に問題がなければ、現行の対策を継続して実施すること。また、腰痛等の発生報告も欠かすことなく行うこと。

トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント

トラック運転者の長時間労働などの労働条件の改善を図るため、厚生労働省では「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（厚生労働大臣告示。以下「改善基準告示」という。）を示しています。以下はそのポイントです。

<ポイント1> 拘束時間・休息期間

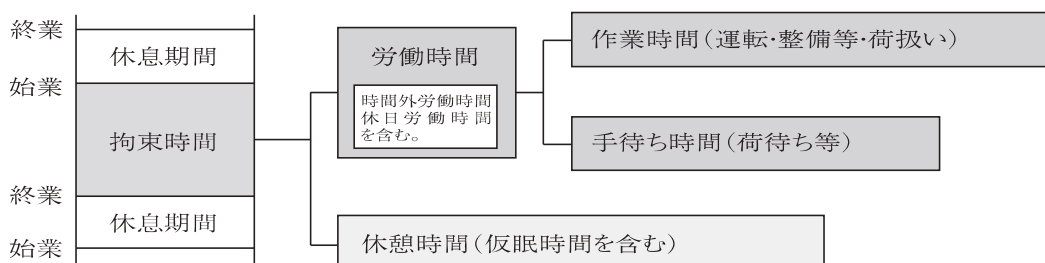
改善基準告示は、自動車運転者の労働の実態にかんがみ、拘束時間、休息期間等について基準を定めています。

(1) 拘束時間

始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間をいいます。

(2) 休息期間

勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。

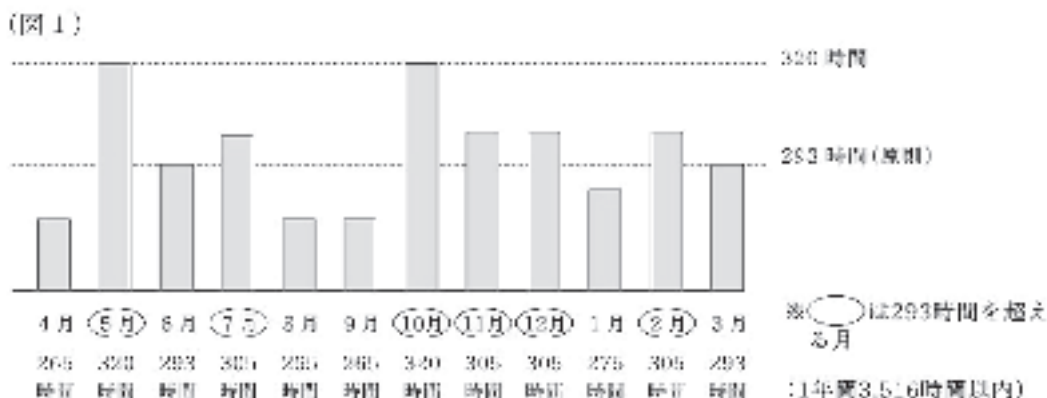


※ 労働時間には、時間外労働時間又は休日労働時間が含まれますので、その時間数又は日数をできるだけ少なくすることにより、改善基準告示に定める拘束時間内の運行、休息期間の確保等が可能となります。

<ポイント2> 拘束時間の限度＝休息期間の確保

(1) 1箇月の拘束時間

- ① 1箇月の拘束時間は原則として293時間以内でなければなりません。
- ② ただし、毎月の拘束時間の限度を定める書面による**労使協定**を締結した場合には、1年のうち6箇月までは、1年間の拘束時間が3,516時間(293時間×12箇月)を超えない範囲内において、1箇月の拘束時間を320時間まで延長することができます(図1参照)。



(2) 1日の拘束時間と休息期間

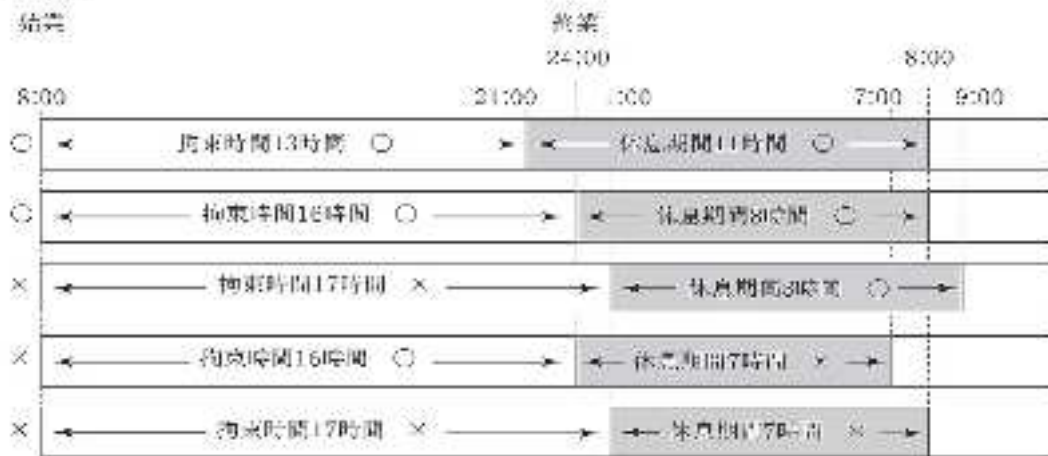
- ① 1日（始業時刻から起算して24時間をいいます。以下同じ。）の拘束時間は**13時間以内を基本**と

し、これを延長する場合であっても **16 時間**が限度です（ただし、(4)の制限があります。）。

② 1日の休息期間は**継続 8 時間以上**とする必要があります。

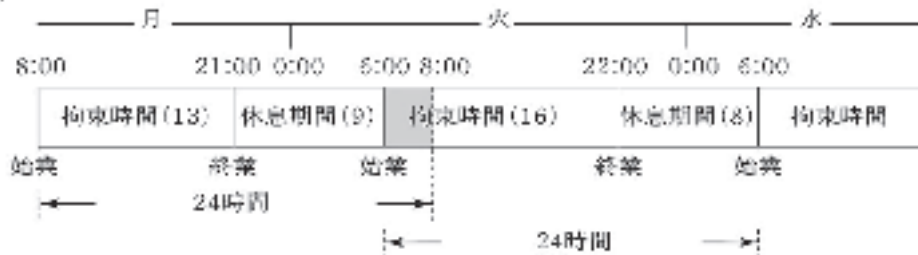
拘束時間と休息期間は表裏一体のものであり、1日とは始業時刻から起算して24時間をいいますので、結局、1日（24時間）＝拘束時間（16時間以内）＋休息期間（8時間以上）ということです（図2参照）。

（図2）



(3) 拘束時間・休息期間の計算方法

（図3）



色をつけた部分は月曜日に始まる勤務の拘束時間と火曜日に始まる勤務の拘束時間が重なる時間帯

① 1箇月の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、1箇月間の各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）をそのまま合計してチェックすることになります。

② 1日の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、始業時刻から起算した24時間以内の拘束時間によりチェックすることになります。

(4) 1週間における1日の拘束時間延長の回数の限度

1日の拘束時間を原則3時間から延長する場合であっても、15時間を超える回数は1週間につき2回が限度です。このため、休息期間が9時間未満となる回数も1週間につき2回が限度となります。

したがって、片道拘束15時間を超える長距離の往復運送は1週につき1回しかできず、改善基準告示に違反しないためには一定の工夫をする必要があります。

(5) 休息期間の取扱い

休息期間については、運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるよう努めなければなりません。

(6) 休日の取扱い

休日は、休息期間＋24時間の連続した時間とすることが必要です。ただし、いかなる場合であっても、この時間が30時間を下回ってはなりません（図5参照）。

すなわち、休息期間は原則として8時間確保されなければならないので、休日は、「休息期間8時間＋24時間＝32時間」以上の連続した時間となります。また、後述の「ポイント5・特例」の(3)

隔日勤務の場合、20 時間以上の休息期間が確保されなければならないので、休日は、「休息期間 20 時間+24 時間=44 時間」以上の連続した時間となります。よって、これらの時間数に達しないものは休日として取り扱われません。

なお、2 日続けて休日を与える場合は、2 日目は連続 24 時間以上あれば差し支えありません。

(図 5)



＜ポイント3＞ 運転時間の限度

(1) 1 日の運転時間は 2 日（始業時刻から 48 時間をいいます。以下同じ。）平均で 9 時間以内

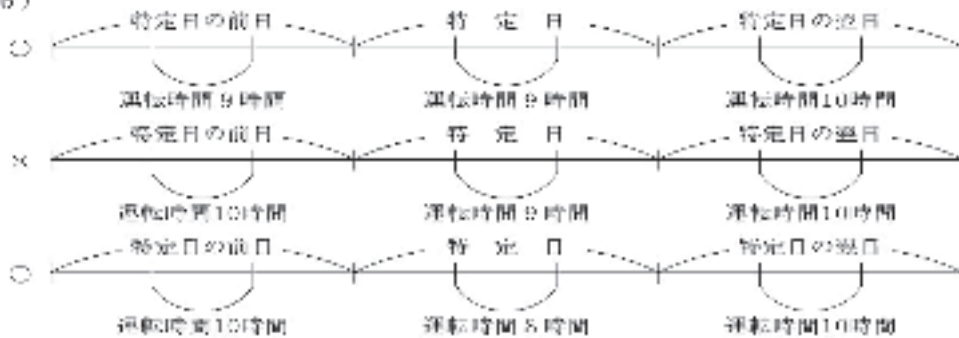
1 日当たりの運転時間の計算に当たっては、特定の日を超算日として 2 日ごとに区切り、その 2 日間の平均とすることが望ましいですが、この特定日の最大運転時間が改善基準告示に違反するか否かは、

$$\frac{(\text{特定日の前日の運転時間}) + (\text{特定日の運転時間})}{2} \quad \text{と}$$

$$\frac{(\text{特定日の運転時間}) + (\text{特定日の翌日の運転時間})}{2}$$

とがともに 9 時間を超える場合は改善基準告示に違反し、そうでない場合は違反しないこととなります。これを図示すると図 6 のようになります。

(図 6)

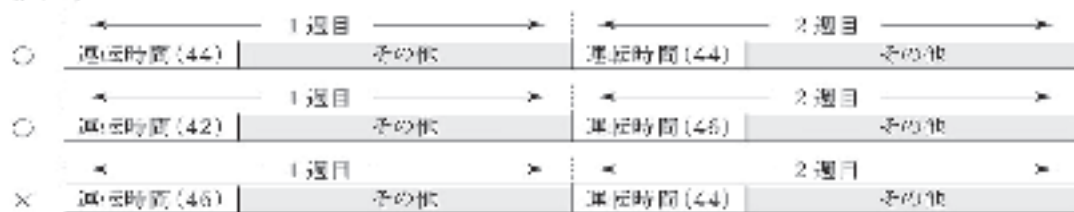


(2) 1 週間の運転時間は 2 週間ごとの平均で 44 時間以内

特定の日を超算日として 2 週間ごとに区切り、その 2 週間ごとに計算します。

これを図示すると図 7 のようになります。

(図 7)



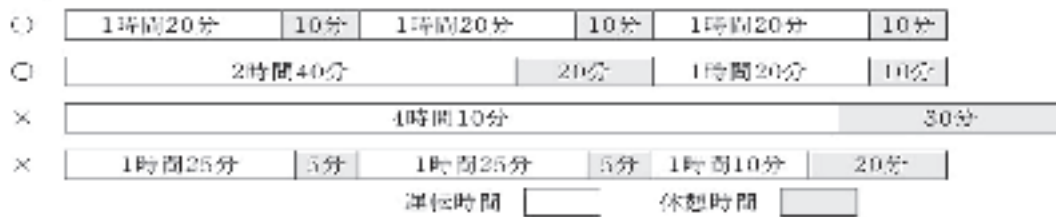
計算日

(3) 連続運転時間は 4 時間以内

運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に 30 分以上の休憩等を確保することにより、運転を中断しなければなりません（図 8 参照）。

ただし、運転開始後 4 時間以内又は 4 時間経過直後に運転を中断する場合の休憩等については、少なくとも 1 回につき 10 分以上としたうえで分割することもできます（図 9 参照）。

(図9)

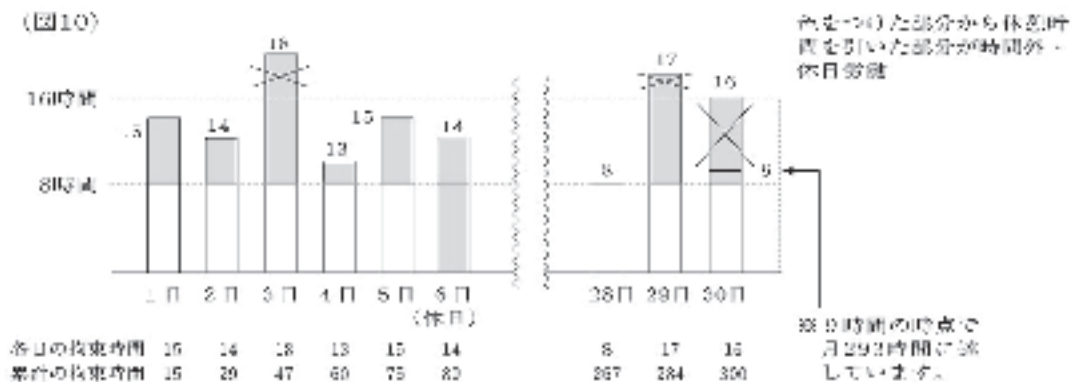


<ポイント4> 時間外労働及び休日労働の限度

(1) 時間外労働及び休日労働は拘束時間の限度まで。休日労働は2週間に1回。

時間外労働及び休日労働は1日の最大拘束時間（16時間、1箇月の拘束時間（原則293時間、労使協定があるときはポイント2(1)の条件の下で320時間まで）の範囲内でしかできません(図10参照)。なお、時間外労働及び休日労働を行う場合には、労働基準法第36条第1項に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定届を労働基準監督署へ届け出なければなりません。

(図10)



※この図は、1箇月の拘束時間が293時間を超え労働時間超過が採用されていない場合のもので、

<ポイント5> 特例

(1) 分割休息期間

業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間（原則として2週間から4週間程度）における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。

この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上でなければなりません。

(2) 2人乗務の特例

運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合（ただし、車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合に限る。）においては、1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、また、休息期間を4時間まで短縮できます。

(3) 隔日勤務の特例

業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、次の条件の下に隔日勤務に就かせることができます。

① 2暦日における拘束時間は、21時間を超えないこと。

ただし、事業場内仮眠施設又は使用者が確保した同種の施設において、夜間に4時間以上の仮眠時間を与える場合には、2週間について3回を限度に、この2暦日における拘束時間を24時間まで延長することができます。

この場合においても、2週間における総拘束時間は126時間を超えることはできません。

② 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。

(4) フェリーに乗船する場合の特例

運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合には、フェリー乗船時間のうち2時間（フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間）については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱います。

フェリー乗船時間が2時間を超える場合には、上記により休息期間とされた時間を休息期間8時間（2人乗務の場合4時間、隔日勤務の場合20時間）から減じることができます。

ただし、その場合においても、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、フェリー下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはなりません。